公害関係基準集

上田市環境保全関係条例集

平成 29 年 3 月

上田市生活環境部生活環境課

公害関係基準集

公害関係基準集

目　　次

本書の利用にあたっての注意事項 6

環境基準等

大気関係

環境基本法 7
◎ 大気汚染に係る環境基準 7
◎ 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準 8
◎ 微小粒子状物質に係る環境基準 8
◎ 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針 8
◎ 有害大気汚染物質の指針値 8
ダイオキシン類対策特別措置法 9
◎ ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準 9
○ 2,3,7,8－四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシン(2,3,7,8-TeCDD)の毒性への換算表（参考） 9

水質関係

環境基本法 10
公共用水域の水質汚濁 10
◎ 水質汚濁に係る環境基準 10
○ 人の健康の保護に関する環境基準 10
○ 生活環境の保全に関する環境基準 11
1 河川 11
2 湖沼 13
3 海域（省略） 15
◎ 水質汚濁に係る環境基準の類型の指定水域（上田市） 16
○ 生活環境の保全に関する環境基準の類型の指定水域 16
1 河川 16
2 湖沼（省略） 16
3 海域（省略） 16
◎ 水質汚濁に係る要監視項目及び指針値 17
○ 人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値 17
○ 生活環境の保全に関する要監視項目及び指針値 17
1 河川及び湖沼 17
2 海域（省略） 17
地下水の水質汚濁 18
◎ 地下水の水質汚濁に係る環境基準 18
◎ 地下水の水質汚濁に係る要監視項目及び指針値 19
ダイオキシン類対策特別措置法 20
◎ ダイオキシン類による水質汚濁に係る環境基準 20
上田市公害防止条例（平成 22 年 4 月 1 日施行） 21
◎ 水質に係る環境基準 21
◎ 区分をあてはめる水域 21
■ 図 1 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定図 22

土壌関係

環境基本法 23
◎ 土壌汚染に係る環境基準 23
ダイオキシン類対策特別措置法 25
◎ ダイオキシン類による土壌汚染に係る環境基準 25

騒音関係

環境基本法 26
騒音 26
◎ 騒音に係る環境基準 26
◎ 騒音に係る環境基準の類型の指定地域（上田市） 28
航空機騒音（省略） 29
新幹線鉄道騒音 30
◎ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準 30
◎ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型の指定地域（上田市） 31
■ 図 2-1～2-4 騒音に係る環境基準の地域類型指定図 32
■ 図 3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定図 36

規制基準等

大気関係

大気汚染防止法 37
ばい煙 37
◎ ばい煙発生施設（大気汚染防止法施行令別表第 1） 37
◎ ばい煙の排出基準 39
○ 硫黄酸化物の排出基準 39
○ ばいじんの排出基準 40
○ 有害物質の排出基準（カドミウム等） 44
○ 有害物質の排出基準（窒素酸化物） 45
◎ ばい煙量等の測定頻度 50
揮発性有機化合物 51
◎ 揮発性有機化合物排出施設及び排出基準 51
一般粉じん 52
◎ 一般粉じん発生施設（大気汚染防止法施行令別表第 2）及び構造・使用・管理基準 52
特定粉じん（石綿）発生施設 53
◎ 特定粉じん発生施設（大気汚染防止法施行令別表第 2 の 2）及び敷地境界基準 53
特定粉じん（石綿）排出等作業 54
◎ 特定粉じん排出等作業 54
1 特定建築材料 54
2 特定粉じん排出等作業 54
◎ 作業基準 55
有害大気汚染物質 56
◎ 指定物質排出基準及び指定物質抑制基準 56
○ ベンゼンに係る指定物質排出施設及び指定物質抑制基準 56
○ トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンに係る指定物質排出施設と指定物質抑制基準 56

ダイオキシン類対策特別措置法 57
◎ 特定施設（施行令別表第１：大気基準適用施設）及び大気排出基準 57
スパイクタイヤ粉じん発生の防止に関する法律 58
◎ 規制 58
◎ 指定地域（上田市） 58
◎ 除外規定 58
１ 道路 58
２ 自動車 58
公害の防止に関する条例（県条例） 59
ばい煙 59
◎ ばい煙発生施設及び規制基準 59
粉じん 59
◎ 粉じん発生施設及び管理基準 59
上田市公害防止条例（平成 22 年 4 月 1 日施行） 60
◎ 粉じんに係る特定施設 60
◎ 粉じんに係る規制基準 60

水質関係

水質汚濁防止法 61
◎ 特定施設（水質汚濁防止法施行令別表第 1） 61
◎ 排水基準 70
○ 一律排水基準 70
１ 健康項目 70
２ 健康項目（暫定排水基準） 71
３ 生活環境項目 73
４ 窒素含有量又は燐含有量の排水基準に係る湖沼（上田市） 73
５ 生活環境項目（暫定排水基準） 74
○ 上乗せ排水基準（長野県） 75
１ 健康項目（上乗せ排水基準） 75
２ 生活環境項目（上乗せ排水基準） 75
◎ 特定地下浸透水の浸透の制限 77
湖沼水質保全特別措置法（省略） 78
ダイオキシン類対策特別措置法 79
◎ 特定施設（施行令別表第 2：水質基準対象施設）及び水質排出基準 79
公害の防止に関する条例（県条例） 81
◎ 特定施設 81
◎ 排出水に係る規制基準 81
上田市公害防止条例（平成 22 年 4 月 1 日施行） 82
◎ 汚水又は廃液に係る特定施設 82
◎ 汚水又は廃液に係る規制基準 82

土壌関係

土壌汚染対策法 83
◎ 指定区域の指定基準 83
農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 84
◎ 対策地域指定要件 84
農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準（参考） 84
◎ 管理基準 84

騒音関係

騒音規制法 85
特定工場等に関する規制 85
◎ 特定施設 85
◎ 規制基準 86
◎ 騒音規制法第 3 条第 1 項の規定による規制地域（上田市） 87
特定建設作業に関する規制 88
◎ 特定建設作業 88
◎ 規制基準 88
◎ 規制地域 89
自動車騒音に係る許容限度 90
◎ 自動車騒音の要請限度 90
◎ 指定区域（上田市） 91
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 92
◎ 風俗営業 92
◎ 風俗営業に係る騒音の規制 92
公害の防止に関する条例（県条例） 93
深夜営業騒音に関する規制 93
◎ 規制対象 93
◎ 規制基準等 93
◎ 地域の指定（上田市） 93
商業宣伝放送に係る拡声機の使用基準等に関する指導要綱（県告示） 94
◎ 拡声機の使用基準等 94
拡声機による暴騒音の規制に関する条例（県条例） 95
◎ 拡声機による暴騒音の規制基準 95
上田市公害防止条例（平成 22 年 4 月 1 日施行） 96
特定工場等に関する規制 96
◎ 騒音に係る特定施設 96
◎ 騒音に係る規制基準（特定施設） 97
特定行為に関する規制 98
◎ 騒音に係る特定行為 98
◎ 騒音に係る規制基準（特定行為） 98
○ 特定建設作業の規制基準 98
○ 特定建設作業の規制地域 99
○ 害鳥威嚇用爆音機を使用する作業の規制基準 99
拡声機の使用等に関する規制 100
◎ 拡声機の使用基準 100
■ 図 4-1～4-3 騒音規制法第 3 条第 1 項に係る地域の指定図（特定工場等、特定建設作業） 101
■ 図 5-1～5-3 騒音規制法第 17 条第 1 項に係る地域の指定図（自動車） 104

振動関係

振動規制法 107
特定工場等に関する規制 107
◎ 特定施設 107
◎ 規制基準 108
◎ 振動規制法第 3 条第 1 項の規定による規制地域（上田市） 109
特定建設作業に関する規制 110
◎ 特定建設作業 110

◎ 規制基準 111
◎ 規制地域 112
道路交通振動に係る許容限度 113
◎ 道路交通振動の要請限度 113
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 114
◎ 風俗営業 114
◎ 風俗営業に係る振動の規制 114
■ 図 6-1,6-2 振動規制法第３条第１項に係る地域の指定図 115

悪臭関係

悪臭防止法 117
◎ 規制対象 117
◎ 物質濃度規制 117
○ 規制基準 117
１ 敷地境界線の地表における規制基準（第１号規制基準） 117
２ 気体排出施設の排出口における規制基準（第２号規制基準） 118
３ 排出水に係る規制基準（第３号規制基準） 118
○ 規制地域（上田市） 118
◎ 臭気指数規制（省略） 118
上田市公害防止条例（平成 22 年 4 月 1 日施行） 119
◎ 悪臭に係る特定施設 119
◎ 悪臭に係る規制基準 119
■ 図 7-1,7-2 悪臭防止法第３条に係る地域の指定図 120

公害防止組織

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 122
◎ 特定事業者 122
◎ 選任基準等 122
１ 公害防止統括者を選任すべき特定工場 122
２ 公害防止主任管理者を選任すべき特定工場 122
３ 公害防止管理者を選任すべき特定工場及び政令で定める施設の基準 123

公害防止に関する諸届の一覧表 127

本書の利用にあたっての注意事項

本書は、特別に記載があるものを除き、平成 29 年 3 月 31 日現在の情報を掲載しています。

本書中の法令番号等に付記された年月日は、当該法令の公布等の年月日であり施行日ではありません。

本書に掲載されている情報の正確性については万全を期しておりますが、法令等に掲載されている内容と異なる場合はそれらが優先します。

環境基準等

大気関係

環境基本法

◎ 大気汚染に係る環境基準

（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号　最終改正：平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示第 73 号）
（昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号　最終改正：平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示第 74 号）

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化いおう（SO_2）	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素（CO）	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質（SPM）	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m^3 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m^3 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素（NO_2）	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント（Ox）	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

備考
1　環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2　浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものをいう。
3　二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
4　光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

◎ 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

（平成 9 年 2 月 4 日環境庁告示第 4 号　最終改正：平成 13 年 4 月 20 日環境省告示第 30 号）

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m³以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m³以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m³以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m³以下であること。	

備考
1　環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

◎ 微小粒子状物質に係る環境基準

（平成 21 年 9 月 9 日環境省告示第 33 号）

物質	環境上の条件	測定方法
微小粒子状物質	1 年平均値が 15μg/m³以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m³以下であること。	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

備考
1　環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2　微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

◎ 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

（昭和 51 年 8 月 17 日環大企第 220 号）

物質	濃度の指針
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲

◎ 有害大気汚染物質の指針値

物質	指針値	備考
アクリロニトリル	年平均値 2μg/m³以下	平成 15 年 9 月 30 日環管総発第 030930004 号
塩化ビニルモノマー	年平均値 10μg/m³以下	
水銀	年平均値 0.04μgHg/m³以下	
ニッケル化合物	年平均値 0.025μgNi/m³以下	
クロロホルム	年平均値 18μg/m³以下	平成 18 年 12 月 20 日環水大総第 061220001 号
1,2-ジクロロエタン	年平均値 1.6μg/m³以下	
1,3-ブタジエン	年平均値 2.5μg/m³以下	
ヒ素及び無機ヒ素化合物	年平均値 6ng As/ m³以下	平成 22 年 10 月 15 日 環水大総発第 101015002 号※1、環水大大発第 101015004 号※1
マンガン及び無機マンガン化合物	年平均値 0.14μg Mg/m³以下	平成 26 年 5 月 1 日　環水大総発第 1405011 号※2

※1　指針値との比較評価に当たっては、全ヒ素の濃度測定値をもって代用して差し支えない。
※2　指針値との比較評価に当たっては、総粉じん中のマンガン（全マンガン）の大気中濃度測定値をもって代用して差し支えない。

ダイオキシン類対策特別措置法

◎ ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準

（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号　最終改正：平成 21 年 3 月 31 日環境省告示第 11 号）

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m³以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考

1　基準値は、2,3,7,8－四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2　大気の基準値は、年間平均値とする。

3　大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

○ 2,3,7,8－四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシン(2,3,7,8-TeCDD)の毒性への換算表（参考）

（平成 11 年 12 月 27 日総理府令第 67 号　最終改正：平成 19 年 6 月 11 日環境省令第 15 号　ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第 3）

種類	異性体	毒性等価係数（TEF）
PCDD (ポリ塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシン)	2,3,7,8-TeCDD	1
	1,2,3,7,8-PeCDD	1
	1,2,3,4,7,8-HxCDD	0.1
	1,2,3,6,7,8-HxCDD	0.1
	1,2,3,7,8,9-HxCDD	0.1
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	0.01
	OCDD	0.0003
PCDF (ポリ塩化ジベンゾフラン)	2,3,7,8-TeCDF	0.1
	1,2,3,7,8-PeCDF	0.03
	2,3,4,7,8-PeCDF	0.3
	1,2,3,4,7,8-HxCDF	0.1
	1,2,3,6,7,8-HxCDF	0.1
	1,2,3,7,8,9-HxCDF	0.1
	2,3,4,6,7,8-HxCDF	0.1
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF	0.01
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	0.01
	OCDF	0.0003
コプラナーPCB (コプラナーポリ塩化ビフェニル)	3,4,4’,5-TeCB	0.0003
	3,3’,4,4’-TeCB	0.0001
	3,3’,4,4’,5-PeCB	0.1
	3,3’,4,4’,5,5’-HxCB	0.03
	2,3,3’,4,4,’-PeCB	0.00003
	2,3,4,4’,5-PeCB	0.00003
	2,3’,4,4’,5-PeCB	0.00003
	2’,3,4,4’5-PeCB	0.00003
	2’,3,3’,4,4’,5-HxCB	0.00003
	2,3,3’,4,4’,5’-HxCB	0.00003
	2,3’,4,4’,5,5’-HxCB	0.00003
	2,3,3,’4,4’,5,5’,-HpCB	0.00003

（平成 20 年 4 月 1 日改正）

水質関係

環境基本法

公共用水域の水質汚濁

◎ 水質汚濁に係る環境基準

○ 人の健康の保護に関する環境基準

（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号　最終改正：平成 26 年 11 月 17 日環境省告示第 126 号）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格 65.2 に定める方法
砒素	0.01mg/L 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表 2 に掲げる方法
ＰＣＢ	検出されないこと。	付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本工業規格K0125の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	日本工業規格K0125の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	日本工業規格K0125の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本工業規格K0125の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本工業規格K0125の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本工業規格K0125の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	日本工業規格K0125の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	日本工業規格K0125の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	付表 4 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格 34.1 に定める方法又は規格 34.1c)（注(6)第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び付表 6 に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	付表 7 に掲げる方法

備考

1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2　「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。

3　海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

（注）環境庁告示第 59 号に定める測定方法に関する付表は省略する。

○ 生活環境の保全に関する環境基準

（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号　最終改正：平成 26 年 11 月 17 日環境省告示第 126 号）

1 河川

ア　一般項目

項目／類型	利用目的の適応性	基準値 水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数	該当水域
AA	水道１級 自然環境保全 及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道２級 水産１級 水浴 及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下	
B	水道３級 水産２級 及びＣ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下	
C	水産３級 工業用水１級 及びＤ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	－	
D	工業用水２級 農業用水 及びＥの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	－	
E	工業用水３級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	－	
測定方法		規格 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 21 に定める方法	告示付表 9 に掲げる方法	規格 32 に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	

備考

1　基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

2　農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

3　水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼海域もこれに準ずる。）。

4　最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

試料 10mL、1mL、0.1mL、0.01mL・・・のように連続した４段階（試料量が 0.1mL 以下の場合は 1mL に希釈して用いる。）を５本ずつ BGLB 醗酵管に移殖し、35～37℃、48±３時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100mL 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

（注）1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2　水道１級：　ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　水道２級：　沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　水道３級：　前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3　水産１級：　ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
　水産２級：　サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
　水産３級：　コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用

4　工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
　工業用水３級：特殊の浄水操作を行うもの

5　環境保全：　国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ　水生生物保全環境基準項目（全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測定方法		規格 53 に定める方法（準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表 9 に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表 9 の 1 (1)による。）	告示付表 11 に掲げる方法	告示付表 12 に掲げる方法	
備考 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）					

２ 湖沼

（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が４日間以上である人工湖）

ア　一般項目

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度（ｐH）	化学的酸素要求量（COD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌群数	
AA	水道１級 水産１級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL 以下	未指定（上田市）
A	水道２、３級 水産２級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下	
B	水産３級 工業用水１級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15mg/L 以下	5 mg/L 以上	－	
C	工業用水２級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	－	
測定方法		規格 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 17 に定める方法	告示付表 9 に掲げる方法	規格 32 に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	

備考

水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

（注）１　自然環境保全：自然探勝等の環境保全

２　水道１級：　ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道２、３級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

３　水産１級：　ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用

水産２級：　サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用

水産３級：　コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

４　工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

５　環境保全：　国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ　全窒素、全燐

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全 及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下	未指定（上田市）
II	水道１、２、３級（特殊なものを除く。） 水産１種 水浴 及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下	
III	水道３級（特殊なもの） 及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
IV	水産２種 及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
V	水産３種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1mg/L 以下	
測定方法		規格 45.2，45.3,45.4 又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法	

備考
1　基準値は、年間平均値とする。
2　水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3　農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

（注）1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2　水道１級：　ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道２級：　沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道３級：　前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3　水産１種：　サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産２種及び水産３種の水産生物用
水産２種：　ワカサギ等の水産生物用及び水産３種の水産生物用
水産３種：　コイ、フナ等の水産生物用
4　環境保全：　国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ　水生生物保全環境基準項目（全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	未指定（上田市）
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測定方法		規格 53 に定める方法（準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表9の1(1)による。）	告示付表11に掲げる方法	告示付表12に掲げる方法	

３ 海域（省略）

指定水域なし（上田市）

◎ 水質汚濁に係る環境基準の類型の指定水域（上田市）

○ 生活環境の保全に関する環境基準の類型の指定水域

1 河川

ア　一般項目

水系	水域	類型	達成期間	指定の種類及び年月日
信濃川	千曲川（大屋橋の上流域） （信濃川上流⑵（南佐久郡の湯川合流点から大屋橋まで））	A	イ	国（S47.4.6 環境庁告示第 7 号）
	千曲川（大屋橋の下流域） （信濃川上流⑶（大屋橋から県境まで））	A	ロ	国（S47.4.6 環境庁告示第 7 号）
	依田川（全域）	A	イ	県（S50.5.22 長野県告示第 281 号）
	神川（全域）	A	イ	県（S55.10.9 長野県告示第 645 号）
	浦野川（全域）（産川を含む）	A	ハ	県（H7.12.25 長野県告示第 951 号）

備考

達成期間の分類は、次のとおりとする。

1　「イ」は、直ちに達成

2　「ロ」は、5 年以内で可及的すみやかに達成

3　「ハ」は、5 年を越える期間で可及的すみやかに達成

図 1 参照

イ　水生生物保全環境基準項目（全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）

水系	水域	類型	達成期間	指定の種類及び年月日
信濃川	依田川（全域）	生物 A	イ	県（H24.4.5 長野県告示第 313 号）
	神川（全域）	生物 A	イ	〃
	浦野川（全域）	生物 A	イ	〃
	産川（全域）	生物 B	イ	〃

備考

達成期間の分類は、次のとおりとする。

1　「イ」は、直ちに達成

2　「ロ」は、5 年以内で可及的すみやかに達成

3　「ハ」は、5 年を越える期間で可及的すみやかに達成

図 1 参照

2 湖沼（省略）

指定水域なし（上田市）

3 海域（省略）

指定水域なし（上田市）

◎ 水質汚濁に係る要監視項目及び指針値

○ 人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値

（平成 21 年 11 月 30 日環水大水発第 091130004 号・環水大土発第 091130005 号）

項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン（MEP）	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシン銅（有機銅）	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル（TPN）	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
ＥＰＮ	0.006 mg/L 以下
ジクロルボス（DDVP）	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ（BPMC）	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス（IBP）	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン（CNP）	－ ※1
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	－ ※2
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下

※1　指針値なし（平成 6 年 3 月 15 日環水管第 43 号）

※2　指針値なし（平成 11 年 2 月 22 日環水企第 58 号・環水管第 49 号）

○ 生活環境の保全に関する要監視項目及び指針値

1 河川及び湖沼

水生生物の保全に関する要監視項目

（平成 15 年 11 月 5 日環水企発第 031105001 号・環水管発第 031105001 号）

（平成 25 年 3 月 27 日環水大水発第 1303272 号）

項目	類型	指針値	項目	類型	指針値
クロロホルム	生物 A	0.7mg/L 以下	4-t-オクチルフェノール	生物 A	0.001mg/L 以下
	生物特 A	0.006mg/L 以下		生物特 A	0.0007mg/L 以下
	生物 B	3mg/L 以下		生物 B	0.004mg/L 以下
	生物特 B	3mg/L 以下		生物特 B	0.003mg/L 以下
フェノール	生物 A	0.05mg/L 以下	アニリン	生物 A	0.02mg/L 以下
	生物特 A	0.01mg/L 以下		生物特 A	0.02mg/L 以下
	生物 B	0.08mg/L 以下		生物 B	0.02mg/L 以下
	生物特 B	0.01mg/L 以下		生物特 B	0.02mg/L 以下
ホルムアルデヒド	生物 A	1mg/L 以下	2,4-ジクロロフェノール	生物 A	0.03mg/L 以下
	生物特 A	1mg/L 以下		生物特 A	0.003mg/L 以下
	生物 B	1mg/L 以下		生物 B	0.03mg/L 以下
	生物特 B	1mg/L 以下		生物特 B	0.02mg/L 以下

2 海域（省略）

指定水域なし（上田市）

地下水の水質汚濁

◎ 地下水の水質汚濁に係る環境基準

（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号　最終改正：平成 26 年 11 月 17 日環境省告示第 127 号）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102 の 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格K0102 の 65.2 に定める方法（ただし、規格 K0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格 K0170-7 の 7 の a）又は b)に定める操作を行うものとする。）
砒素	0.01mg/L 以下	規格K0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあっては規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあっては、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	公共用水域告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては規格K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格K0102 の 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格K0102 の 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格K0102 の 34.1c)（注(6)第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表 6 に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表 7 に掲げる方法

備考

1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については 、最高値とする。

2　「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

4　1, 2―ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

（注）環境庁告示第 10 号及び公共用水域告示に定める測定方法に関する付表は省略する。

◎ 地下水の水質汚濁に係る要監視項目及び指針値

（平成 21 年 11 月 30 日環水大水発第 091130004 号環水大土発第 091130005 号）

項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
１，２－ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p－ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン（MEP）	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシン銅（有機銅）	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル（TPN）	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
ＥＰＮ	0.006 mg/L 以下
ジクロルボス（DDVP）	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ（BPMC）	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス（IBP）	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン（CNP）	－ ※1
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	－ ※2
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下

※1　指針値なし（平成 6 年 3 月 15 日環水管第 43 号）

※2　指針値なし（平成 11 年 2 月 22 日環水企第 58 号環水管第 49 号）

ダイオキシン類対策特別措置法

◎ ダイオキシン類による水質汚濁に係る環境基準

（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号　最終改正：平成 21 年 3 月 31 日環境省告示第 11 号）

媒体	基準値	測定方法
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/L 以下	日本工業規格Ｋ0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考

1　基準値は、2,3,7,8－四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2　水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

3　水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

4　水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

上田市公害防止条例（平成 22 年 4 月 1 日施行）

◎ 水質に係る環境基準

（平成 21 年 12 月 18 日規則第 38 号　上田市公害防止条例施行規則別表第 10）

項目／区分	基準値				
	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
第１種水域	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL 以下
第２種水域	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下
第３種水域	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下
測定方法	規格 12.1 に定める方法	規格 21 に定める方法	付表 8 に掲げる方法	規格 32 に定める方法	最確数による定量法

備考

1　この表に掲げる水質の測定方法のうち、規格とは日本工業規格 K0102 による。

2　この表に掲げる水質の測定方法のうち、付表 8 とは水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）付表 8 に掲げる方法による。

3　この表に掲げる水質の測定方法のうち、最確数による定量法とは水質汚濁に係る環境基準について別表 2 の 1 の(1)のアの備考の 4 に掲げる方法による。

4　水質の測定方法は、測定方法の欄に掲げる方法又は当該方法と同程度の計測結果の得られる方法とする。

5　上記 1 から 4 までにおいて、測定点の位置の選定、試料の採取、操作等については、水域の利水目的との関連を考慮しつつ、最も適当と考えられる方法によるものとする。

6　測定の実施は、河川が通常の状態の下にある場合に、それぞれ適宜行なうこととする。

◎ 区分をあてはめる水域

区分	区分をあてはめる水域
第１種水域	市民の定住的生活、農耕、家畜の飼育などの影響が及んでいない河川
第２種水域	矢出沢川、傍陽川、内村川、武石川
第３種水域	第１種水域及び第２種水域以外の河川

備考

1　河川の名称は、河川法に規定する名称による。

2　この表は、環境基本法第 16 条第 2 項の規定に基づき指定された水域を除く。

図 1 参照

図１ 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定図

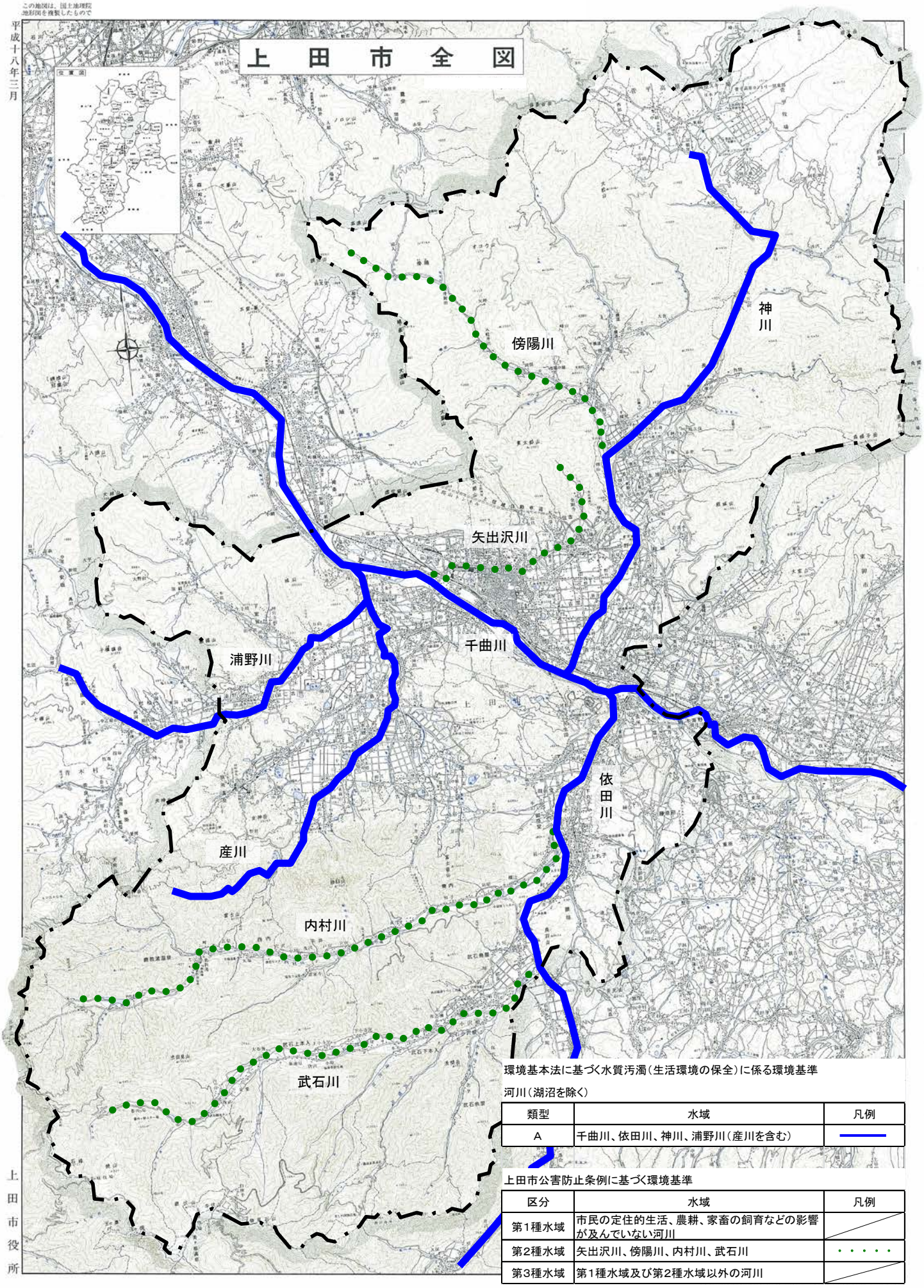

環境基本法に基づく水質汚濁（生活環境の保全）に係る環境基準

河川（湖沼を除く）

類型	水域	凡例
A	千曲川、依田川、神川、浦野川（産川を含む）	

上田市公害防止条例に基づく環境基準

区分	水域	凡例
第1種水域	市民の定住的生活、農耕、家畜の飼育などの影響が及んでいない河川	
第2種水域	矢出沢川、傍陽川、内村川、武石川	
第3種水域	第1種水域及び第2種水域以外の河川	

土壌関係

環境基本法

◎ 土壌汚染に係る環境基準

（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号　最終改正：平成 26 年 3 月 20 日環境省告示第 44 号）

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、日本工業規格Ｋ0102（以下「規格」という。）55 に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和 46 年 6 月農林省令第 47 号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 38 に定める方法（規格 38.1.1 に定める方法を除く。）
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。	昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法又は規格 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法）
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	規格 54 に定める方法
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。	規格 65.2 に定める方法（ただし、規格 65.2.6 に定める方法により塩分濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格 K0170-7 の 7 の a）又は b)に定める操作を行うものとする。）
砒（ひ）素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、規格 61 に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和 50 年 4 月総理府令第 31 号に定める方法
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3 に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。	昭和 47 年 10 月総理府令第 66 号に定める方法
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	日本工業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	日本工業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。	日本工業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。	日本工業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。	日本工業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法

1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。	日本工業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。	日本工業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。	日本工業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	日本工業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	日本工業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	日本工業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。	規格 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 34.1c)（注(6)第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 に掲げる方法
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法

備考

1　環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2　カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

3　「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4　有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

ダイオキシン類対策特別措置法

◎ ダイオキシン類による土壌汚染に係る環境基準

（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号　最終改正：平成 21 年 3 月 31 日環境省告示第 11 号）

媒体	基準値	測定方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を 2 種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）

備考

1　基準値は、2,3,7,8－四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2　土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。

3　土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定する場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

4　土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

騒音関係

環境基本法

騒音

◎ 騒音に係る環境基準

（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号　最終改正：平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 54 号）

地域の類型	基準値（L_{Aeq}）		類型を当てはめる地域
	昼間	夜間	
	午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで	
ＡＡ	50 デシベル以下	40 デシベル以下	環境基本法第 16 条第 2 項の規定により県知事（市の区域内の地域については、市長。）が類型ごとに指定する地域
Ａ	55 デシベル以下	45 デシベル以下	
Ｂ			
Ｃ	60 デシベル以下	50 デシベル以下	

（注）1　ＡＡを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
2　Ａを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
3　Ｂを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
4　Ｃを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値（L_{Aeq}）	
	昼間	夜間
	午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
Ａ地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
Ｂ地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及びＣ地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考　車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

	基準値（L_{Aeq}）	
	昼間	夜間
	午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
幹線交通を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考　個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。		

（平成 10 年 9 月 30 日環大企第 257 号）

1　「道路に面する地域」とは、道路交通騒音が支配的な音源である地域のことである。
2　「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
⑴　道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。)。
⑵　前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路。
3　「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
⑴　2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路　15 メートル
⑵　2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路　20 メートル

評価方法等

1　基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。

(1)　評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。

　この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。

(2)　騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

(3)　評価の時期は、騒音が１年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。

(4)　騒音の測定は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はＡ特性を用いることとする。

(5)　騒音の測定に関する方法は、原則として日本工業規格 Z8731 による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けうる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。

　なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。

2　道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間の背後地に存する建物の中高層部に位置する住居等において、当該道路の著しい騒音がその騒音の影響を受けやすい面に直接到達する場合は、その面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められ、かつ、屋内へ透過する騒音に係る基準が満たされたときは、環境基準が達成されたものとみなすものとする。

3　航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

（平成 10 年 9 月 30 日環大企第 257 号）

1　評価は、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって行うことが原則である。これは、通常、音源側の面であると考えられるが、開放生活(庭、ベランダ等)側の向き、居寝室の位置等により音源側と違う面となることがある。音源が不特定な場合には、開放生活側の向き等を考慮して騒音の影響を受けやすい面を選ぶ必要がある。

2　透過する騒音に係る基準の評価に必要な「建物の防音性能値」は、外壁に用いられている資材、窓の構造等の条件等から見込まれる窓閉め時の建物の防音性能の値で足り、測定によって個々に検証を行う必要はない。

3　評価のために測定を行う場合は、日本工業規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法に従い、建物から 1～2 メートルの距離にある地点の騒音レベルを測定し、その値によって評価することを原則とする。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けうる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。

　測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する場合は、道路交通量、道路構造、音源からの距離等のデータを用いて騒音レベルを推計し、その値によって評価することとする。

4　評価は、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによることを原則としているが、評価のために測定を行う場合においては、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することも可能である。この場合、連続測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で適切な実測時間とすることが必要である。

◎ 騒音に係る環境基準の類型の指定地域（上田市）

（平成 11 年 3 月 25 日長野県告示第 182 号　最終改正：平成 24 年 3 月 30 日上田市告示第 113 号）

地域の類型	地域
ＡＡ	指定なし
A	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 付表の上田市 1 の項の地域
B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 付表の上田市 2 の項の地域
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 付表の上田市 3 の項の地域
備考　第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第 2 章の規定により定められた用途地域をいう。	

図 2-1～2-4 参照

（付表）

上田市1	上田市のうち、次に掲げる地域 ア　上田字二ノ宮の一部　字上山口の一部 イ　上塩尻字北側　字南側　字越田　字セキショ　字横堰　字一丁田　字上口　字合ノ田の一部　字六反田　字島崎の一部　字広見の一部　字北川　字宮浦　字信福寺　字宮田　字利根島　字常盤の一部　字土田の一部　字北砂原の一部　字砂間の一部　字越畑の一部　字新田川原の一部　字屋敷添の一部　字寺裏の一部　字屋敷裏の一部　字越川の一部 ウ　大屋字寺沢の一部　字枳立の一部　字トドメキの一部　字瀬沢入の一部　字坪ノ内の一部　字唐沢の一部　字下月夜平の一部　字鍵田　字梨ノ木　字扇田の一部　字クネソへ　字尾撫の一部　字松ノ木の一部　字イナゴ坂の一部　字三反田の一部　字幅の一部　字堂ノ上の一部　字北遠河原の一部 エ　岩下字加賀川原の一部 オ　蒼久保字五反田の一部　字中川原の一部　字村前　字村西の一部　字村上の一部　字村東　字吉田原 カ　国分字猪の一部　字宮ノ前の一部　字久保の一部　字上澤沖　字仁王堂の一部　字浦沖　字松原　字加賀川の一部　字前田　字堀東沖　字古屋敷の一部　字明神前の一部　字西沖の一部 キ　上野字沢跨の一部　字太夫町の一部　字塚田の一部　字足島　字矢花の一部　字宮林の一部　字塩川原の一部　字町田の一部　字沢入の一部　字樋ノ沢の一部　字樋ノ口の一部　字日向の一部　字横山の一部 ク　住吉字横田の一部　字道前の一部　字篭田　字横山　字塚田の一部　字大日の一部　字腰田　字坂下の一部　字権現山の一部　字宇土の一部　字上野の一部　字日陰の一部　字堀之内　字宮平　字東条の一部　字熱泰寺　字宮山　字般若堂　字西上野の一部　字小丸山の一部　字小梨久保の一部　字入詰の一部　字中道　字外屋敷の一部　字中村の一部 ケ　芳田字大日ノ木の一部　字大木の一部　字木ノ上の一部　字山田の一部　字宮ノ上の一部　字南鬼沢の一部 コ　殿城字深区の一部　字中村の一部　字石坪　字南前田　字平沢　字宿組の一部　字片山の一部　字下樋ノ口の一部　字宮ノ上の一部　字中樋ノ口の一部　字氷沢の一部
上田市2	上田市のうち、次に掲げる地域 ア　西内字久禰添の一部　字石原の一部　字柿ノ木　字せき下の一部　字原前の一部　字雀原の一部　字町屋敷の一部　字日影の一部　字落合の一部　字土合　字八久保の一部 イ　鹿教湯温泉字原かいと　字道仙かいと　字寺沢の一部　字湯端　字御殿　字宮脇　字松ノ木

	字久保　字中田　字十二　字渋田見の一部　字山ノ神の一部　字下原の一部　字裏山の一部 ウ　平井字八郎沢の一部　字山ノ神の一部　字唐沢口の一部 エ　腰越字十メ石の一部　字東町の一部　字中町の一部　字西町の一部　字一本木の一部　字清水尻の一部　字紅付の一部　字宮原　字神明開土　字六反田の一部　字部屋田の一部　字辻開土の一部　字西横沢の一部　字下川原の一部　字東横沢　字道久　字桐ノ木の一部 オ　上丸子字大はざまの一部　字藤塚　字腰の一部　字五里の一部　字くら保祢　字大木口の一部　字横沢の一部　字山の神の一部　字水ノ手の一部 カ　中丸子字下山岸　字宮ノ前　字樋村屋敷　字竹ノ花　字山岸　字上山岸　字寺浦の一部　字松葉田の一部　字舞臺　字鳥居田　字竹原田　字五反田　字横負　字蟹田　字下中沢　字勢戸　字大角の一部　字開戸の一部　字隅田の一部　字洲崎の一部 キ　下丸子字東川の一部　字池田　字壱町田　字塚田　字八ツ口 ク　生田字竹ノ花の一部　字深町の一部　字土堂　字中河原　字下河原　字外河原の一部　字中城の一部　字道添の一部　字荒谷　字二ツ井戸　字中井　字山根の一部　字三角　字陳場の一部　字猿在池　字宿畑の一部 ケ　長瀬字上平の一部　字中平　字古城　字八ツ口の一部　字堺田の一部　字亀田　字前田　字屋敷　字笊田の一部　字宇遠坂の一部　字棗田の一部　字山根の一部　字東屋敷の一部　字矢ノ沢の一部　字逸見の一部　字水押の一部　字宮原の一部　字押出しの一部 コ　塩川字北原の一部　字前田の一部　字壱丁田の一部　字稲羽の一部　字辺田二丁目の一部　字山道の一部 サ　菅平高原字菅平の一部 シ　真田町長字後沢の一部　字下中井の一部　字真田の一部　字石舟の一部　字甲石の一部　字上ノ平の一部　字山家　字雁石の一部　字山遠家の一部　字四日市の一部　字御料の一部　字木留場の一部　字城の一部　字梅ノ木の一部　字横尾の一部　字蓮台　字重附の一部　字松葉田　字柳又の一部 ス　真田町傍陽字中原の一部　字早稲田の一部　字表の一部　字萩田の一部　字中村 セ　真田町本原字西出早の一部　字西田の一部　字村中の一部　字九久館　字板井戸の一部　字鶴ノ子田の一部　字堰合　字南番匠の一部　字北番匠の一部　字荒井の一部　字南荒井　字表木の一部　字堰上　字山崎の一部　字北町上の一部　字町下　字東出早の一部　字町上の一部　字南町上の一部
上田市3	上田市のうち、次に掲げる地域 ア　東内字湯川原の一部 イ　腰越字部屋田の一部　字淵ノ上　字花ヶ石　字辻開土の一部　字下川原の一部　字西横沢の一部 ウ　生田字白欠の一部　字坂下の一部　字竹ノ花の一部　字深町の一部　字外河原の一部　字宿畑の一部 エ　菅平高原字菅平の一部 オ　真田町長字甲石の一部　字雁石の一部　字山遠家の一部 カ　真田町本原字村中の一部　字板井戸の一部　字鶴ノ子田の一部　字北番匠の一部　字大畑　字刷毛田　字赤田　字大腐　字鶴巻　字下間当　字上間当　字南臼庭の一部　字荒井の一部　字藤沢の一部

航空機騒音（省略）

指定地域なし（上田市）

新幹線鉄道騒音

◎　新幹線鉄道騒音に係る環境基準

（昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号　最終改正：平成 12 年 12 月 14 日環境庁告示第 78 号）

地域の類型	基準値	類型を当てはめる地域
Ⅰ	70 デシベル以下	環境基本法第16条第2項の規定により県知事が類型ごとに指定する地域
Ⅱ	75 デシベル以下	
午前 6 時から午後 12 時までの間の新幹線鉄道騒音に適用する。（運行の遅延等により当該時間以外の時間に発生する新幹線鉄道騒音に対しても準用する。（昭和 50 年 10 月 3 日環大特第 100 号））		

（注）1　Ⅰをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とする。

2　Ⅱをあてはめる地域は商工業の用に供される地域等Ⅰ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

測定方法

1　測定は、新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する 20 本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読み取って行うものとする。

2　測定は、屋外において原則として地上 1.2mの高さで行うものとし、その測定点としては、当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点のほか新幹線鉄道騒音が問題となる地点を選定するものとする。

3　測定時期は、特殊な気象条件にある時期及び列車速度が通常時より低いと認められる時期を避けて選定するものとする。

4　評価は、(1)のピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して行うものとする。

算出式（パワー平均）

$$\overline{L} = 10\log_{10}\left\{\frac{1}{10}\left(10^{\frac{P_1}{10}} + 10^{\frac{P_2}{10}} + 10^{\frac{P_3}{10}} \cdot\cdot\cdot 10^{\frac{P_{10}}{10}}\right)\right\}$$

$\overline{L}$　：上位10本のパワー平均

$P_1, P_2, P_3, \cdot\cdot\cdot P_{10}$　：上位10本の測定値（デシベル）

5　測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はＡ特性を、動特性は遅い動特性(SLOW)を用いることとする。

（昭和 50 年 10 月 3 日環大特第 100 号）

測定は、新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて連続して通過する 20 本の列車について行うことが原則であるが、運行回数が少ないため 4 時間程度測定しても通過列車が 20 本に満たない場合には、その時間内に測定できる本数について測定すること。また、ピークレベルが上りと下りでそれぞれほぼ一定の値を示す場合には、最小限 10 本まで減じてよいこと。測定結果は、得られたピークレベルのうち上位半数の値についてパワー平均したものをもって評価すること。

◎ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型の指定地域（上田市）

（平成 6 年 2 月 17 日長野県告示第 130 号　最終改正：平成 18 年 10 月 30 日告示第 511 号）

地域の類型	類型をあてはめる沿線地域
Ⅰ	第一種中高層住居専用地域 第一種住居地域 準住居地域 付表の上田市の項の地域
Ⅱ	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

備考

1　第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第 2 章の規定により定められた用途地域をいう。

2　沿線地域とは北陸新幹線鉄道の軌道中心から両側それぞれ 300 メートル以内の地域をいう。

3　沿線地域のうちトンネルの出入口からトンネル中央部方向へ 150 メートルを超える地域については、当該沿線地域から除くものとする。

図 3 参照

（付表）

上田市	上田市のうち次に掲げる地域 ア　国分字古屋敷の一部　字堀東沖の一部　字加賀川の一部　字前田の一部　字明神前の一部　字西沖の一部　字仁王堂の一部 イ　上塩尻字山崎の一部　字丸田の一部　字あいの田の一部　字鶴蒔田の一部　字扇田　字長走の一部　字上口の一部　字六反田の一部　字南側の一部　字北側の一部　字横堰　字せき志よ　字一丁田　字越田　字新田川原 ウ　長瀬字宮原の一部　字町尻の一部　字阿ら堰の一部　字東屋敷の一部　字逸見の一部　字山根の一部　字八反田の一部　字下屋敷の一部　字中屋敷の一部　字杭下　字三角　字石原田 エ　生田字上平の一部　字坂下の一部　字二ツ山の一部

図2-1　騒音に係る環境基準の地域類型指定図（上田地域）

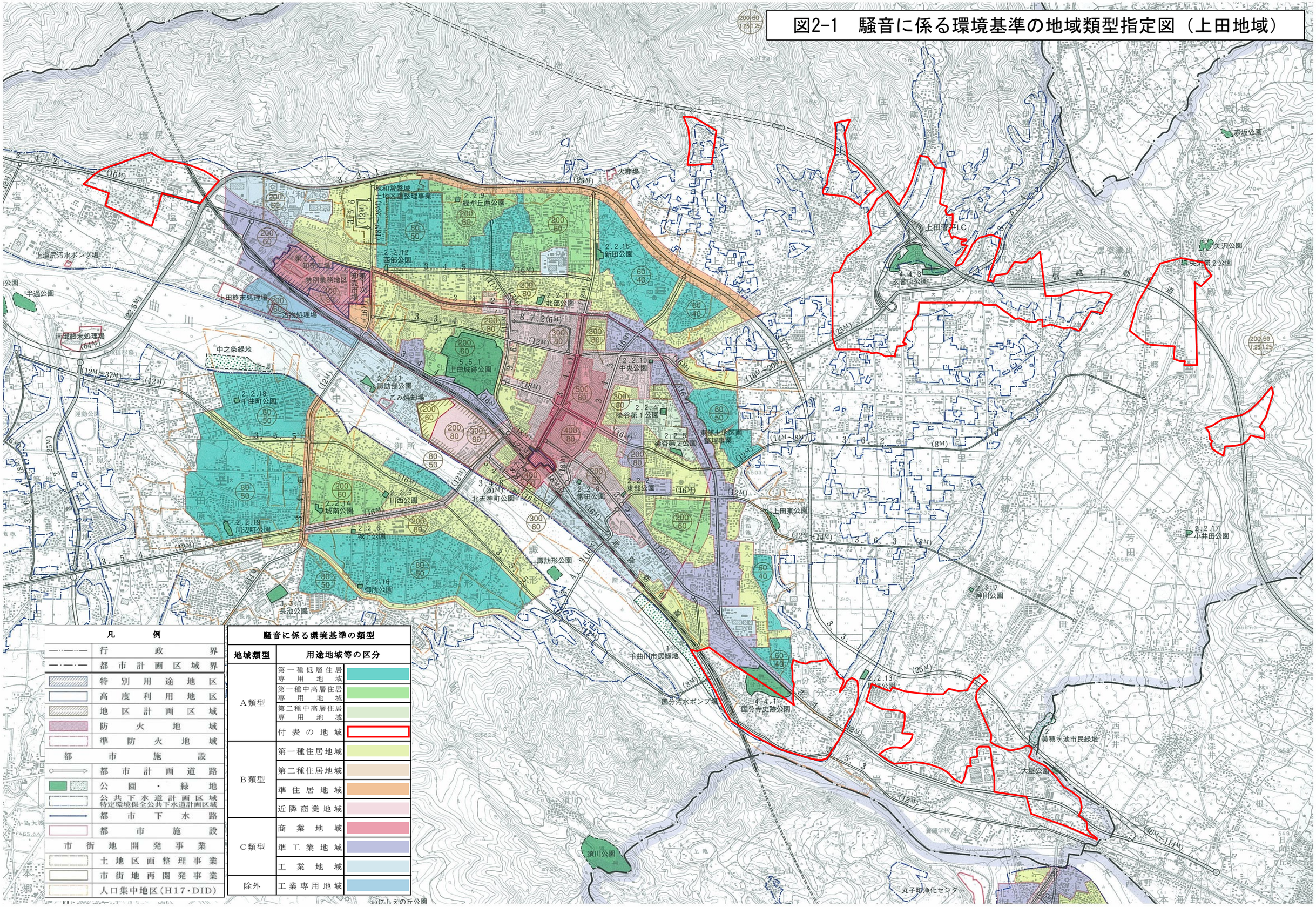

図2-2　騒音に係る環境基準の地域類型指定図（丸子地域１）

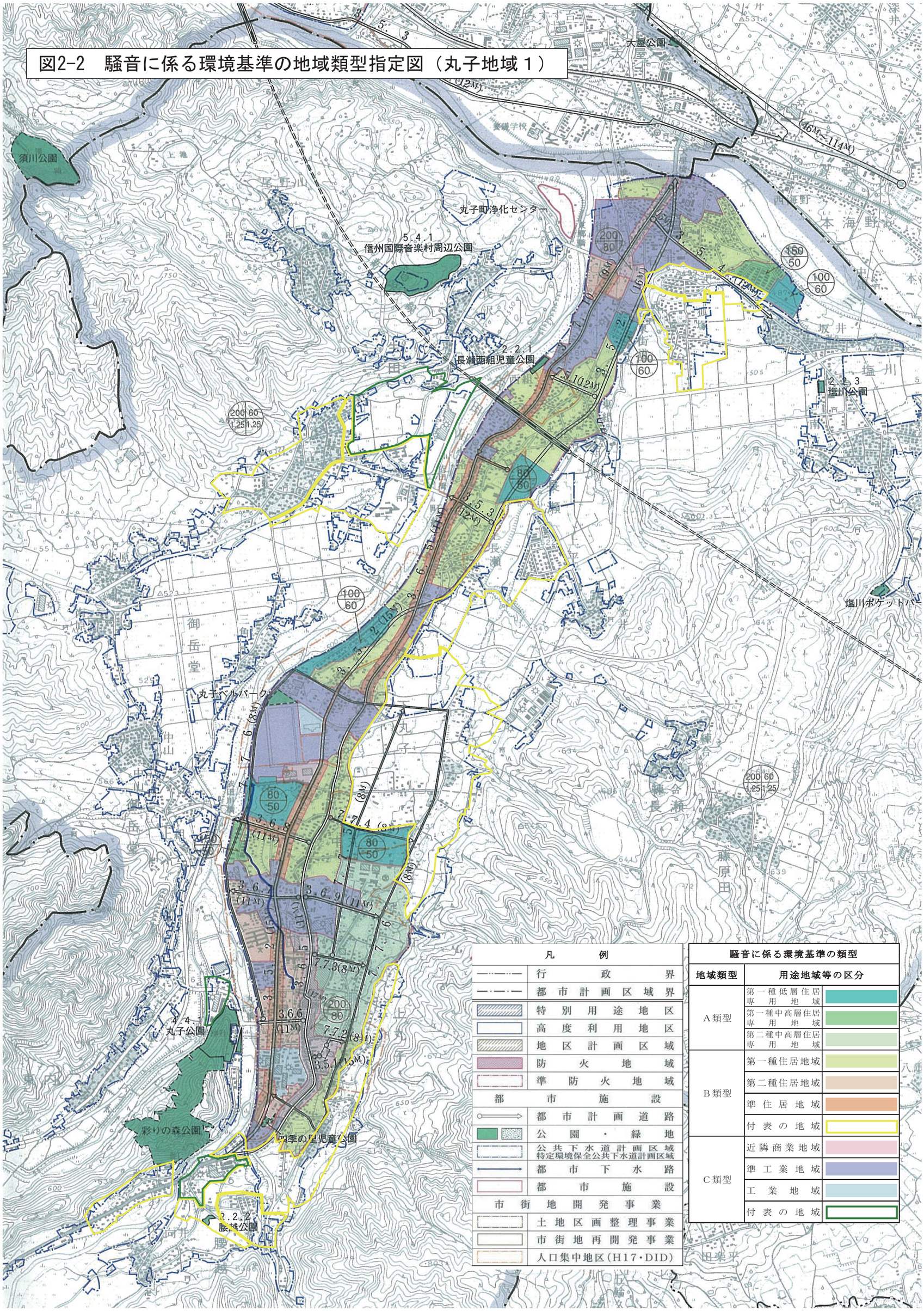

図2-3　騒音に係る環境基準の地域類型指定図（丸子地域２）

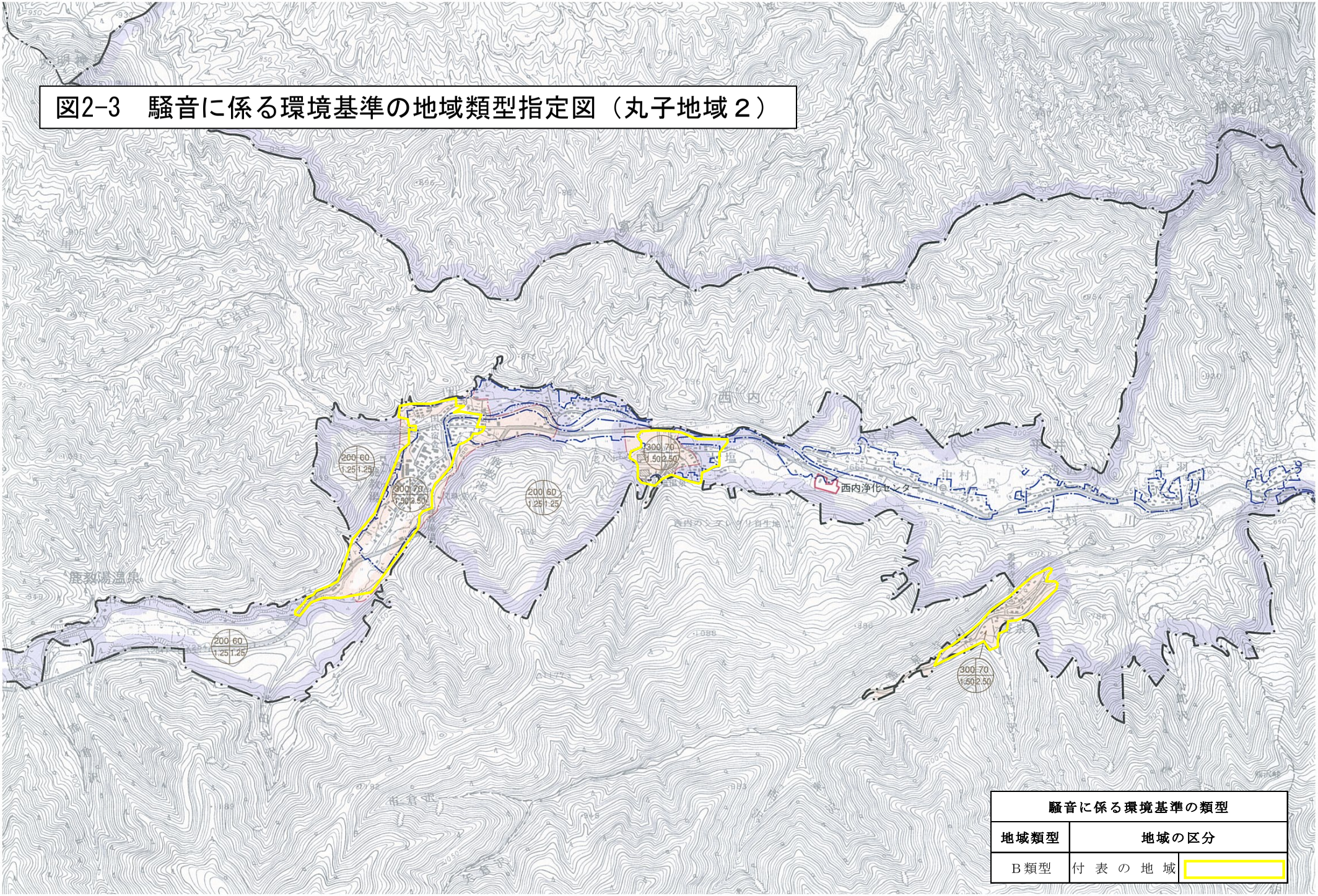

図2-4　騒音に係る環境基準の地域類型指定図（真田地域）

図３　新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定

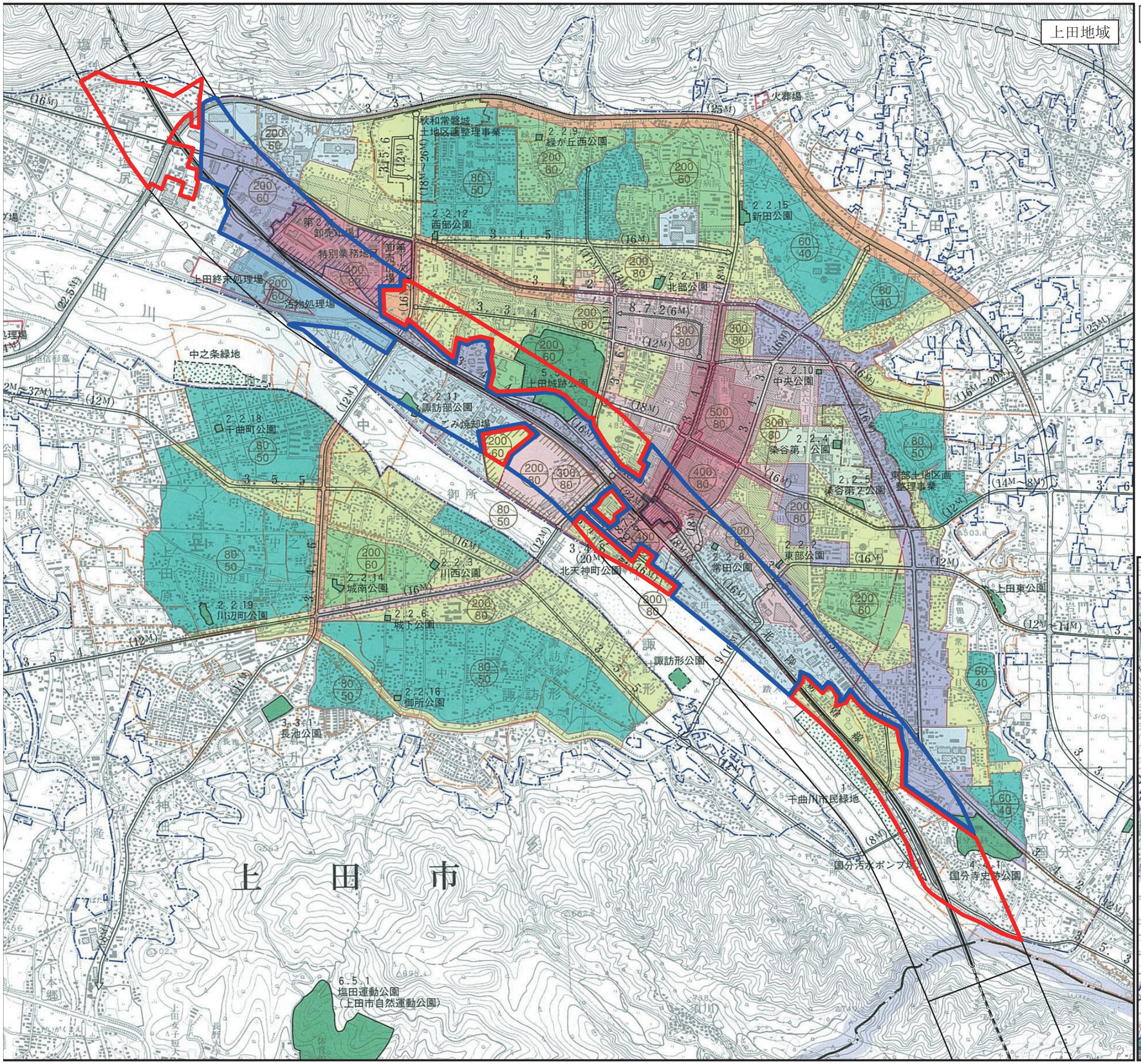

凡例

類型の種類	凡　　例
Ⅰ類型	
Ⅱ類型	
指定外	その他

地域指定の範囲

新幹線鉄道の軌道中心から両側それぞれ300ｍの範囲。

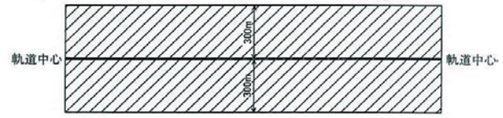

トンネル区間の指定の範囲

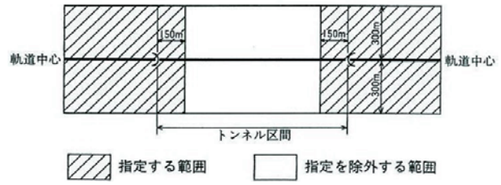

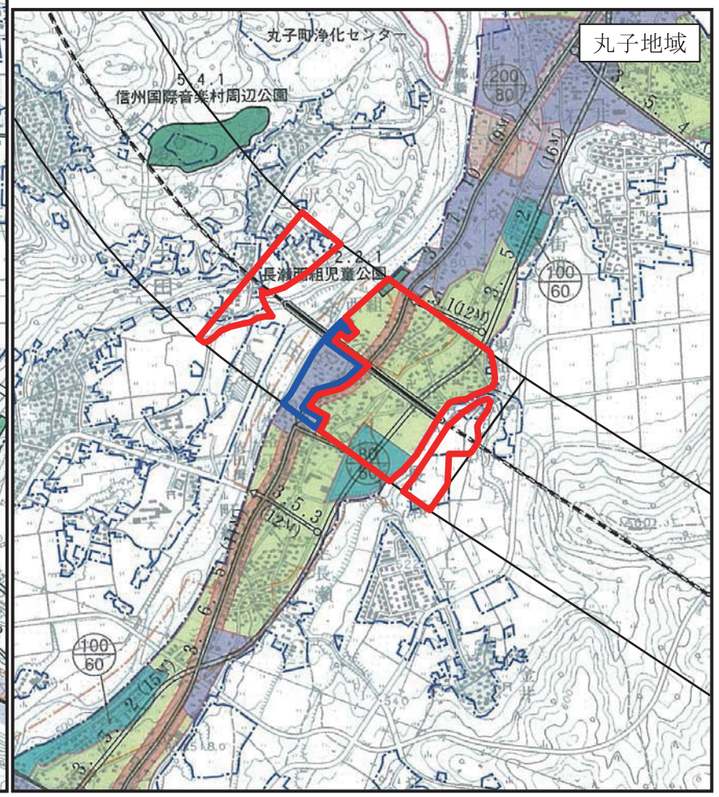

規制基準等

大気関係

大気汚染防止法

ばい煙

◎ ばい煙発生施設（大気汚染防止法施行令別表第 1）

大気汚染防止法第 2 条第 2 項の規定によるばい煙発生施設及び排出基準適用一覧

（昭和 43 年 11 月 30 日政令第 329 号　最終改正：平成 20 年 10 月 16 日政令第 316 号　大気汚染防止法施行令別表第 1）

（昭和 46 年 6 月 22 日厚生省・通商産業省令第 1 号　最終改正：平成 19 年 4 月 20 日環境省令第 11 号　大気汚染防止法施行規則第 3 条～第 5 条，別表第 2～別表第 3 の 2）

政令項番号	ばい煙発生施設		規制項目		
	施設	規模	硫黄酸化物	ばいじん	有害物質
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下単に「伝熱面積」という。）が 10 平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であること。	○	○	NO_x
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が 1 日当たり 20 トン以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であること。	○	○	NO_x
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及びか焼炉（14 の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が 1 時間当たり 1 トン以上であること。	○	○	NO_x
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（14 の項に掲げるものを除く。）		○	○	NO_x
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに 14 の項及び 24 の項から 26 の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が 1 平方メートル以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が 0.5 平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であること。	○	○	NO_x
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉		○	○	NO_x
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉		○	○	NO_x
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が 1 時間当たり 200 キログラム以上であること。	○	○	NO_x
8 の 2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 6 リットル以上であること。	○	○	NO_x
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が 1 平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であること。	○	○	NO_x Cd F HF SiF_4 Pb
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26 の項に掲げるものを除く。）		○	○	NO_x
11	乾燥炉（14 の項及び 23 の項に掲げるものを除く。）		○	○	NO_x
12	製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が 1,000 キロボルトアンペア以上であること。	○	○	
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が 2 平方メートル以上であるか、又は焼却能力が 1 時間当たり 200 キログラム以上であること。	○	○	NO_x HCl

政令項番号	ばい煙発生施設		規制項目		
	施設	規模	硫黄酸化物	ばいじん	有害物質
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が 1 時間当たり 0.5 トン以上であるか、火格子面積が 0.5 平方メートル以上であるか、羽口面断面積が 0.2 平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 20 リットル以上であること。	○	○	NO_x Cd Pb
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が 0.1 立方メートル以上であること。	○		Cd
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては塩素換算量）の処理能力が 1 時間当たり 50 キログラム以上であること。	○		Cl HCl
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽		○		Cl HCl
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 3 リットル以上であること。	○	○	NO_x Cl HCl
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前 3 項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては、塩素換算量）の処理能力が 1 時間当たり 50 キログラム以上であること。	○		Cl HCl
20	アルミニウムの精錬の用に供する電解炉	電流容量が 30 キロアンペア以上であること。	○	○	NO_x F HF SiF_4
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が 1 時間当たり 80 キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であること。	○	○	NO_x F HF SiF_4
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設（密閉式のものを除く。）	伝熱面積が 10 平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が 1 キロワット以上であること。	○		F HF SiF_4
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が 1 時間当たり 80 キログラム以上であるか、火格子面積が 1 平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であること。	○	○	NO_x F HF SiF_4
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 10 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 40 キロボルトアンペア以上であること。	○	○	NO_x Pb
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 4 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20 キロボルトアンペア以上であること。	○	○	NO_x Pb
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が 0.1 立方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 4 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20 キロボルトアンペア以上であること。	○	○	NO_x Pb
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が 1 時間当たり 100 キログラム以上であること。	○		NO_x
28	コークス炉	原料の処理能力が 1 日当たり 20 トン以上であること。	○	○	NO_x
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であること。	○	○	NO_x
30	ディーゼル機関		○	○	NO_x
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 35 リットル以上であること。	○	○	NO_x
32	ガソリン機関		○	○	NO_x

※　1 の項に掲げるボイラーのうち、伝熱面積が 10m² 未満で、バーナーの燃料の燃焼能力が 1 時間あたり 50 リットル以上のものを「小型ボイラー」という。

◎ ばい煙の排出基準

大気汚染防止法第３条第１項の規定による排出基準

○ 硫黄酸化物の排出基準

（昭和 46 年 6 月 22 日厚生省・通商産業省令第１号　最終改正：平成 19 年 4 月 20 日環境省令第 11 号　大気汚染防止法施行規則第３条）

１　硫黄酸化物の排出基準は、次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。

$$q=K\times10^{-3}He^{2}$$

q　：硫黄酸化物の量（単位　温度零度、圧力１気圧の状態に換算した立方メートル毎時）
K　：法第３条第２項第１号の政令で定める地域ごとに別表第１の下欄に掲げる値
（上田市 K=17.5）
He　：次項に規定する方法により補正された排出口の高さ（単位　メートル）

２　排出口の高さの補正は、次の算式によるものとする。

$$He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$$

$$Hm = \frac{0.795\sqrt{Q\cdot V}}{1+\frac{2.58}{V}}$$ （運動量による上昇）

$$Ht = 2.01\times10^{-3}\cdot Q\cdot(T-288)\cdot\left(2.30\log J+\frac{1}{J}-1\right)$$ （浮力による上昇）

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q\cdot V}}\left(1460-296\times\frac{V}{T-288}\right)+1$$ （係数）

He　：補正された排出口の高さ（単位　メートル）
Ho　：排出口の実高さ（単位　メートル）
Q　：温度 15 度における排出ガス量（単位　立方メートル毎秒）
V　：排出ガスの排出速度（単位　メートル毎秒）
T　：排出ガスの温度（単位　絶対温度））

備考

１　昭和 60 年９月９日までに設置された既設の小型ボイラーについては、当分の間適用しない。（排出基準適用猶予施設）

２　ガスタービン又はディーゼル機関のうち専ら非常時において用いられるもの（以下「非常用施設」という。）については当分の間適用しない。（排出基準適用猶予施設）

３　昭和 63 年１月 31 日までに設置された既設のガスタービン又はディーゼル機関（非常用施設を除く。以下同じ。）のうち最大排出ガス量が１万 Nm^3/h 未満のものについては、当分の間適用しない。（排出基準適用猶予施設）

（参考）液体燃料の燃焼による硫黄酸化物排出量の計算方法（概算）

q（Nm^3/h）
＝定格燃料使用量（L/h）×比重×（燃料中の硫黄含有％÷100）×0.7

○ ばいじんの排出基準

(昭和46年6月22日厚生省・通商産業省令第1号　最終改正：平成19年4月20日環境省令第11号　大気汚染防止法施行規則第4条，別表第2)

令別表第1の項番号	番号	ばい煙発生施設	規模(最大排出ガス量)万 Nm³/h	57年5月31日以前に設置されたもの		57年6月1日以降に設置されたもの	
				排出基準(g/Nm³)	On（%）	排出基準(g/Nm³)	On（%）
1 注1	1	ボイラーのうちガスを専焼させるもの（5の項に掲げるものを除く。）	4以上	0.05	5	0.05	5
			4未満	0.10		0.10	
	2	ボイラーのうち重油その他の液体燃料（紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。以下この表において同じ。）を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混燃させるもの（5の項に掲げるものを除く。）	20以上	当分の間0.07とする	4	0.05	4
			4～20未満	当分の間0.18とする		0.15	
			1～4未満	0.25		0.25	
			1未満	0.30	4 但し当分の間適用を猶予する (On=Os)	0.30	4 但し当分の間適用を猶予する (On=Os)
	3	ボイラーのうち紙パルプの製造に伴い発生する黒液を専焼させるもの並びに紙パルプの製造に伴い発生する黒液及びガス又は液体燃料を混焼させるもの（5の項に掲げるものを除く。）	20以上	当分の間0.20とする	Os	0.15	Os
			4～20未満	当分の間0.35とする		0.25	
			4未満	当分の間0.35とする		0.30	
	4	ボイラーのうち石炭を燃焼させるもの（次項に掲げるものを除く。）	20以上	当分の間0.15とする	6	0.10	6
			4～20未満	当分の間0.25とする		0.20	
			4未満	当分の間0.35とする		0.30	
	5	ボイラーのうち令別表第1の8の項の中欄に掲げる触媒再生塔に付属するもの	―	当分の間0.30とする	4	0.20	4
	6	ボイラーのうち前5項に掲げるもの以外のもの	4以上	0.30	6 但し当分の間適用を猶予する (On= Os)	0.30	6 但し当分の間適用を猶予する (On=Os)
			4未満	当分の間 0.40とする			
	附	ボイラーのうち石炭（1kg当たりの発熱量20,930.25キロジュール以下のものに限る。）を燃焼させるもの	―	当分の間0.70とする	当分の間適用を猶予する	―	―
2	7	ガス発生炉	―	0.05	7	0.05	7
	8	加熱炉	―	0.10	7	0.10	7
3	9	焙焼炉	4以上	0.10	Os	0.10	Os
			4未満	0.15		0.15	
	10	焼結炉のうちフェロマンガンの製造の用に供するもの	―	0.20	Os	0.20	Os
	11	焼結炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	―	0.15	Os	0.15	Os
	12	か焼炉	4以上	当分の間0.25とする	Os	0.20	Os
			4未満	当分の間0.30とする		0.25	
4	13	溶鉱炉のうち高炉	―	0.05	Os	0.05	Os

令別表第1の項番号	番号	ばい煙発生施設	規模（最大排出ガス量）万 Nm³/h	57年5月31日以前に設置されたもの		57年6月1日以降に設置されたもの	
				排出基準（g/Nm³）	On（%）	排出基準（g/Nm³）	On（%）
	14	溶鉱炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	―	0.15	Os	0.15	Os
	15	転炉	―	0.10 但し燃焼型のものは当分の間0.13とする	Os	0.10	Os
	16	平炉	4以上	0.10	Os	0.10	Os
			4未満	0.20		0.20	
5	17	溶解炉	4以上	0.10	Os	0.10	Os
			4未満	0.20 但しアルミニウム地金若しくは合金の製造又はアルミニウムの再生の用に供する反射炉は当分の間0.30とする		0.20	
6	18	金属加熱炉	4以上	当分の間0.15とする	11 但し当分の間適用を猶予する (On= Os)	0.10	11 但し当分の間適用を猶予する (On=Os)
			4未満	当分の間0.25とする		0.20	
7	19	石油加熱炉	4以上	0.10	6	0.10	6
			4未満	0.15 但し潤滑油の製造の用に供する1万Nm³/h未満のものは当分の間0.18とする		0.15	
8	20	触媒再生塔	―	当分の間0.30とする	6	0.20	6
8の2	21	燃焼炉	―	0.10	8	0.10	8
9	22	焼成炉（石灰焼成炉に限る。）のうち土中釜	―	0.40	15	0.40	15
	23	焼成炉（石灰焼成炉に限る。）のうち前項に掲げるもの以外のもの	―	0.30	15	0.30	15
	24	焼成炉のうちセメント製造の用に供するもの	―	0.10	10	0.10	10
	25	焼成炉のうち耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの	4以上	0.10	18	0.10	18
			4未満	0.20		0.20	
	26	焼成炉のうち22の項から前項までに掲げるもの以外のもの	4以上	0.15	15 但し当分の間適用を猶予する (On= Os)	0.15	15 但し当分の間適用を猶予する (On=Os)
			4未満	0.25		0.25	
	27	溶融炉のうち板ガラス又はガラス繊維製品（ガラス繊維を含む。）の製造の用に供するもの	4以上	0.10	15	0.10	15
			4未満	0.15		0.15	
	28	溶融炉のうち光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造の用に供するもの	4以上	0.10	16	0.10	16
			4未満	当分の間0.30とする		0.15	
	29	溶融炉のうち前2項に掲げるもの以外のもの	4以上	0.10	15	0.10	15
			4未満	0.20		0.20	

令別表第1の項番号	番号	ばい煙発生施設	規模(最大排出ガス量)万 Nm³/h	57年5月31日以前に設置されたもの		57年6月1日以降に設置されたもの	
				排出基準(g/Nm³)	On（%）	排出基準(g/Nm³)	On（%）
10	30	反応炉及び直火炉	4以上	0.15	6 但し当分の間適用を猶予する (On= Os)	0.15	6 但し当分の間適用を猶予する (On=Os)
			4未満	0.20 但し活性炭の製造の用に供する1万Nm³/h未満の反応炉は当分の間0.30とする		0.20	
11	31	乾燥炉のうち骨材乾燥炉	―	0.50 但し2万Nm³/h未満のものは当分の間0.60とする	16 但し直接熱風乾燥炉はOsとする	0.50	16 但し直接熱風乾燥炉はOsとする
	32	乾燥炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	4以上	0.15	16 但し直接熱風乾燥炉はOsとする	0.15	16 但し直接熱風乾燥炉はOsとする
			4未満	当分の間1～4万Nm³/hは0.30、1万Nm³/h未満は0.35とする		0.20	
12	33	電気炉のうち合金鉄（珪素の含有率が40%以上のものに限る。）の製造の用に供するもの	―	0.20	Os	0.20	Os
	34	電気炉のうち合金鉄（前項に掲げるものを除く。）及びカーバイドの製造の用に供するもの	―	0.15	Os	0.15	Os
	35	電気炉のうち前2項に掲げるもの以外のもの	―	0.10	Os	0.10	Os
13 ※規模欄は処理能力(t/h)	36	廃棄物焼却炉	処理能力4t/h以上	0.08	12	0.04 但しH10.6.30以前は0.08	12
			処理能力2～4t/h	0.15		0.08 但しH10.6.30以前は0.15	
			処理能力2t/h未満	0.25		0.15 但しH10.6.30以前は0.25	
	37	削除					
14	38	焙焼炉	4以上	0.10	Os	0.10	Os
			4未満	0.15		0.15	
	39	焼結炉	―	0.15	Os	0.15	Os
	40	溶鉱炉	―	0.15	Os	0.15	Os
	41	転炉	―	0.15	Os	0.15	Os
	42	溶解炉	4以上	0.10	Os	0.10	Os
			4未満	0.20 但し1万Nm³/h未満のものは当分の間0.30とする		0.20	
	43	乾燥炉	4以上	0.15 但し気流搬送型のものは当分の間0.18とする	16 但し直接熱風乾燥炉はOsとする	0.15	16 但し直接熱風乾燥炉はOsとする
			4未満	当分の間0.30とする		0.20	
18	44	反応炉	―	0.30	6	0.30	6

令別表第1の項番号	番号	ばい煙発生施設	規模（最大排出ガス量）万 Nm³/h	57年5月31日以前に設置されたもの		57年6月1日以降に設置されたもの	
				排出基準（g/Nm³）	On（%）	排出基準（g/Nm³）	On（%）
20	45	電解炉	―	0.05	Os	0.05	Os
21	46	焼成炉	―	0.15	15	0.15	15
	47	溶解炉	―	0.20	Os	0.20	Os
23	48	乾燥炉	―	0.10	16 但し直接熱風乾燥炉はOsとする	0.10	16 但し直接熱風乾燥炉はOsとする
	49	焼成炉	―	0.15	15	0.15	15
24	50	溶解炉	4以上	0.10	Os	0.10	Os
			4未満	0.20		0.20	
25	51	溶解炉	4以上	0.10	Os	0.10	Os
			4未満	0.20		0.15	
26	52	溶解炉	4以上	0.10	Os	0.10	Os
			4未満	0.15		0.15	
	53	反射炉	―	0.10	Os	0.10	Os
	54	反応炉（硝酸鉛の製造の用に供するものを除く。）	―	0.05	6 但し鉛酸化物の製造の用に供するものはOsとする	0.05	6 但し鉛酸化物の製造の用に供するものはOsとする
28	55	コークス炉	―	0.15	7	0.15	7
29 注2	56	ガスタービン	―	0.05	16	0.05	16
30 注2	57	ディーゼル機関	―	0.10	13	0.10	13
31 注3	58	ガス機関	―	0.05	0	0.05	0
32 注3	59	ガソリン機関	―	0.05	0	0.05	0

備考

1　この表に掲げるばいじんの量は、次の式（熱源として電気を使用する施設は C=Cs）により算出されたばいじんの量とする。

$$C = \frac{21 - On}{21 - Os} \cdot Cs$$

この式において C、On、Os 及び Cs はそれぞれ次の値を表すものとする。

C　ばいじんの量（単位　g）

On　表中の On 欄の値（単位　%）

Os　排出ガス中の酸素の濃度（単位　%）
（当該濃度が 20%を超える場合にあっては、20%とする。）

Cs　日本工業規格 Z8808 に定める方法により測定されたばいじんの量（単位　g）

2　この表に掲げるばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。

3　ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。

（注1）

1　昭和60年9月9日までに設置された既設の小型ボイラーには、当分の間適用しない。（排出基準適用猶予施設）

2　小型ボイラーで昭和60年9月10日から平成2年9月9日の間に設置されたものは当分の間 0.5 g/Nm³ とする。

3　小型ボイラーで、ガスを専焼させるもの、軽質液体燃料（灯油、軽油、A重油をいう。以下同じ。）を専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるものは当分の間適用しない。（排出基準適用猶予施設）

4　上記以外の小型ボイラーについては、現在規制対象になっているボイラーのうち最小規模のものに対して定められている基準が適用される。

（注2）

1　ガスタービン及びディーゼル機関のうち、非常用施設については当分の間適用しない。（排出基準適用猶予施設）

2　昭和63年1月31日までに設置された既設のガスタービン又はディーゼル機関については当分の間適用しない。（排出基準適用猶予施設）

（注3）ガス機関及びガソリン機関のうち、非常用施設については当分の間適用しない。（排出基準適用猶予施設）

○ 有害物質の排出基準（カドミウム等）

(昭和46年6月22日厚生省・通商産業省令第1号　最終改正：平成22年8月4日環境省令第15号　大気汚染防止法施行規則第5条第1項，別表第3)

番号	有害物質	ばい煙発生施設	排出基準 (mg/Nm³)
1	カドミウム及びその化合物	令別表第1の9の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造（原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するものに限る。）の用に供するもの並びに14の項及び15の項に掲げる施設	1.0
2	塩素	令別表第1の16の項から19の項までに掲げる施設	30
3	塩化水素	令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉	700
		令別表第1の16の項から19の項までに掲げる施設	80
4	弗素、弗化水素及び弗化珪素	令別表第1の9の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造（原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するものに限る。）の用に供するもの、21の項に掲げる反応施設（過燐酸石灰又は重過燐酸石灰の製造の用に供するものを除く。）、濃縮施設及び溶解炉（燐酸質肥料の製造の用に供するものを除く。）並びに22の項及び23の項に掲げる施設	10
		令別表第1の20の項に掲げる電解炉	1.0（3.0）
		令別表第1の21の項に掲げる反応施設（過燐酸石灰又は重過燐酸石灰の製造の用に供するものに限る。）及び溶解炉のうち電気炉（燐酸質肥料の製造の用に供するものに限る。）	15
		令別表第1の21の項に掲げる焼成炉及び溶解炉のうち平炉（燐酸質肥料の製造の用に供するものに限る。）	20
5	鉛及びその化合物	令別表第1の9の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造（原料として酸化鉛を使用するものに限る。）の用に供するもの	20
		令別表第1の14の項に掲げる焙焼炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉並びに24の項から26の項までに掲げる施設	10
		令別表第1の14の項に掲げる焼結炉及び溶鉱炉	30

備考

1　この表の第4欄に掲げる有害物質の量（備考2に規定するものを除く。）は、1及び5の項に掲げるものにあっては日本工業規格（以下この表において単に「規格」という。）Z8808に定める方法により採取し、規格K0083に定める方法によりカドミウム又は鉛として測定される量として、2の項に掲げるものにあっては規格K0106に定める方法により測定される量として、3の項に掲げるものにあっては規格K0107に定める方法により測定される量として、4の項に掲げるものにあっては規格K0105に定める方法により弗素として測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。

2　この表の3の項の第4欄に掲げる塩化水素の量（令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉に係るものに限る。）は、次の式により算出された塩化水素の量とする。

$$C = \frac{9}{21 - Os} \cdot Cs$$

この式においてC、Os及びCsはそれぞれ次の値を表すものとする。

C　塩化水素の量（単位　mg）

Os　排出ガス中の酸素の濃度（単位　%）

Cs　規格K0107に定める方法より測定された塩化水素の濃度を温度が零度であって圧力が1気圧の状態における排出ガス1立方メートル中の量に換算したもの（単位　mg）

3　第4欄の（　）内の数値は、有害物質が電解炉から直接吸引されダクトを通じて排出口から排出される場合の当該排出口における有害物質の量である。

4　有害物質の量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。

○ 有害物質の排出基準（窒素酸化物）

(昭和46年6月22日厚生省・通商産業省令第1号　最終改正：平成19年4月20日環境省令第11号　大気汚染防止法施行規則第5条第2項，別表第3の2)

令別表第1の項番号	細番号	施設の種類 注1	規模(最大排出ガス量)万 Nm³/h	設置年月日と排出基準（単位　cm³/Nm³）							備考
				～48.8.9	48.8.10～50.12.9	50.12.10～52.6.17	52.6.18～54.8.9	54.8.10～58.9.9	58.9.10～62.3.31	62.4.1～	
1 注2	①	ガス専焼ボイラー	50以上	130	130	100	60	60	60	60	On=5
			10～50未満	130	130	100	100	100	100	100	
			4～10未満	130	130	130	100	100	100	100	
			1～4未満	150	150	130	130	130	130	130	
			1未満	150	150	150	150	150	150	150	
	②	固体燃料ボイラー(石炭燃料ボイラーを含む)	70以上	400	300	300	300	300	300	200	On=6 ※1 石油燃焼用の散布式ストーカ型のものに限り、当分の間320とする。 ※2 流動層燃焼方式のものに限り360とする。 ※3 石炭燃焼・流動層燃焼方式のものは380とする。 ※4 石炭燃焼・流動層燃焼方式のものは390とする。
			50～70未満	420	300	300	300	300	300	250	
			20～50未満	420	350	300	300	300	300	250	
			10～20未満	450	350	300	300	300	300	250	
			4～10未満	450	350	300	300	300	300※1	250※1	
			1～4未満	450	380	350	350	350※3	350※2	300	
			0.5～1未満	450	380	350	350	350※4	350※2	300	
			0.5未満	480	480	480	380	380	350※2	300	
	③	排脱付液体燃焼ボイラー(原油タール燃焼)	50～100未満	210	180	150	130	130	130	130	On=4 ※1 52.6.18～52.9.9設置のものは280とする。 ※2 52.6.18～52.9.9設置のものは250とする。 52.9.10以前に設置された排ガス量が0.5Nm³/h未満の過負荷燃焼型を除く。
			10～50未満	210	180	150	150	150	150	150	
			4～10未満	280	180	150	150	150	150	150	
			1～4未満	280	280	150	150	150	150	150	
			1未満	280	280	280	180※1	180	180	180	
	④	液体燃焼ボイラー(原油タール燃焼で③以外)	50以上	180	180	150	130	130	130	130	
			10～50未満	190	180	150	150	150	150	150	
			4～10未満	250	180	150	150	150	150	150	
			1～4未満	250	250	150	150	150	150	150	
			1未満	250	250	250	180※2	180	180	180	
	⑤	排脱付液体燃焼ボイラー(原油タール以外)	50～100未満	210	180	150	130	130	130	130	
			10～50未満	210	180	150	150	150	150	150	
			4～10未満	210	180	150	150	150	150	150	
			1～4未満	250	250	150	150	150	150	150	
			1未満	280	280	280	180※1	180	180	180	
	⑥	液体燃焼ボイラー(③～⑤以外)	50以上	180	180	150	130	130	130	130	
			10～50未満	190	180	150	150	150	150	150	
			4～10未満	190	180	150	150	150	150	150	
			1～4未満	230	230	150	150	150	150	150	
			1未満	250	250	250	180※2	180	180	180	
	⑦	固体燃焼小型ボイラー							350※	350	On=6 ※60.9.10以降設置の施設に適用

令別表第1の項番号	細番号	施設の種類 注1	規模(最大排出ガス量)万 Nm³/h	設置年月日と排出基準（単位　cm³/Nm³）							備考
				～48.8.9	48.8.10～50.12.9	50.12.10～52.6.17	52.6.18～54.8.9	54.8.10～58.9.9	58.9.10～62.3.31	62.4.1～	
	⑧	液体燃焼小型ボイラー							300※1	300※1 260※2	On=4 ※1 60.9.10～H2.9.9設置の施設に適用 ※2 H2.9.10以降設置の施設に適用
2	①	ガス発生炉･加熱炉		170	170	170	170	150	150	150	On=7
	②	水素ガス製造用ガス発生炉(天井バーナー燃焼方式のもの)		360	360	360	360	150	150	150	On=7
3	①	ペレット焼成炉(ガス燃焼)	1以上 1未満	540 540	540 540	540 540	220 540	220 220	220 220	220 220	On=15
	②	焼結炉(①以外のペレット焼成炉)	1以上 1未満	300 300	300 300	300 300	220 300	220 220	220 220	220 220	On=15
	③	焼結炉(①、②以外)	10以上 1～10未満 1未満	260 270 300	260 270 300	260 270 300	220 220 300	220 220 220	220 220 220	220 220 220	On=15
	④	アルミナ製造用か焼炉	1以上 1未満	350 350	350 350	350 350	200 350	200 200	200 200	200 200	On=10
	⑤	か焼炉(④以外)		200	200	200	200	200	200	200	On=10
	⑥	焙焼炉		250	250	250	250	220	220	220	On=14
4		溶鉱炉		120	120	120	120	100	100	100	On=15
5		金属溶解炉※		200	200	200	200	180	180	180	On=12 ※キュポラは適用除外
6	①	金属加熱炉(ラジアントチューブ型)	10以上 1～10未満 0.5～1未満 0.5未満	200 200 200 200	200 200 200 200	100 150 200 200	100 150 150 180	100 150 150 180	100 150 150 180	100 150 150 180	On=11
	②	金属加熱炉(鍛接鋼管用)	10以上 1～10未満 0.5～1未満 0.5未満			100	100 180 150 180	100 180 150 180	100 180 150 180	100 180 150 180	On=11
	③	金属加熱炉(①、②以外)	10以上 1～10未満 0.5～1未満 0.5未満	160 170 170 200	160 170 170 200	100 150 170 200	100 130 150 180	100 130 150 180	100 130 150 180	100 130 150 180	On=11
7	①	排脱付石油加熱炉	4以上 1～4未満 0.5～1未満 0.5未満	170 180 190 200	170 170 190 200	100 150 190 200	100 130 150 180	100 130 150 180	100 130 150 180	100 130 150 180	On=6
	②	エチレン分解炉	4以上 1～4未満 0.5～1未満 0.5未満	170 180 180 200	170 180 180 200	100 150 180 200	100 130 150 180	100 130 150 180	100 130 150 180	100 130 150 180	On=6
	③	エチレン分解炉(炉床式バーナー)	4以上 1～4未満 0.5～1未満 0.5未満	170 280 180 200	170 280 180 200	100 150 180 200	100 130 150 180	100 130 150 180	100 130 150 180	100 130 150 180	On=6

令別表第1の項番号	細番号	施設の種類 注1	規模(最大排出ガス量)万 Nm³/h	設置年月日と排出基準（単位　cm³/Nm³）							備考
				～48.8.9	48.8.10～50.12.9	50.12.10～52.6.17	52.6.18～54.8.9	54.8.10～58.9.9	58.9.10～62.3.31	62.4.1～	
	④	エチレン独立加熱炉	10以上 4～10未満 1～4未満 0.5～1未満 0.5未満	170 180 180 180 200	100 180 180 180 200	100 100 150 180 200	100 100 130 150 180	100 100 130 150 180	100 100 130 150 180	100 100 130 150 180	On=6
	⑤	エチレン独立加熱炉、メタノール改質炉(空気予熱器付)	10以上 4～10未満 1～4未満 0.5～1未満 0.5未満	170 430 180 180 200	170 430 180 180 200	100 100 150 180 200	100 100 130 150 180	100 100 130 150 180	100 100 130 150 180	100 100 130 150 180	On=6
	⑥	石油加熱炉(①～⑤以外)	4以上 1～4未満 0.5～1未満 0.5未満	170 180 180 200	170 170 180 200	100 150 180 200	100 130 150 180	100 130 150 180	100 130 150 180	100 130 150 180	On=6
8		触媒再生塔		300	300	300	300	250	250	250	On=6
8の2		燃焼炉		300	300	300	300	250	250	250	On=8
9	①	石灰焼成炉(ガス燃焼のロータリーキルン)		300	300	300	300	250	250	250	On=15
	②	セメント焼成炉(湿式)	10以上 10未満			250	250 350	250 350	250 350	250 350	On=10
	③	セメント焼成炉(②以外)	10以上 10未満	480 480	480 480	250 480	250 350	250 350	250 350	250 350	On=10
	④	耐火物原料、耐火レンガ製造用焼成炉		450	450	450	450	400	400	400	On=18
	⑤	板ガラス、ガラス繊維製造用溶融炉		400	400	400	400	360	360	360	On=15 注3
	⑥	フリット、光学ガラス、電気ガラス製造用溶融炉		800	800	800	800	800	800	800	On=16 注3
	⑦	その他のガラス製造用溶融炉		500	500	500	500	450	450	450	On=15 注3
	⑧	その他焼成炉、溶融炉		200	200	200	200	180	180	180	On=15
10	①	反応炉、直火炉(②、③以外)		200	200	200	200	180	180	180	On=6 酸素燃焼方式は、実測値を適用
	②	硫酸カリウム製造用反応炉		250	250	250	250	180	180	180	
	③	硫酸製造用反応炉(NOx触媒)		700	700	700	700	180	180	180	On=15 54.8.10以降設置の施設はOn=6
11		乾燥炉		250	250	250	250	230	230	230	On=16
13	①	浮遊回転燃焼式焼却炉(連続炉に限る)	4以上 4未満	900 900	900 900	900 900	450 900	450 450	450 450	450 450	On=12
	②	特殊廃棄物焼却炉 注4(連続炉に限る)	4以上 4未満	300 900	300 900	300 900	250 900	250 700	250 700	250 700	On=12
	③	廃棄物焼却炉(連続炉①、②以外)	4以上 4未満	300 300	300 300	300 300	250 300	250 250	250 250	250 250	On=12

令別表第1の項番号	細番号	施設の種類 注1	規模(最大排出ガス量)万 Nm³/h	設置年月日と排出基準（単位　cm³/Nm³）							備考
				～48.8.9	48.8.10～50.12.9	50.12.10～52.6.17	52.6.18～54.8.9	54.8.10～58.9.9	58.9.10～62.3.31	62.4.1～	
	④	廃棄物焼却炉(連続炉以外)	4以上				250	250	250	250	On=12
14	①	銅、鉛、亜鉛精錬用焙焼炉		250	250	250	250	220	220	220	On=14
	②	銅、鉛、亜鉛精錬用焼結炉		300	300	300	300	220	220	220	On=15
	③	銅、鉛、亜鉛精錬用溶鉱炉(④、⑤以外)		120	120	120	120	100	100	100	On=15
	④	亜鉛精錬用溶鉱炉のうち鉱滓処理炉(石灰、コークスを燃料、還元剤とするもの)		450	450	450	450	450	450	450	On=15
	⑤	亜鉛精錬用溶鉱炉のうち立型蒸留炉		230	230	230	230	100	100	100	On=15
	⑥	溶解炉(⑦以外)		200	200	200	200	180	180	180	On=12
	⑦	銅精錬用溶解炉のうち精製炉(アンモニアを還元剤とするもの)		330	330	330	330	330	330	330	On=12
	⑧	乾燥炉		200	200	200	200	180	180	180	On=16
18		活性炭製造用反応炉		200	200	200	200	180	180	180	On=6
21	①	燐等製造用焼成炉		200	200	200	200	180	180	180	On=15
	②	燐等製造用溶解炉		650	650	650	650	600	600	600	On=15
23	①	トリポリ燐酸ナトリウム製造用焼成炉		200	200	200	200	180	180	180	On=15
	②	トリポリ燐酸ナトリウム製造用乾燥炉		200	200	200	200	180	180	180	On=16
24		鉛二次精錬等用溶解炉		200	200	200	200	180	180	180	On=12
25		鉛蓄電池製造用溶解炉		200	200	200	200	180	180	180	On=12
26	①	鉛系顔料製造用溶解炉		200	200	200	200	180	180	180	On=12
	②	鉛酸化物製造用溶解炉		200	200	200	200	180	180	180	On=Os
	③	反射炉		200	200	200	200	180	180	180	On=15
	④	反応炉		200	200	200	200	180	180	180	On=6
	⑤	鉛酸化物、硝酸鉛製造用反応炉		200	200	200	200	180	180	180	On=Os
27		硝酸製造施設		200	200	200	200	200	200	200	On=Os
28	①	コークス炉(オットー型)	10以上 10未満			200	170 170	170 170	170 170	170 170	On=7
	②	コークス炉(①以外)	10以上 10未満	350 350	350 350	320 350	170 170	170 170	170 170	170 170	On=7
29		ガスタービン	(別掲1)								
30		ディーゼル機関	(別掲1)								
31		ガス機関	(別掲2)								

令別表第１の項番号	細番号	施設の種類 注１	規模 (最大排出ガス量) 万 Nm³/h	設置年月日と排出基準（単位　cm³/Nm³）							備考
				～ 48.8.9	48.8.10 ～ 50.12.9	50.12.10 ～ 52.6.17	52.6.18 ～ 54.8.9	54.8.10 ～ 58.9.9	58.9.10 ～ 62.3.31	62.4.1 ～	
32		ガソリン機関	（別掲２）								

摘要

1　この表の窒素酸化物排出基準は、次の式により算出された窒素酸化物の量とする。（標準酸素濃度補正式）

$$C = \frac{21-On}{21-Os} \cdot Cs$$

この式において C、On、Os 及び Cs はそれぞれ次の値を表すものとする。

C　窒素酸化物の量（単位　㎤）

On　表中の備考の値

Os　排出ガス中の酸素の濃度（単位　%）
（当該濃度が 20%を超える場合にあっては、20%とする。）

Cs　日本工業規格 K0104 に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度を零度であって圧力が 1 気圧の状態における排ガス 1m³ 中の量に換算したもの（単位　㎤）

2　窒素酸化物の量が著しく変動する施設にあっては、1 工程の平均の量とする。

（注１）電気炉（熱源として電気を使用するもの）を除く。

（注２）

1　昭和 60 年 9 月 9 日までに設置された既設の小型ボイラーについては、当分の間適用しない。（排出基準適用猶予施設）

2　小型ボイラーで、ガスを専焼させるもの、軽質液体燃料（灯油、軽油、A 重油をいう。以下同じ。）を専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるものは当分の間適用しない。（排出基準適用猶予施設）

（注３）酸素燃焼方式によるものは、標準酸素濃度補正式に 1/4 を乗じた値に対して排出基準を適用する。

（注４）特殊廃棄物焼却炉とは「ニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアン化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの」をいう。

（別掲１）

令別表第１の項番号	細番号	施設の種類	規模	設置年月日と排出基準(単位　cm³/Nm³)				備考
				～ 61.1.31	63.2.1 ～ H1.7.31	H1.8.1 ～ H3.1.31	H3.2.1 ～	
２９	①	ガスタービン（ガス専焼）	4.5 万 Nm³/h 以上 4.5 万 Nm³/h 未満		70 90	70 70	70 70	On=16
	②	ガスタービン（液体専焼）	4.5 万 Nm³/h 以上 4.5 万 Nm³/h 未満		100 120	100 100	70 70	On=16
３０		ディーゼル機関	シリンダー内径 400mm 以上 400mm 未満		 1,600 950	 1,400 950	 1,200※ 950	On=13

備考

1　非常用施設については当分の間適用しない。（排出基準適用猶予施設）

2　昭和 63 年 1 月 31 日までに設置された既設施設については当分の間適用しない。（排出基準適用猶予施設）

3　※平成３年２月１日以降の可及的速やかな時期に 950ppm を適用する予定。

（別掲２）

令別表第１の項番号	細番号	施設の種類	規模	設置年月日と排出基準(単位　cm³/Nm³)			備考
				～ H3.1.31	H3.2.1 ～ H6.1.31	H6.2.1 ～	
３１		ガス機関		2,000	1,000	600	On=0
３２		ガソリン機関		2,000	1,000	600	On=0

◎ ばい煙量等の測定頻度

大気汚染防止法第 16 条の規定によるばい煙量等の測定

(昭和 46 年 6 月 22 日厚生省・通商産業省令第 1 号　最終改正：平成 19 年 4 月 20 日環境省令第 11 号　大気汚染防止法施行規則第 15 条)

ばい煙等	項目	ばい煙発生施設区分	測定頻度
硫黄酸化物	量	排出量 10Nm³/h 以上の施設	2 ヶ月に 1 回以上
	燃料中の硫黄含有量	硫黄酸化物に係るばい煙発生施設	—
ばいじん	濃度	①　排出ガス量（②、③に揚げるものを除く。） 4 万 m³/h 以上 4 万 m³/h 未満	 2 ヶ月に 1 回以上 1 年に 2 回以上
		②　廃棄物焼却炉 焼却能力 4,000kg/h 以上 焼却能力 4,000kg/h 未満	 2 ヶ月に 1 回以上 1 年に 2 回以上
		③　ガス専焼のボイラー、ガスタービン及びガス機関並びにガス発生炉のうち燃料電池用改質器	5 年に 1 回以上
		④　1 年間に付き継続して休止する期間が 6 ヶ月以上のばい煙発生施設	1 年に 1 回以上
有害物質（窒素酸化物を除く）	濃度	①　排出ガス量 4 万 m³/h 以上 4 万 m³/h 未満	 2 ヶ月に 1 回以上 1 年に 2 回以上
		②　1 年間に付き継続して休止する期間が 6 ヶ月以上のばい煙発生施設	1 年に 1 回以上
有害物質（窒素酸化物）	濃度	①　排出ガス量（②、③に揚げるものを除く） 4 万 m³/h 以上 4 万 m³/h 未満	 2 ヶ月に 1 回以上 1 年に 2 回以上
		②　ガス発生炉のうち燃料電池用改質器	5 年に 1 回以上
		③　1 年間に付き継続して休止する期間が 6 月以上のばい煙発生施設	1 年に 1 回以上

（注）排出基準適用猶予施設であっても、ばい煙量等の測定義務を有する。

（参考　昭和 60 年 6 月 10 日環大規第 151 号　環境庁大気保全局長通知）

揮発性有機化合物

◎ 揮発性有機化合物排出施設及び排出基準

大気汚染防止法第 2 条第 5 項の規定による揮発性有機化合物排出施設及び排出基準一覧

(昭和 43 年 11 月 30 日政令第 329 号　最終改正：平成 20 年 10 月 16 日政令第 316 号　大気汚染防止法施行令別表第 1 の 2)

(昭和 46 年 6 月 22 日厚生省・通商産業省令第 1 号　最終改正：平成 19 年 4 月 20 日環境省令第 11 号　大気汚染防止法施行規則第 15 条の 2, 別表第 5 の 2)

揮発性有機化合物排出施設	規模要件	排出基準	
揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 3,000m³/時以上のもの	600ppmC	
塗装施設（吹付塗装に限る。）	排風機の排風能力が 100,000m³/時以上のもの	自動車の製造の用に供するもの	既設 700ppmC 新設 400ppmC
		その他のもの	700ppmC
塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が 10,000m³/時以上のもの	木材･木製品(家具を含む。)の製造の用に供するもの	1,000ppmC
		その他のもの	600ppmC
印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着シート､はく離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る。)の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 5,000m³/時以上のもの	1,400ppmC	
接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材・木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が 15,000m³/時以上のもの	1,400ppmC	
印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が 7,000m³/時以上のもの	400ppmC	
印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が 27,000m³/時以上のもの	700ppmC	
工業製品の洗浄施設（乾燥施設を含む。）	洗浄剤が空気に接する面の面積が 5m² 以上のもの	400ppmC	
ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	1,000kL 以上のもの（ただし、既設の貯蔵タンクは、容量が 2,000kL 以上のものについて排出基準を適用する。）	60,000ppmC	

（注）

1　「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で、送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模の指標とする。

2　「乾燥施設」は揮発性有機化合物を蒸発させるためのもの、「洗浄施設」は揮発性有機化合物を洗浄剤として用いるものに限る。

3　「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百万分率である。

4　規制の施行日（平成 18 年 4 月 1 日）時点で、既設の揮発性有機化合物排出施設の排出基準は、平成 22 年 4 月 1 日から適用とする。

5　塗装施設（吹付塗装に限る。）において既設の自動車の製造の用に供するものについては、平成 22 年 4 月 1 日から当分の間、700ppmC とする。

6　ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）施設の既存の貯蔵タンクは、平成 22 年 4 月 1 日から当分の間、容量が 2,000kL 以上のものについて排出基準を適用する。

一般粉じん

◎ 一般粉じん発生施設（大気汚染防止法施行令別表第 2）及び構造・使用・管理基準

大気汚染防止法第 2 条第 10 項による一般粉じん発生施設及び構造・使用・管理基準

（昭和 43 年 11 月 30 日政令第 329 号　最終改正：平成 20 年 10 月 16 日政令第 316 号　大気汚染防止法施行令別表第 2）

（昭和 46 年 6 月 22 日厚生省・通商産業省令第 1 号　最終改正：平成 19 年 4 月 20 日環境省令第 11 号　大気汚染防止法施行規則別表第 6）

	一般粉じん発生施設		構造・使用・管理基準
	施設名	規模	
1	コークス炉	原料処理能力が 1 日当たり 50t 以上であること。	1　装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2　窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。 3　消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
2	鉱物（コークスを含む。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が 1,000m² 以上であること。	粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。 1　粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2　散水設備によって散水が行われていること。 3　防じんカバーでおおわれていること。 4　薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5　前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が 75cm 以上であるか、又はバケットの内容積が 0.03m³ 以上であること。	粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。 1　粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2　コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に第 3 号又は第 4 号の措置が講じられていること。 3　散水設備によって散水が行われていること。 4　防じんカバーでおおわれていること。 5　前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	破砕機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が 75kW 以上であること。	次の各号の一に該当すること。 1　粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2　フード及び集じん機が設置されていること。 3　散水設備によって散水が行われていること。 4　防じんカバーでおおわれていること。 5　前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が 15kW 以上であること。	

特定粉じん（石綿）発生施設

◎ 特定粉じん発生施設（大気汚染防止法施行令別表第２の２）及び敷地境界基準

大気汚染防止法第２条第 11 項による特定粉じん発生施設及び敷地境界基準

（昭和 43 年 11 月 30 日政令第 329 号　最終改正：平成 20 年 10 月 16 日政令第 316 号　大気汚染防止法施行令別表第２の２）

（昭和 46 年 6 月 22 日厚生省・通商産業省令第１号　最終改正：平成 19 年 4 月 20 日環境省令第 11 号　大気汚染防止法施行規則第 16 条の２）

	特定粉じん発生施設		敷地境界基準
	施設名	規模	
1	解綿用機械	原動機の定格出力が 3.7kW以上であること。	10 本/L
2	混合機	原動機の定格出力が 3.7kW以上であること。	
3	紡織用機械	原動機の定格出力が 3.7kW以上であること。	
4	切断機	原動機の定格出力が 2.2kW以上であること。	
5	研磨機	原動機の定格出力が 2.2kW以上であること。	
6	切削用機械	原動機の定格出力が 2.2kW以上であること。	
7	破砕機及び摩砕機	原動機の定格出力が 2.2kW以上であること。	
8	プレス（剪断加工用のものに限る。）	原動機の定格出力が 2.2kW以上であること。	
9	穿孔機	原動機の定格出力が 2.2kW以上であること。	
備考　この表の中欄に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。			

注）粉じんの定義（法第２条第９項）

特定粉じん：石綿　　一般粉じん：特定粉じん以外の粉じん

特定粉じん（石綿）排出等作業

大気汚染防止法第２条第 12 項による特定粉じん排出等作業及び作業基準

◎ 特定粉じん排出等作業

（昭和 43 年 11 月 30 日政令第 329 号　最終改正：平成 20 年 10 月 16 日政令第 316 号　大気汚染防止法施行令第３条の 3，第３条の 4）

（平成 18 年９月５日環水大大発第 060905003 号　環境省水・大気環境局長通知）

１ 特定建築材料

政令番号	特定建築材料
1	吹付け石綿（石綿含有吹付けロックウールを含む。）
2	石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（前号に掲げるものを除く。）

※いずれも石綿の質量が当該建築材料の質量の 0.1%を超えるもの。

特定建築材料に該当する建築材料の例

区分	建築材料の具体例
吹付け石綿	①吹付け石綿 ②石綿含有吹付けロックウール（乾式・湿式） ③石綿含有ひる石吹付け材 ④石綿含有パーライト吹付け材
石綿を含有する断熱材 （吹付け石綿を除く。）	①屋根用折版裏断熱材 ②煙突用断熱材
石綿を含有する保温材 （吹付け石綿を除く。）	①石綿保温材 ②石綿含有けいそう土保温材 ③石綿含有パーライト保温材 ④石綿含有けい酸カルシウム保温材 ⑤石綿含有ひる石保温材 ⑥石綿含有水練り保温材
石綿を含有する耐火被覆材 （吹付け石綿を除く。）	①石綿含有耐火被覆板 ②石綿含有けい酸カルシウム板第二種 ③石綿含有耐火被覆塗り材

２ 特定粉じん排出等作業

政令番号	作業内容
1	特定建築材料が使用されている建築物を解体する作業
2	特定建築材料が使用されている建築物を改造し、又は補修する作業

◎ 作業基準

(昭和46年6月22日厚生省・通商産業省令第1号　最終改正：平成19年4月20日環境省令第11号　大気汚染防止法施行規則第16条の4，別表第7)

1　特定粉じん排出等作業を行う場合は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けること。

イ　法第18条の15第1項又は第2項の届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ　特定粉じん排出等作業の実施の期間

ハ　特定粉じん排出等作業の方法

ニ　現場責任者の氏名及び連絡場所

2　前号に定めるもののほか、別表第7の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

（別表第7）

	作業内容	作業基準
1	令第3条の4第1号に掲げる作業（次項又は3の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ　特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。 ロ　作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 ハ　除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ニ　特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。
2	令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、令第3条の3第2号に掲げる建築材料を除去する作業であって、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去するもの（次項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ　特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 ロ　除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ニ　特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。
3	令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物を解体する作業その他の建築物の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
4	令第3条の4第2号に掲げる作業	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物の部分に使用されている特定建築材料を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ　特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕により除去する場合は1の項右欄イからニまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は2の項右欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。 ロ　特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。

有害大気汚染物質

◎ 指定物質排出基準及び指定物質抑制基準

大気汚染防止法附則第 9 項による指定物質排出施設及び指定物質抑制基準

（昭和 43 年 11 月 30 日政令第 329 号　最終改正：平成 20 年 10 月 16 日政令第 316 号　大気汚染防止法施行令別表第 6）

（平成 9 年 2 月 6 日環境庁告示第 5 号、第 6 号）

○ ベンゼンに係る指定物質排出施設及び指定物質抑制基準

	指定物質排出施設	指定物質抑制基準
1	ベンゼン（濃度が体積百分率 60%以上のものに限る。以下同じ。）を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が 1 時間当たり 1,000m³以上のもの	溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるためのものに限定。 既設：200mg/Nm³（排ガス量 1,000 m³/h 以上 3,000m³/h 未満） 100mg/Nm³（排ガス量 3,000 m³/h 以上） 新設：100mg/Nm³（排ガス量 1,000 m³/h 以上 3,000m³/h 未満） 50mg/Nm³（排ガス量 3,000 m³/h 以上）
2	原料の処理能力が 1 日当たり 20t 以上のコークス炉	装炭時の装炭口からの排出ガスで装炭車集じん機の排出口から排出されるものに対して適用。 既設：100mg/Nm³（特殊構造炉の適用除外あり） 新設：100mg/Nm³
3	ベンゼンの回収の用に供する蒸留施設（常圧蒸留施設を除く。）	溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供するものに限定。 既設：200mg/Nm³（排ガス量 1,000 m³/h 以上） 新設：100mg/Nm³（排ガス量 1,000 m³/h 以上）
4	ベンゼンの製造の用に供する脱アルキル反応施設（密閉式のものを除く。）	フレアスタックで処理するものを除外。 既設：100mg/Nm³ 新設：50mg/Nm³
5	ベンゼンの貯蔵タンクであって、容量が 500kL 以上のもの	浮屋根式のものを除外。 また、基準はベンゼンの注入時の排出ガスに対して適用。 既設：1,500mg/Nm³（容量 1,000kL 以上） 新設：600mg/Nm³
6	ベンゼンを原料として使用する反応施設であって、ベンゼンの処理能力が 1 時間当たり 1t 以上のもの（密閉式のものを除く。）	フレアスタックで処理するものを除外。 既設：200mg/Nm³（排ガス量 1,000m³/h 以上 3,000 m³/h 未満） 100mg/Nm³（排ガス量 3,000 m³/h 以上） 新設：100mg/Nm³（排ガス量 1,000m³/h 以上 3,000 m³/h 未満） 50mg/Nm³（排ガス量 3,000 m³/h 以上）

○ トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンに係る指定物質排出施設と指定物質抑制基準

	指定物質排出施設	指定物質抑制基準
7	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン（以下「トリクロロエチレン等」という。）を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が 1 時間当たり 1,000m³ 以上のもの	溶媒として使用したトリクロロエチレン等を蒸発させるためのものに限定。 既設：500mg/Nm³ 新設：300mg/Nm³
8	トリクロロエチレン等の混合施設であって、混合槽の容量 5kL 以上のもの（密閉式のものを除く。）	溶媒としてトリクロロエチレン等を使用するものに限定。 既設：500mg/Nm³ 新設：300mg/Nm³
9	トリクロロエチレン等の精製又は回収の用に供する蒸留施設（密閉式のものを除く。）	トリクロロエチレン等の精製の用に供するもの及び原料として使用したトリクロロエチレン等の回収の用に供するものに限定。 既設：300mg/Nm³ 新設：150mg/Nm³
10	トリクロロエチレン等による洗浄施設（次号に掲げるものを除く。）であって、トリクロロエチレン等が空気に接する面の面積が 3m² 以上のもの	既設：500mg/Nm³ 新設：300mg/Nm³
11	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機であって、処理能力が 1 回当たり 30kg 以上のもの	密閉式のものを除外。 既設：500mg/Nm³ 新設：300mg/Nm³

新設：平成 9 年 4 月 1 日以降に設置されたもの

既設：平成 9 年 3 月 31 日までに設置されたもの

ダイオキシン類対策特別措置法

◎ 特定施設（施行令別表第１：大気基準適用施設）及び大気排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法第２条第２項の規定による特定施設（大気基準適用施設）及び同法第８条の規定による排出基準（大気排出基準）

（平成 11 年 12 月 27 日政令第 433 号　最終改正：平成 17 年 8 月 15 日政令第 277 号　ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第 1）
（平成 11 年 12 月 27 日総理府令第 67 号　最終改正：平成 19 年 6 月 11 日環境省令第 15 号　ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第 1、附則別表第 2）

政令号番号	特定施設（大気基準適用施設）		排出基準（ng-TEQ/N ㎥）
1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が 1 時間当たり 1 トン以上のもの		既設：1 新設：0.1
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）であって、変圧器の定格容量が 1,000 キロボルトアンペア以上のもの		既設：5 新設：0.5
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が 1 時間当たり 0.5 トン以上のもの		既設：10 新設：1
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあっては原料の処理能力が 1 時間当たり 0.5 トン以上のもの、溶解炉にあっては容量が 1 トン以上のもの		既設：5 新設：1
5	廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に 2 以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計）が 0.5 平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に 2 以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計）が 1 時間当たり 50 キログラム以上のもの	焼却能力 4,000kg/h 以上	既設：1 新設：0.1
		焼却能力 2,000kg/h 以上 4,000kg/h 未満	既設：5 新設：1
		焼却能力 2,000kg/h 未満	既設：10 新設：5
備考　許容限度は温度が零度であって、圧力 1 気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする。			

既設：平成 12 年 1 月 14 日において現に設置された施設
新設：平成 12 年 1 月 15 日以後に新たに設置された施設
（注）既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用されていた廃棄物焼却炉（火格子面積が 2 ㎡以上、又は焼却能力 200kg/h 以上）及び製鋼用電気炉については、上表の新設施設の排出基準が適用されている。

スパイクタイヤ粉じん発生の防止に関する法律

◎ 規制

スパイクタイヤ粉じん発生の防止に関する法律第 7 条によるスパイクタイヤの使用の禁止

指定地域内の路面にセメント・コンクリート舗装又はアスファルト・コンクリート舗装が施されている道路の積雪又は凍結の状態にない部分において、スパイクタイヤの使用をしてはならない。

◎ 指定地域（上田市）

地域	指定の状況
旧上田市の地域	指定（平成 3 年 1 月 17 日環境庁告示第 1 号）
旧丸子町の地域	
旧真田町の地域	
旧武石村の地域	未指定

◎ 除外規定

（平成 2 年 12 月 27 日政令第 371 号　最終改正：平成 15 年 10 月 8 日政令第 454 号　スパイクタイヤ粉じん発生の防止に関する法律施行令第 1 条，第 2 条）

1　道路

	スパイクタイヤの使用が禁止されない道路の部分
1	トンネル内の道路
2	橋の下の道路の部分
3	雪覆工又は防砂のための施設で道路を覆うものが設けられている場合におけるその道路の部分
4	道路の上空に建物が設けられている場合又は道路と建物とが一体的な構造である場合におけるその建物の下の道路の部分
5	道路、鉄道又は軌道で高架のものと立体交差する下の道路の当該交差部分

2　自動車

	スパイクタイヤの使用が禁止されない自動車
1	道路交通法施行令第 13 条第 1 項に規定する自動車及び同条第 2 項の規定により道路交通法第 39 条第 1 項の緊急自動車とされる自動車
2	道路交通法施行令第 14 条の 2 第 1 号に規定する自動車のうち、除雪のために使用するもの
3	自衛隊法施行令第 157 条に規定する自動車
4	災害対策基本法施行令第 33 条第 1 項又は大規模地震対策特別措置法施行令第 12 条第 1 項の確認を受けた自動車
5	国又は地方公共団体が災害を受けた者の救助その他の環境省令で定める緊急用務を行うために使用する自動車で、環境省令で定めるところにより、これを使用する者の申請に基づき環境大臣が交付する証明書を備え付けたもの
6	身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に同法別表第 4 号又は第 5 号に掲げる身体上の障害がある者として記載されている者でその身体障害者手帳を携帯しているものが運転している自動車
7	戦傷病者特別援護法第 4 条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に肢体不自由の程度又は心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の障害の程度が恩給法別表第 1 号表の 2 の特別項症から第 6 項症まで又は別表第 1 号表の 3 の第 1 款症から第 3 款症までである者として記載されている者でその戦傷病者手帳を携帯しているものが運転している自動車

公害の防止に関する条例（県条例）

ばい煙

◎ ばい煙発生施設及び規制基準

公害の防止に関する条例第 15 条の規定によるばい煙に係る規制基準

(昭和 48 年 3 月 30 日長野県規則第 7 号　最終改正：平成 21 年 3 月 31 日長野県規則第 31 号　公害の防止に関する条例施行規則別表第 2，別表第 4)

	ばい煙発生施設		規制基準
1	金属の精錬又は鋳造の用に供する溶解炉	(1)　火格子面積 0.5 m^2 以上 1.0m^2 未満 (2)　羽口面断面積 0.2 m^2 以上 0.5 m^2 未満 (3)　バーナーの燃焼能力（重油換算） 20 L/h 以上 50 L/h 未満 (4)　変圧器の定格出力 120 kVA 以上 200kVA 未満	いおう酸化物の排出基準 K 値 17.5（上田市） ばいじん　0.4g/Nm^3
2	金属製品の製造の用に供する表面処理施設又は排出ガス処理施設（塩酸を使用するものに限る。）	塩酸を塩素換算した処理能力が 10kg/h 以上	塩化水素 80mg/Nm^3
3	金属表面の付着油の処理施設	バーナーの燃焼能力（重油換算）が 5 L/h 以上	いおう酸化物の排出基準 K 値 17.5（上田市） ばいじん　0.4g/Nm^3

粉じん

◎ 粉じん発生施設及び管理基準

公害の防止に関する条例第 15 条の規定による粉じんに係る管理基準

(昭和 48 年 3 月 30 日長野県規則第 7 号　最終改正：平成 21 年 3 月 31 日長野県規則第 31 号　公害の防止に関する条例施行規則別表第 3，別表第 5)

	粉じん発生施設			管理基準
1	木材及び木製品製造業の用に供する	帯のこ盤 丸のこ盤 かんな盤 砕木機 チッパー	原動機の定格出力が 15kW 以上	次の各号の 1 に該当すること (1)　粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2)　防じんカバーでおおわれていること。 (3)　フードおよび集じん機が設置されていること。 (4)　散水設備によって散水が行われていること。 (5)　前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
2	黒鉛製品の製造の用に供する	原料混和施設 加工施設	全ての施設	
3	繊維製品の製造の用に供する	動力打綿機 動力混打綿機	全ての施設	

上田市公害防止条例（平成 22 年 4 月 1 日施行）

◎ 粉じんに係る特定施設

上田市公害防止条例第 2 条第 1 項第 2 号の規定による粉じんに係る特定施設

（平成 21 年 12 月 18 日規則第 38 号　上田市公害防止条例施行規則別表第 4）

番号	用途	名称	規模
1	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石のたい積の用に供するもの	たい積場	面積が 500m² 以上 1,000m² 未満のもの
2	破砕若しくは摩砕施設(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	破砕機及び摩砕機	原動機の定格出力が 75kW 未満のもの
3	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)の用に供するもの	ふるい	原動機の定格出力が 15kW 未満のもの

◎ 粉じんに係る規制基準

（平成 21 年 12 月 18 日規則第 38 号　上田市公害防止条例施行規則別表第 9）

番号	区分	規制基準
1	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石のたい積の用に供する施設	粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石をたい積する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。 (1)　粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2)　散水設備によって散水が行われていること。 (3)　防じんカバーでおおわれていること。 (4)　薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 (5)　前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること
2	破砕若しくは摩砕施設(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	次の各号のいずれかに該当すること。 (1)　粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2)　フード及び集じん機が設置されていること。 (3)　散水設備によって散水が行われていること。 (4)　防じんカバーでおおわれていること。 (5)　前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)の用に供する施設	

水質関係

水質汚濁防止法

◎ 特定施設（水質汚濁防止法施行令別表第 1）

水質汚濁防止法第 2 条第 2 項の規定による特定施設

（昭和 46 年 6 月 17 日政令第 188 号　最終改正:平成 24 年 5 月 23 日政令第 147 号　水質汚濁防止法施行令別表第 1）

号番号	特定施設
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　選鉱施設 ロ　選炭施設 ハ　坑水中和沈でん施設 ニ　掘さく用の泥水分離施設
1 の 2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　豚房施設（豚房の総面積が 50 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ　牛房施設（牛房の総面積が 200 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ　馬房施設（馬房の総面積が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ　湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　水産動物原料処理施設 ロ　洗浄施設 ハ　脱水施設 ニ　ろ過施設 ホ　湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　洗浄施設 ハ　圧搾施設 ニ　湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　洗浄施設 ハ　湯煮施設 ニ　濃縮施設 ホ　精製施設 ヘ　ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　洗浄施設（流送施設を含む。） ハ　ろ過施設 ニ　分離施設 ホ　精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機

号番号	特定施設
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ　搾汁施設 ニ　ろ過施設 ホ　湯煮施設 ヘ　蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　洗浄施設 ハ　圧搾施設 ニ　真空濃縮施設 ホ　水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　洗浄施設 ハ　圧搾施設 ニ　分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　洗浄施設 ハ　分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料浸せき施設 ロ　洗浄施設（流送施設を含む。） ハ　分離施設 ニ　渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　ろ過施設 ハ　精製施設
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　湯煮施設 ハ　洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　水洗式脱臭施設 ロ　洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　まゆ湯煮施設 ロ　副蚕処理施設 ハ　原料浸せき施設 ニ　精練機及び精練そう ホ　シルケット機 ヘ　漂白機及び漂白そう ト　染色施設 チ　薬液浸透施設 リ　のり抜き施設

号番号	特定施設
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　洗毛施設 ロ　洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　湿式紡糸施設 ロ　リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ　原料回収施設
21 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21 の 4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　湿式バーカー ロ　接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　湿式バーカー ロ　薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料浸せき施設 ロ　湿式バーカー ハ　砕木機 ニ　蒸解施設 ホ　蒸解廃液濃縮施設 ヘ　チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト　漂白施設 チ　抄紙施設（抄造施設を含む。） リ　セロハン製膜施設 ヌ　湿式繊維板成型施設 ル　廃ガス洗浄施設
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　自動式フイルム現像洗浄施設 ロ　自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　ろ過施設 ロ　分離施設 ハ　水洗式破砕施設 ニ　廃ガス洗浄施設 ホ　湿式集じん施設
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　塩水精製施設 ロ　電解施設
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　洗浄施設 ロ　ろ過施設 ハ　カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ　群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ　廃ガス洗浄施設

号番号	特定施設
27	前 2 号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　ろ過施設 ロ　遠心分離機 ハ　硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ　活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ　無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ　青酸製造施設のうち、反応施設 ト　よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ　海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ　バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ　廃ガス洗浄施設 ル　湿式集じん施設
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　湿式アセチレンガス発生施設 ロ　酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ　ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ　アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ　塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ　クロロプレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ　静置分離器 ハ　タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業（第 5 号、第 10 号及び第 13 号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　蒸留施設 ハ　遠心分離機 ニ　ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ　ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ　フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　ろ過施設 ロ　顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ　遠心分離機 ニ　廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　縮合反応施設 ロ　水洗施設 ハ　遠心分離機 ニ　静置分離器 ホ　弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ　ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト　中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ　ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ　廃ガス洗浄施設 ヌ　湿式集じん施設

号番号	特定施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　ろ過施設 ロ　脱水施設 ハ　水洗施設 ニ　ラテックス濃縮施設 ホ　スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　蒸留施設 ロ　分離施設 ハ　廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　廃酸分離施設 ロ　廃ガス洗浄施設 ハ　湿式集じん施設
37	前 6 号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第 51 号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　洗浄施設 ロ　分離施設 ハ　ろ過施設 ニ　アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ　アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ　アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト　イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ　エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ　2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ　シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル　トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 オ　ノルマルパラフイン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ　プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ　メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ　メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ　廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料精製施設 ロ　塩析施設
38 の 2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　脱酸施設 ロ　脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　洗浄施設 ロ　抽出施設

号番号	特定施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　石灰づけ施設 ハ　洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　水洗施設 ロ　ろ過施設 ハ　ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ　廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　動物原料処理施設 ロ　ろ過施設 ハ　分離施設 ニ　混合施設（第 2 条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ　廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　脱塩施設 ロ　原油常圧蒸留施設 ハ　脱硫施設 ニ　揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ　潤滑油洗浄施設
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　洗浄施設 ロ　石灰づけ施設 ハ　タンニンづけ施設 ニ　クロム浴施設 ホ　染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　研摩洗浄施設 ロ　廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　抄造施設 ロ　成型機 ハ　水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設

号番号	特定施設
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　水洗式破砕施設 ロ　水洗式分別施設 ハ　酸処理施設 ニ　脱水施設
59	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　水洗式破砕施設 ロ　水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　タール及びガス液分離施設 ロ　ガス冷却洗浄施設 ハ　圧延施設 ニ　焼入れ施設 ホ　湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　還元槽 ロ　電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ　焼入れ施設 ニ　水銀精製施設 ホ　廃ガス洗浄施設 ヘ　湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　焼入れ施設 ロ　電解式洗浄施設 ハ　カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ　水銀精製施設 ホ　廃ガス洗浄施設
63 の 2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　タール及びガス液分離施設 ロ　ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
64 の 2	水道施設（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 8 項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 6 項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が 1 日当たり 1 万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ　沈でん施設 ロ　ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66 の 2	エチレンオキサイド又は 1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
66 の 3	旅館業（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　厨房施設 ロ　洗たく施設 ハ　入浴施設

号番号	特定施設
66の4	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置される厨房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供する厨房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の6	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置される厨房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置される厨房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置される厨房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
67	洗たく業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フイルム現像洗浄施設
68の2	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ　厨房施設 ロ　洗浄施設 ハ　入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69の2	中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第3項に規定するものをいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） イ　卸売場 ロ　仲卸売場
69の3	地方卸売市場（卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条第2号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総床面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ　卸売場 ロ　仲卸売場
70	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）
70の2	自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
71	自動式車両洗浄施設
71の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　洗浄施設 ロ　焼入れ施設
71の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設

号番号	特定施設
71の4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
72	し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）

◎ 排水基準

○ 一律排水基準

水質汚濁防止法第 3 条第 1 項に基づく一律排水基準

1 健康項目

（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号　最終改正：平成 27 年 9 月 18 日環境省令第 33 号　排水基準を定める省令別表第 1）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L ※上乗せ排水基準あり
シアン化合物	1mg/L ※上乗せ排水基準あり
有機燐化合物（パラチオン、メチル パラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L ※上乗せ排水基準あり
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L ※上乗せ排水基準あり
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10mg/L　海域 230mg/L ※暫定排水基準あり
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg/L　海域 15mg/L ※暫定排水基準あり
アンモニア、アンモニウム化合物亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L ※暫定排水基準あり （アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量による。）
1,4-ジオキサン	0.5mg/L ※暫定排水基準あり

備考

1　「検出されないこと。」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2　砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

２ 健康項目（暫定排水基準）

有害物質に関する項目に係る暫定基準（平成 31 年 6 月 30 日まで）

（平成 13 年 6 月 13 日環境省令第 21 号　最終改正：平成 28 年 6 月 16 日環境省令第 15 号　排水基準を定める省令の一部を改正する省令附則別表）

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物（単位　ほう素の量に関して、mg/L）	電気めっき業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	30
	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	40
	うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	
	貴金属製造・再生業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	
	下水道業（旅館業（温泉（温泉法第 2 条第 1 項に規定する温泉をいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場（下水道法第 12 条の 2 第 1 項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものであって、「一定の条件」に該当するものに限る。）	50
	金属鉱業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	100
	うわ薬製造業（うわ薬かわらの製造に使用するうわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	140
	旅館業（温泉を利用するものに限る。）	500
ふっ素及びその化合物（単位　ふっ素の量に関して、mg/L）	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	12
	うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	
	電気めっき業（1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	15
	旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号。以下「改正政令」という。）の施行の際現にゆう出していなかった温泉を利用するものであって、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	
	旅館業（温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。以下この欄において同じ。）を利用するものであって 1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 m³ 未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	30
	電気めっき業（1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 未満であるものに限る。）	40
	旅館業（温泉を利用するものであって 1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	50
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（単位　アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸	下水道業（下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項第 1 号に定める特定公共下水道に係るものであり、かつ、モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れているものに限る。）	130
	酸化コバルト製造業	160
	畜産農業	600
	ジルコニウム化合物製造業	700
	モリブデン化合物製造業	1,500

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
性窒素の合計量に関して、mg/L）	バナジウム化合物製造業	1,650
	貴金属製造・再生業	2,900

備考

1　上欄に掲げる有害物質の種類ごとに中欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場（水質汚濁防止法第 2 条第 6 項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に他の業種その他の区分にも属する場合において、改正後の排水基準を定める省令別表第 1 又はこの表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排出水の排水基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。

2　ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が 10 を超えることをいう。

（ΣＣｉ・Ｑｉ）÷Ｑ

この式において、Ｃｉ、Ｑｉ及びＱは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ｃｉ　当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常の値（単位　ほう素の量に関して、mg/l）

Ｑｉ　当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常の量（単位　m^3/日）

Ｑ　当該下水道から排出される排出水の通常の量（単位　m^3/日）

有害物質に関する項目に係る暫定基準（平成 30 年 5 月 24 日まで）

（平成 27 年 5 月 1 日環境省令第 20 号）

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
1,4-ジオキサン（単位　mg/L）	エチレンオキサイド製造業	6
	エチレングリコール製造業	6

備考

この表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の省令別表第 1 又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

３ 生活環境項目

（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号　最終改正：平成 20 年 9 月 30 日環境省令第 11 号　排水基準を定める省令別表第 2）

生活環境項目	許容限度
水素イオン濃度（pH）	海域以外 5.8～8.6　海域 5.0～9.0 ※上乗せ排水基準あり
生物化学的酸素要求量（BOD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）　※上乗せ排水基準あり
化学的酸素要求量（COD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）　※上乗せ排水基準あり
浮遊物質量（SS）	200mg/L（日間平均 150mg/L）　※上乗せ排水基準あり
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L ※上乗せ排水基準あり
亜鉛含有量	2mg/L ※暫定排水基準・上乗せ排水基準あり
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L ※上乗せ排水基準あり
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm^3 ※上乗せ排水基準あり
窒素含有量	120mg/L（日間平均 60mg/L）　※暫定排水基準・上乗せ排水基準あり
燐含有量	16mg/L（日間平均 8mg/L）　※暫定排水基準・上乗せ排水基準あり

備考

1　「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2　この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m^3 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

3　水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。

4　水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

5　生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

6　窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 9,000mg/L を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

7　燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

４ 窒素含有量又は燐含有量の排水基準に係る湖沼（上田市）

（S60.5.30 環境庁告示第 27 号　最終 H22.7.27 環境省告示第 42 号）

項目	規制対象湖沼名
窒素規制対象湖沼	内村ダム貯水池
燐規制対象湖沼	沢山池
	内村ダム貯水池
	菅平ダム貯水池（菅平湖）

５ 生活環境項目（暫定排水基準）

ア　亜鉛含有量に係る暫定基準（平成 33 年 12 月 10 日まで）

（平成 18 年 11 月 10 日環境省令第 33 号　最終改正：平成 28 年 11 月 15 日環境省令第 25 号　排水基準を定める省令等の一部を改正する省令附則別表）

有害物質の種類	業種	許容限度
亜鉛含有量（単位　mg/L）	金属鉱業	5 ※上乗せ排水基準あり
	電気めっき業	
	下水道業（金属鉱業又は電気めっき業に属する特定事業場から排出される水を受け入れているものであって、「一定の条件」に該当するものに限る。）	

備考

1　中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量に係る排出基準については、右欄に掲げるものを適用する。

2　「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が 2 を超えることをいう。

（ΣＣｉ・Ｑｉ）÷Ｑ

この式において、Ｃｉ、Ｑｉ及びＱは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ｃｉ　当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の亜鉛含有量の通常の値（単位　mg/L）

Ｑｉ　当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常の量（単位　m^3/日）

Ｑ　当該下水道から排出される排出水の通常の量（単位　m^3/日）

イ　窒素含有量及び燐含有量に係る暫定基準（平成 25 年 9 月 30 日まで）（省略）

（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号　最終改正：平成 20 年 9 月 30 日環境省令第 11 号　排水基準を定める省令附則第 2 項から第 6 項まで及び附則別表）

該当する水域なし（上田市）

○ 上乗せ排水基準（長野県）

水質汚濁防止法第３条第３項の規定に基づく排水基準

（昭和48年3月30日長野県条例第11号　最終改正：平成14年10月21日長野県条例第47号　公害の防止に関する条例別表第1）

１ 健康項目（上乗せ排水基準）

有害物質に係る上乗せ排水基準

区分	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	六価クロム化合物	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	適用水域
水質汚濁防止法第２条第２項に規定する特定施設を有する工場又は事業場	0.05mg/L	0.5mg/L	0.3mg/L	0.003mg/L	県の区域に属する公共用水域

備考

1　この表に掲げる上乗せ排水基準は、昭和54年10月31日において既に設置され、又は設置の工事が行われている１日当たりの平均的な排出水の量が500m³未満の工場又は事業場に係る排出水については適用しない。

2　この表に掲げる上乗せ排水基準は、一の施設が特定施設となった際現に当該施設が設置され、又は設置の工事が行われている１日当たりの平均的な排出水の量が500 m³未満の工場又は事業場に係る排出水については適用しない。ただし、当該施設が水質汚濁防止法第２条第２項に規定する特定施設となった際既に当該工場又は事業場についてこの表に掲げる上乗せ排水基準が適用されている場合は、この限りでない。

２ 生活環境項目（上乗せ排水基準）

ア　水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係る上乗せ排水基準

政令号番号	区分	1日当りの平均的な排出水の量、項目及び許容限度							適用水域
			50m³未満			500m³以上			
		pH	銅	亜鉛	クロム	銅	亜鉛	クロム	
1-2	畜産農業 (1)　豚房施設（豚房の総面積が250m²以上のものに限る。） (2)　牛房施設（牛房の総面積が500m²ル以上のものに限る。）	5.8～8.6	—	—	—	—	—	—	県の区域に属する公共用水域
26	無機顔料		3 mg/L	5 mg/L	2 mg/L	2 mg/L	3 mg/L 注１	1 mg/L	
27	その他の無機化学工業								
47	医薬品								
49	農薬								
52	皮革								
53	ガラス製品								
58	窯業原料								
61	鉄鋼								
62	非鉄金属								
63	金属製品機械器具								
65	酸・アルカリ表面処理								
66	電気めっき								
	諏訪湖水域において特定施設を有する工場又は事業場（一定の条件に該当するものに限る。）	省略							白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入し、又はこれらから流出する公共用水域（一部水域を除く。）

（注１）対象12業種・施設における一日当たり排水量500m³以上の亜鉛の基準は、暫定排水基準が適用される場合（省令10業種かつ暫定期間）は上乗せ排水基準(3mg/L)が適用され、その他の場合はより厳しい一律排水基準(2mg/L)が適用される。

イ　ＢＯＤ（ＣＯＤ）、ＳＳ等に係る上乗せ排水基準

区分		１日当たりの平均的な排出水の量	項目及び許容限度					適用水域
			BOD(COD) (mg/L)		SS (mg/L)		大腸菌群数 (個/cm³)	
			最大	日間平均	最大	日間平均		
1	畜産農業 (1)　豚房施設（豚房の総面積が 250m² 以上のものに限る。） (2)　牛房施設（牛房の総面積が 500m² 以上のものに限る。）	10m³ 未満	160	120	200	150	3,000	県の区域に属する公共用水域
		10m³ 以上 500m³ 未満	160	120	85	70	3,000	
		500m³ 以上	30	20	50	30	―	
2	寒天製造業 清酒製造業	10m³ 以上	60	40	90	60	―	
3	上記以外の業種 注１	10m³ 以上 50m³ 未満	60	40	90	60	―	
		50m³ 以上	30	20	50	30	―	

備考

1　BOD（生物化学的酸素要求量）に係る上乗せ排水基準は湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について、COD（化学的酸素要求量）に係る上乗せ排水基準は湖沼に排出される排出水について適用する。

2　「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

3　工場又は事業場がこの表の区分欄の 2 以上の区分に該当する場合において、それぞれの区分につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する。

（注 1）上記以外の業種

・水質汚濁防止法施行令別表第 1 に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場で次に掲げるもの以外のもの

(1)　この表の区分番号 1 及び 2 に掲げる工場又は事業場

(2)　水質汚濁防止法施行令別表第 1 の 1 の 2 に掲げる豚房、牛房、馬房を有する事業場（この表の区分番号 1 に該当する事業場を除く。）

・湖沼水質保全特別措置法第 3 条第 2 項の規定による指定地域（上田市に該当地域なし）において湖沼法施行令第 5 条第 1 号若しくは第 2 号に掲げる施設を有する工場若しくは事業場

ウ　窒素、燐に係る上乗せ排水基準（省略）

適用水域なし（上田市）

◎ 特定地下浸透水の浸透の制限

水質汚濁防止法第 12 条の 3 の規定に基づく特定地下浸透水の浸透の制限に係る要件
（平成元年 8 月 21 日環境庁告示第 39 号　最終改正：平成 24 年 5 月 23 日　環境省告示第 87 号）

有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	0.001mg/L
シアン化合物	0.1mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	0.1mg/L
鉛及びその化合物	0.005mg/L
六価クロム化合物	0.04mg/L
砒素及びその化合物	0.005mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/L
アルキル水銀化合物	0.0005mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.0005mg/L
トリクロロエチレン	0.002mg/L
テトラクロロエチレン	0.0005mg/L
ジクロロメタン	0.002mg/L
四塩化炭素	0.0002mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.0004mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.002mg/L
1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/L（シス体、トランス体ともに）
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005mg/L
1,1,2,-トリクロロエタン	0.0006mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.0002mg/L
チウラム	0.0006mg/L
シマジン	0.0003mg/L
チオベンカルブ	0.002mg/L
ベンゼン	0.001mg/L
セレン及びその化合物	0.002mg/L
ほう素及びその化合物	0.2mg/L
ふっ素及びその化合物	0.2mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア又はアンモニウム化合物にあってはアンモニア性窒素 0.7mg/L 亜硝酸化合物にあっては亜硝酸性窒素 0.2mg/L 硝酸化合物にあっては硝酸性窒素 0.2mg/L
塩化ビニルモノマー	0.0002mg/L
1,4-ジオキサン	0.005mg/L
(注)　環境大臣が定める検定方法によりこの表の左欄に掲げる有害物質を検定した場合において、「当該有害物質が検出されること」とは、同表の右欄に掲げる値以上の有害物質が検出される場合である。	

湖沼水質保全特別措置法（省略）

指定湖沼・指定地域なし（上田市）

ダイオキシン類対策特別措置法

◎ 特定施設（施行令別表第２：水質基準対象施設）及び水質排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法第２条第２項の規定による特定施設（水質基準対象施設）及び同法第８条の規定による排出基準（水質排出基準）

（平成 11 年 12 月 27 日政令第 433 号　最終改正：平成 17 年 8 月 15 日政令第 277 号　ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第 2）
（平成 11 年 12 月 27 日総理府令第 67 号　最終改正：平成 19 年 6 月 11 日環境省令第 15 号　ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第 2）

政令 号番号	特定施設（水質基準適用施設）	排出基準 (pg-TEQ/L)
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	10
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	10
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	10
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	10
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	10
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ　硫酸濃縮施設 ロ　シクロヘキサン分離施設 ハ　廃ガス洗浄施設	10
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ　水洗施設 ロ　廃ガス洗浄施設	10
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ　ろ過施設 ロ　乾燥施設 ハ　廃ガス洗浄施設	10
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ　ろ過施設 ロ　廃ガス洗浄施設	10
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ　ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ　ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ　ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ　熱風乾燥施設	10
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ　廃ガス洗浄施設 ロ　湿式集じん施設	10
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ　精製施設 ロ　廃ガス洗浄施設 ハ　湿式集じん施設	10

政令 号番号	特定施設（水質基準適用施設）	排出基準 (pg-TEQ/L)
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ　ろ過施設 ロ　精製施設 ハ　廃ガス洗浄施設	10
15	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第 1 第 5 号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ　廃ガス洗浄施設 ロ　湿式集じん施設	10
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号の 2 及び第 13 号に掲げる施設	10
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令別表 1 の項、3 の項及び 6 の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ　プラズマ反応施設 ロ　廃ガス洗浄施設 ハ　湿式集じん施設	10
18	下水道終末処理施設（第 1 号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）	10
19	第 1 号から第 17 号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第 1 号から第 17 号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）	10

公害の防止に関する条例（県条例）

◎ 特定施設

(昭和 48 年 3 月 30 日長野県規則第 7 号　最終改正：平成 21 年 3 月 31 日長野県規則第 31 号　公害の防止に関する条例施行規則別表第 1)

1	学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 5 条の 2 に規定する共同調理場に設置される厨房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下「総床面積」という。）が 160 平方メートル以上 500 平方メートル未満の事業場に係るものに限る。）
2	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供する厨房施設（総床面積が 120 平方メートル以上 360 平方メートル未満の事業場に係るものに限る。）
3	飲食店（次項及び 5 の項に掲げるものを除く。）に設置される厨房施設（総床面積が 140 平方メートル以上 420 平方メートル未満の事業場に係るものに限る。）
4	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次項に掲げるものを除く。）に設置される厨房施設（総床面積が 210 平方メートル以上 630 平方メートル未満の事業場に係るものに限る。）
5	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置される厨房施設（総床面積が 500 平方メートル以上 1,500 平方メートル未満の事業場に係るものに限る。）
6	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院に設置される施設であって、次の各号に掲げるもの（病床数が、湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）第 3 条第 2 項の規定による指定地域にあっては 50 以上 120 未満、当該指定地域以外の地域にあっては 50 以上 300 未満の事業場に係るものに限る。） (1)　厨房施設 (2)　洗浄施設 (3)　入浴施設
7	卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 4 項に規定する地方卸売市場に設置される水産物に係る施設であって、次の各号に掲げるもの（これらの総面積が 200 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満の事業場に係るものに限る。） (1)　卸売場 (2)　仲卸売場
8	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 77 条に規定する自動車分解整備事業の用に供する洗車施設であって、自動式車両洗浄施設以外のもの（屋内作業場の総面積が 300 平方メートル以上 800 平方メートル未満の事業場に係るものに限る。）
9	舗装材料製造業の用に供する廃ガス洗浄施設（アスファルトプラントに係るものに限る。）

◎ 排出水に係る規制基準

(昭和 48 年 3 月 30 日長野県規則第 7 号　最終改正：平成 21 年 3 月 31 日長野県規則第 31 号　公害の防止に関する条例施行規則別表第 4)

区分	1 日当たりの平均的な排出水の量	規制基準						適用水域
		pH	BOD(COD) (mg/L)		SS (mg/L)		n-ヘキサン (mg/L)	
			最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
1　共同調理場 2　弁当仕出屋等 3　その他の飲食店 4　そば店等 5　料亭等	10 m³ 以上 50 m³ 未満	—	60	40	90	60	—	県の区域に属する公共用水域
	50m³ 以上	—	30	20	50	30	—	
6　病院 7　地方卸売市場	10 m³ 以上 50 m³ 未満	—	60	40	90	60	—	
	50m³ 以上	5.8～8.6	30	20	50	30	—	
8　自動車分解整備事業 9　舗装材料製造業	10 m³ 以上 50 m³ 未満	—	60	40	90	60	—	
	50m³ 以上	5.8～8.6	30	20	50	30	5	

備考
1　生物化学的酸素要求量（BOD）に係る規制基準は湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について、化学的酸素要求量（COD）に係る規制基準は湖沼に排出される排出水について適用する。
2　「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

上田市公害防止条例（平成 22 年 4 月 1 日施行）

◎ 汚水又は廃液に係る特定施設

上田市公害防止条例第 2 条第 1 項第 2 号の規定による汚水又は廃液に係る特定施設

（平成 21 年 12 月 18 日規則第 38 号　上田市公害防止条例施行規則別表第 1）

番号	用途	名称	規模
1	動物の飼養の用に供するもの	(1)　豚の飼養施設	飼養能力 50 頭(繁殖豚にあっては 5 頭)以上のもの(2 か月齢未満のものを除く。)
		(2)　牛の飼養施設	飼養能力 5 頭以上のもの
		(3)　馬の飼養施設	飼養能力 5 頭以上のもの
		(4)　鶏の飼養施設	飼養能力 300 羽以上のもの（30 日未満のひなを除く。）
2	自動車用燃料小売業、鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業及び自動車整備業の用に供するもの	(1)　洗浄施設 (2)　油水分離施設	1 月の通常の排水量が 200 立方メートル以上の事業場におけるものに限る。
3	食品残物処理の用に供するもの	食品残物処理装置(ディスポーザー)	すべてのもの

備考

1　この表は、当該特定施設に係る汚水又は廃液を公共用水域に排出する場合に限り適用する。

2　この表は、水質汚濁防止法又は公害の防止に関する条例に規定する特定施設は除く。

3　この表は、当該特定施設から排出される水を処理できるものとして浄化槽法第 4 条第 2 項の規定による構造基準に適合した浄化槽を使用する場合を除く。

◎ 汚水又は廃液に係る規制基準

（平成 21 年 12 月 18 日規則第 38 号　上田市公害防止条例施行規則別表第 6）

区分＼項目		水温 外観 臭気	pH	BOD(mg/L)		n-ヘキサン(mg/L)	その他の基準及び説明
				日間平均	最大		
1	動物の飼養の用に供するもの	排出先の公共用水域の水質に著しく変化を与えないと認められる程度	5.8～8.6	150	200	—	—
2	自動車用燃料小売業、鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業及び自動車整備業の用に供するもの	—	5.8～8.6	—	—	5	次の各号に該当すること。 (1)　車両洗浄排水及びその他の含油排水は、すべて不浸透性材料で作られた処理槽に入れたのち排出しなければならない。 (2)　処理槽とは、沈澱槽及び油分離槽をいい、当該排出水を排出基準以下に処理しうる施設であること。 (3)　沈澱槽及び油分離槽は、汚泥がたい積しないよう適切に除去しなければならない。
3	食品残物処理の用に供するもの	食品残物処理装置(ディスポーザー)を使用してはならない。					

備考

1　採水地点は工場等の排出口(排出水を排出する場所をいう。)とする。

2　「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

土壌関係

土壌汚染対策法

◎ 指定区域の指定基準

土壌汚染対策法第 5 条第 1 項の規定に基づく指定区域の指定基準

（平成 14 年 12 月 26 日環境省令第 29 号　最終改正：平成 26 年 8 月 1 日環境省令第 23 号　土壌汚染対策法施行規則別表第 2，第 3）

特定有害物質			指定基準		
			土壌含有量基準	土壌溶出量基準	第 2 溶出量基準
第1種特定有害物質	揮発性有機化合物	四塩化炭素		0.002mg/L 以下	0.02mg/L 以下
		1,2-ジクロロエタン		0.004mg/L 以下	0.04mg/L 以下
		1,1-ジクロロエチレン		0.1mg/L 以下	1mg/L 以下
		シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L 以下	0.4mg/L 以下
		1,3-ジクロロプロペン		0.002mg/L 以下	0.02mg/L 以下
		ジクロロメタン		0.02mg/L 以下	0.2mg/L 以下
		テトラクロロエチレン		0.01mg/L 以下	0.1mg/L 以下
		1,1,1-トリクロロエタン		1mg/L 以下	3mg/L 以下
		1,1,2-トリクロロエタン		0.006mg/L 以下	0.06mg/L 以下
		トリクロロエチレン		0.03mg/L 以下	0.3mg/L 以下
		ベンゼン		0.01mg/L 以下	0.1mg/L 以下
第2種特定有害物質	重金属等	カドミウム及びその化合物	150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下	0.3mg/L 以下
		六価クロム化合物	250mg/kg 以下	0.05mg/L 以下	1.5mg/L 以下
		シアン化合物	遊離シアンとして 50mg/kg 以下	検出されないこと	1mg/L 以下
		水銀及びその化合物	15mg/kg 以下	0.0005mg/L 以下かつアルキル水銀が検出されないこと	0.005mg/L以下かつアルキル水銀が検出されないこと
		セレン及びその化合物	150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下	0.3mg/L 以下
		鉛及びその化合物	150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下	0.3mg/L 以下
		砒素及びその化合物	150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下	0.3mg/L 以下
		ふっ素及びその化合物	4,000mg/kg 以下	0.8mg/L 以下	24mg/L 以下
		ほう素及びその化合物	4,000mg/kg 以下	1mg/L 以下	30mg/L 以下
第3種特定有害物質	農薬等	シマジン		0.003mg/L 以下	0.03mg/L 以下
		チウラム		0.006mg/L 以下	0.06mg/L 以下
		チオベンカルブ		0.02mg/L 以下	0.2mg/L 以下
		ＰＣＢ		検出されないこと	0.003mg/L 以下
		有機りん化合物		検出されないこと	1mg/L 以下

測定方法は、平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 18 号，第 19 号による。

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律

◎ 対策地域指定要件

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第 3 条第 1 項に基づく対策地域指定要件

(昭和 46 年 6 月 24 日政令第 204 号　最終改正:平成 22 年 6 月 16 日政令第 148 号　農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令第 2 条)

特定有害物質	指定要件	検定方法
カドミウム及びその化合物	(1)　その地域の農用地で生産された米にカドミウムが 0.4mg/kg を超えると認められる地域 (2)　上記の土壌に含まれるカドミウムと同程度カドミウムを含み、その農用地で生産される米がカドミウム 0.4mg/kg を超えるおそれがある地域	S46.6.24 農林省令第 47 号 （最終改正：H24.8.6 環境省令第 22 号）
銅及びその化合物	農用地（田に限る。）の土壌中 125mg/kg 以上	S47.10.27 日総理府令第 66 号 （最終改正:H12.8.14 総理府令第 94 号）
砒素及びその化合物	農用地（田に限る。）の土壌中 15mg/kg 以上（特別事情：県知事が 10mg/kg 以上 20mg/kg 以下の範囲内で定める別の値）	S50.4.8 総理府令第 31 号 （最終改正:H12.8.14 総理府令第 94 号）

農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準（参考）

◎ 管理基準

（昭和 59 年 11 月 8 日環水土第 149 号　環境庁水質保全局長通知）

管理指標	管理基準値
亜鉛の含有量	農用地の土壌（乾土）中 120mg/kg

騒音関係

騒音規制法

特定工場等に関する規制

◎ 特定施設

騒音規制法第 2 条第 1 項の規定による特定施設

（昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号　最終改正：平成 19 年 11 月 21 日政令第 339 号　騒音規制法施行令別表第 1）

番号	用途	名称	規模
1	金属加工機械	イ　圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。
		ロ　製管機械	
		ハ　ベンディングマシン	ロール式のものであって原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。
		ニ　液圧プレス	矯正プレスを除く。
		ホ　機械プレス	呼び加圧能力が 294kN 以上のものに限る。
		ヘ　せん断機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。
		ト　鍛造機	
		チ　ワイヤーフォーミングマシン	
		リ　ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。
		ヌ　タンブラー	
		ル　切断機	といしを用いるものに限る。
2	空気圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
4	織機		原動機を用いるものに限る。
5	建設用資材製造機械	イ　コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m³以上のものに限る。
		ロ　アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。
6	穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
7	木材加工機械	イ　ドラムバーカー	
		ロ　チッパー	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
		ハ　砕木機	
		ニ　帯のこ盤	製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
		ホ　丸のこ盤	
		ヘ　かんな盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
8	抄紙機		
9	印刷機械		原動機を用いるものに限る。
10	合成樹脂用射出成形機		
11	鋳型造型機		ジョルト式のものに限る。

◎ 規制基準

騒音規制法第 4 条第 1 項の規定に基づく規制基準

（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号　最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環境省告示第 67 号）

（昭和 50 年 2 月 27 日長野県告示第 97 号　最終改正：平成 27 年 5 月 25 日長野県告示第 263 号）

区域の区分	規制基準		
	昼間	朝・夕	夜間
	午前 8 時から午後 6 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで 午後 6 時から午後 9 時まで	午後 9 時から翌日の午前 6 時まで
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 2 種区域	60 デシベル	50 デシベル	50 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル

備考

1　規制基準とは、特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定工場等」という。）において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

2　第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準値は、右欄に掲げるそれぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。

4　騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

(1)　騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

(2)　騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

(3)　騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90％レンジの上端の数値とする。

(4)　騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90％レンジの上端の数値とする。

◎ 騒音規制法第 3 条第 1 項の規定による規制地域（上田市）

騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域について同法第 4 条第 1 項の規定により定められた区域
（昭和 50 年 2 月 27 日長野県告示第 97 号　最終改正：平成 24 年 3 月 30 日上田市告示第 114 号）

区域	地域
第 1 種区域	第一種低層住居専用地域 付表の上田市の項の 1 の地域
第 2 種区域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 付表の上田市の項の 2 の地域
第 3 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 付表の上田市の項の 3 の地域
第 4 種区域	工業地域
備考　第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第 2 章の規定により定められた用途地域をいう。	

図 4-1～4-3 参照

（付表）

上田市1	上田市の地域のうち、次に掲げる地域 ア　塩川字北原、字井戸下、字前田、字壱丁田及び字稲羽の各一部 イ　長瀬字中平、字古城、字亀田、字前田、字屋敷及び字笊田並びに字上平及び字堺田の各一部 ウ　生田字荒谷、字中井、字三角及び字猿在池並びに字二ツ井戸、字山根、字陳場及び字宿畑の各一部 エ　上丸子字山の神の一部 オ　腰越字宮原及び字道久並びに字桐ノ木の一部
上田市2	上田市の地域のうち、次に掲げる地域 ア　塩川字稲羽、字辺田二丁目及び字山道の各一部 イ　長瀬字八ツ口及び字堺田の各一部 ウ　生田字土堂、字中河原及び字下河原並びに字竹ノ花、字深町、字外河原、字道添及び字宿畑の各一部 エ　下丸子字池田、字壱町田、字塚田及び字八ツ口並びに字東川の一部 オ　中丸子字下山岸、字宮ノ前、字樋村屋敷、字竹ノ花、字山岸、字上山岸、字舞壷、字鳥居田、字竹原田、字五反田、字横負、字蟹田、字下中沢及び字勢戸並びに字寺浦、字松葉田、字大角、字開戸、字隅田及び字洲崎の各一部 カ　上丸子字藤塚及び字くら保称並びに字大はざま、字腰、字五里、字大木口、字横沢及び字水ノ手の各一部 キ　腰越字神明開土及び字東横沢並びに字十メ石、字東町、字中町、字西町、字一本木、字清水尻、字六反田、字部屋田、字辻開土、字西横沢及び字下川原の各一部 ク　西内字落合及び字土合並びに字久禰添、字柿ノ木、字せき下、字原前、字雀原、字町屋敷及び字日影の各一部 ケ　鹿教湯温泉字原かいと、字道仙かいと、字湯端、字御殿、字宮脇、字松ノ木、字久保、字中田及び字十二 コ　平井字八郎沢、字山ノ神及び字唐沢口の各一部
上田市3	上田市の地域のうち、次に掲げる地域 ア　生田字坂下、字竹ノ花、字深町、字外河原及び字宿畑の各一部 イ　腰越字淵ノ上及び字花ケ石並びに字六反田、字部屋田、字辻開土、字西横沢及び字下川原の各一部 ウ　東内字下川原及び字湯川原の各一部

特定建設作業に関する規制

◎ 特定建設作業

騒音規制法第 2 条第 3 項の規定による特定建設作業

（昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号　最終改正:平成 19 年 11 月 21 日政令第 339 号　騒音規制法施行令別表第 2）

番号	特定建設作業
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業
備考　当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。	

◎ 規制基準

騒音規制法第 15 条第 1 項の規定による規制基準

（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示第 1 号　最終改正：平成 12 年 3 月 28 日環境庁告示 16 号）

区域の区分等＼規制項目		騒音の大きさ	作業禁止時間	1 日における作業時間	作業期間	日曜日その他の休日における作業
規制地域	第 1 号区域	85 デシベル	午後 7 時 ～ 翌日午前 7 時	10 時間を超えないこと	連続して 6 日を超えないこと	禁止
	第 2 号区域	85 デシベル	午後 10 時 ～ 翌日午前 6 時	14 時間を超えないこと	連続して 6 日を超えないこと	禁止
適用除外			ＡＢＣＤＥ	ＡＢ	ＡＢ	ＡＢＣＤＥＦ

備考

1　騒音の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値をいう。

2　表中Ａ～Ｆは次の場合をいい、当該規制の適用が除外される。

Ａ　災害その他非常の事態のため緊急に行う必要がある場合

Ｂ　人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合

Ｃ　鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合

Ｄ　道路法第 34 条（道路の占用許可）、第 35 条（協議）による場合

Ｅ　道路交通法第 77 条第 3 項（道路の使用許可）、第 80 条第 1 項（協議）による場合

Ｆ　電気事業法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要のある場合

3　騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はＡ特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。

4　騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

(1)　騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

(2)　騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

(3)　騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90%レンジの上端の数値とする。

(4)　騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90%レンジの上端の数値とする。

◎ **規制地域**

（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示第 1 号　最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環境省告示 67 号）
（昭和 50 年 2 月 27 日長野県告示第 97 号　最終改正：平成 24 年 3 月 30 日上田市告示第 114 号）

区分	地域
第 1 号区域	騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された区域のうち、 (1)　第 1 種区域及び第 2 種区域 (2)　第 3 種区域及び第 4 種区域のうち、 学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域内
第 2 号区域	騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域のうち、 上記に掲げる区域以外の区域

図 4-1～4-3 参照

自動車騒音に係る許容限度

◎ 自動車騒音の要請限度

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定区域内における自動車騒音の限度（要請限度）
（平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号　最終改正：平成 12 年 12 月 15 日総理府令第 150 号）

区域の区分		要請限度（L_{Aeq}）	
		昼間 午前 6 時から 午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、上表にかかわらず、次表の表のとおりとする。

	要請限度（L_{Aeq}）	
	昼間 午前 6 時から 午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
幹線交通を担う道路に近接する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考

1　車線とは、1 縦列の自動車（2 輪のものを除く。）が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
2　幹線交通を担う道路とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 号に規定する自動車専用道路をいう。
3　幹線交通を担う道路に近接する区域とは、2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20 メートルまでの範囲をいう。

測定方法

1　騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。
2　騒音の測定は、道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物（以下「住居等」という。）が存している場合には道路の敷地の境界線において行い、道路に沿って住居等以外の用途の土地利用が行われているため道路から距離をおいて住居等が存している場合には住居等に到達する騒音の大きさを測定できる地点において行うものとする。これらの場合において、測定を行う高さは、当該地点の鉛直方向において生活環境の保全上騒音が最も問題となる位置とする。
3　騒音の測定は、当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する 7 日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる 3 日間について行うものとする。
4　騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
5　騒音の測定方法は、原則として、日本工業規格 Z8731 に定める騒音レベルの測定方法によるものとし、建築物による無視できない反射の影響を避けうる位置で測定するものとする。ただし、建築物と道路との間（道路の敷地の境界線を含む。）の地点において測定を行い、当該建築物による無視できない反射の影響を避けることができない場合において、当該影響を勘案し実測値を補正するなど適切な措置を講ずるときは、この限りでない。
6　自動車騒音以外の騒音又は当該道路以外の道路に係る自動車騒音による影響があると認められる場合は、これらの影響を勘案し実測値を補正するものとする。
7　騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに 3 日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値とする。

◎ **指定区域（上田市）**

騒音規制法第 17 条第１項の規定に基づく指定地域内における 自動車騒音の限度を定める省令別表の規定により知事が定める区域

（昭和 50 年 2 月 27 日長野県告示第 97 号　最終改正：平成 24 年 3 月 30 日上田市告示第 114 号）

区分	地域
a 区域	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
b 区域	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 付表の上田市の項の１の地域
c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 付表の上田市の項の２の地域
備考　第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第２章の規定により定められた用途地域をいう。	

図 5-1～5-3 参照

（付表）

上田市1	上田市の地域のうち、次に掲げる地域 ア　西内字久禰添の一部　字石原の一部　字柿ノ木　字せき下の一部　字原前の一部　字雀原の一部　字町屋敷の一部　字日影の一部　字落合の一部　字土合　字八久保の一部 イ　鹿教湯温泉字原かいと　字道仙かいと　字寺沢の一部　字湯端　字御殿　字宮脇　字松ノ木　字久保　字中田　字十二　字渋田見の一部　字山ノ神の一部　字下原の一部　字裏山の一部 ウ　平井字八郎沢の一部　字山ノ神の一部　字唐沢口の一部 エ　腰越字十メ石の一部　字東町の一部　字中町の一部　字西町の一部　字一本木の一部　字清水尻の一部　字紅付の一部　字宮原　字神明開土　字六反田の一部　字部屋田の一部　字辻開土の一部　字西横沢の一部　字下川原の一部　字東横沢　字道久　字桐ノ木の一部 オ　上丸子字大はざまの一部　字藤塚　字腰の一部　字五里の一部　字くら保祢　字大木口の一部　字横沢の一部　字山の神の一部　字水ノ手の一部 カ　中丸子字下山岸　字宮ノ前　字樋村屋敷　字竹ノ花　字山岸　字上山岸　字寺浦の一部　字松葉田の一部　字舞壷　字鳥居田　字竹原田　字五反田　字横負　字蟹田　字下中沢　字勢戸　字大角の一部　字開戸の一部　字隅田の一部　字洲崎の一部 キ　下丸子字東川の一部　字池田　字壱町田　字塚田　字八ツ口 ク　生田字竹ノ花の一部　字深町の一部　字土堂　字中河原　字下河原　字外河原の一部　字中城の一部　字道添の一部　字荒谷　字二ツ井戸　字中井　字山根の一部　字三角　字陳場の一部　字猿在池　字宿畑の一部 ケ　長瀬字上平の一部　字中平　字古城　字八ツ口の一部　字堺田の一部　字亀田　字前田　字屋敷　字笊田の一部　字宇遠坂の一部　字棗田の一部　字山根の一部　字東屋敷の一部　字矢ノ沢の一部　字逸見の一部　字水押の一部　字宮原の一部　字押出しの一部 コ　塩川字北原の一部　字前田の一部　字壱丁田の一部　字稲羽の一部　字辺田二丁目の一部　字山道の一部
上田市2	上田市の地域のうち、次に掲げる地域 ア　東内字湯川原の一部 イ　腰越字部屋田の一部　字淵ノ上　字花ヶ石　字辻開土の一部　字下川原の一部　字西横沢の一部 ウ　生田字白欠の一部　字坂下の一部　字竹ノ花の一部　字深町の一部　字外河原の一部　字宿畑の一部

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

◎ 風俗営業

(昭和23年7月10日法律第122号　最終改正:平成27年6月24日法律第45号　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項)

1	キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
2	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を 10 ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）
3	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが 5m² 以下である客席を設けて営むもの
4	まあじゃん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
5	スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

◎ 風俗営業に係る騒音の規制

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 15 条の規定による騒音の規制

(昭和59年12月24日長野県条例第34号　最終改正：平成27年12月17日長野県条例第55号　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第8条第1項)

地域の区分	数値		
	午前 6 時後午後 6 時前の時間	午後 6 時から午後 11 時前の時間	午後 11 時から翌日の午前 6 時までの時間
(1)　第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
(2)　第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
(3)　近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
(4)　(1)、(2)及び(3)に掲げる地域以外の地域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」又は「工業専用地域」とは、それぞれ、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項の規定による第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域をいう。			

測定方法

(昭和60年1月11日国家公安委員会規則第1号　最終改正：平成28年2月26日国家公安委員会規則第3号　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第32条第1項)

営業所の境界線の外側で測定可能な直近の位置について、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行う日本工業規格Ｚ8731 に定める騒音レベルの測定方法とする。この場合において、聴感覚補正回路はＡ特性を、動特性は速い動特性を用いることとし、騒音レベルは、5 秒以内の一定時間間隔及び 50 個以上の測定値の 5 パーセント時間率騒音レベルとする。

公害の防止に関する条例（県条例）

深夜営業騒音に関する規制

◎ 規制対象

公害の防止に関する条例第 2 条第 1 項第 10 号の規定に基づく規則で定める飲食店営業等

（昭和 48 年 3 月 30 日長野県規則第 7 号　最終改正：平成 21 年 3 月 31 日長野県規則第 31 号　公害の防止に関する条例施行規則第 8 条）

飲食店営業	食品衛生法施行令第 35 条第 1 号に規定する飲食店営業のうち、設備を設けて客に飲食させる営業
喫茶店営業	食品衛生法施行令第 35 条第 2 号に規定する喫茶店営業

◎ 規制基準等

（昭和 48 年 3 月 30 日長野県条例第 11 号　最終改正：平成 14 年 10 月 21 日長野県条例第 47 号　公害の防止に関する条例第 42 条，第 43 条）

（昭和 48 年 3 月 30 日長野県規則第 7 号　最終改正：平成 21 年 3 月 31 日長野県規則第 31 号　公害の防止に関する条例施行規則第 17 条，別表第 4）

区分		営業騒音の規制基準	音響機器の使用の制限
		深夜	深夜
		午後 11 時から 翌日の午前 6 時まで	午後 11 時から 翌日の午前 6 時まで
1	第一種低層住居専用地域	40 デシベル	音響機器の使用禁止 （ただし、当該音響機器から発生する音が営業施設の外部に漏れない処置を講じた場合は、この限りでない。）
2	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域	45 デシベル	
3	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	55 デシベル	
4	工業地域	60 デシベル	

備考

1　区分欄の地域（その他の地域を除く。）は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する地域をいい、その他の地域は、同法第 5 条第 1 項の規定による都市計画区域の指定がされている区域のうち同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定による用途地域の指定がされていない区域及び同法第 5 条第 1 項の規定による都市計画区域の指定がされていない区域をいう。

2　騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性を用いることとする。

3　測定場所は、営業施設の敷地の境界線又はこれに相当する場所とする。

4　騒音の測定方法は、規格Z 8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

(1)　騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

(2)　騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

(3)　騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90％レンジの上端の数値とする。

(4)　騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90％レンジの上端の数値とする。

5　音響機器は、次に掲げるものとする。

(1)　カラオケ装置（伴奏音楽等を収録した録音テープ等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱等ができるように構成された装置をいう。）

(2)　蓄音機

(3)　楽器

(4)　拡声装置

◎ 地域の指定（上田市）

市町村	告示
上田市	昭和 57 年 6 月 7 日長野県告示第 415 号（昭和 57 年 7 月 1 日施行）

商業宣伝放送に係る拡声機の使用基準等に関する指導要綱（県告示）

◎ 拡声機の使用基準等

（昭和 60 年 9 月 2 日長野県告示第 616 号　最終改正：平成 27 年 5 月 25 日長野県告示第 265 号）

項目＼使用区分		拡声機を店頭、街頭等に固定し、又は自動車等に備え付けて使用する場合	航空機に備え付けて拡声機を使用する場合
規制対象地域		県内全域	
使用基準	禁止区域	次に掲げる施設の周辺 1　学校教育法第 1 条に規定する学校 2　児童福祉法第 7 条に規定する保育所 3　医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの 4　図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館 5　老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム 6　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園	次に掲げる区域内 1　自然公園法第 2 条第 2 号に規定する国立公園及び同条第 3 号に規定する国定公園 2　長野県立自然公園条例第 2 条第 1 号に規定する長野県立自然公園 3　長野県自然環境保全条例第 7 条第 1 項の規定による長野県自然環境保全地域及び第 15 条第 1 項の規定による郷土環境保全地域 4　軽井沢国際親善文化観光都市建設法の規定に基づく国際親善文化観光都市
	禁止時間	午後 8 時から翌日の午前 8 時までの間において拡声機を使用しないこと。	午後 5 時から翌日の午前 9 時までの間において拡声機を使用しないこと。
	使用方法		1　拡声機を使用しながら、同一地域の上空で連続して 2 回を超えて旋回しないこと。 2　学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園に直接拡声機を向けて使用しないこと。 3　拡声機の電力増幅機の使用時の最大出力は、30W 以下とすること。
事業者の責務		事業者は、商業宣伝放送を行うときは、この要綱の定めるところに従うとともに、その責任において、住民の静穏な生活環境の保全に努めなければならない。	
届出		なし	実施の 3 日前までに長野県知事に届け出
勧告（長野県知事）		使用基準の規定に係る違反に対する改善勧告	使用基準、届出の規定に係る違反に対する改善勧告

拡声機による暴騒音の規制に関する条例（県条例）

◎ 拡声機による暴騒音の規制基準

（平成5年12月16日長野県条例第27号　最終改正：平成16年7月8日長野県条例第36号　拡声機による暴騒音の規制に関する条例第3条，第4条）
（平成5年12月16日長野県公安委員会規則第6号　拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則第2条）

項目	許容限度等
音量	85デシベル
測定地点	当該拡声機から10メートル以上離れた地点（権原に基づき使用する敷地内において拡声機を使用する場合にあっては、当該敷地の外の地点に限る。）
適用除外	(1)　公職選挙法の規定に基づく選挙運動又は選挙における政治活動を行うためにする拡声機の使用 (2)　災害、事故等の警戒活動又は救助活動（訓練を含む。）を行うためにする拡声機の使用 (3)　電気事業、ガス事業、水道事業又は電気通信事業に関し緊急の広報活動を行うためにする拡声機の使用 (4)　鉄道事業その他の旅客運送に関する事業における旅客の安全を確保するためにする拡声機の使用 (5)　国又は地方公共団体の業務を行うためにする拡声機の使用 (6)　学校教育法の規定に基づく学校、専修学校若しくは各種学校又は児童福祉法の規定に基づく児童福祉施設の行事を行うためにする拡声機の使用 (7)　祭礼、運動会等地域の慣習としての行事を行うためにする拡声機の使用 (8)　前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして公安委員会が規則で定める拡声機の使用
測定方法	(1)　測定に用いる騒音計は、計量法第71条の条件に合格したものとする。 (2)　騒音計の周波数補正回路はA特性とし、動特性は速い動特性とする。 (3)　測定する音量の数値は、騒音計の指示値の最大値とする。

上田市公害防止条例（平成 22 年 4 月 1 日施行）

特定工場等に関する規制

◎ 騒音に係る特定施設

上田市公害防止条例第 2 条第 1 項第 2 号の規定による騒音に係る特定施設

（平成 21 年 12 月 18 日規則第 38 号　上田市公害防止条例施行規則別表第 2）

番号	用途	名称	規模
1	金属加工施設	(1)　圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 未満のもの
		(2)　ベンディングマシン	ロール式のものであって原動機の定格出力が 3.75kW 未満のもの
		(3)　機械プレス	呼び加圧能力が 294kN 未満のもの
		(4)　せん断機	原動機の定格出力が 3.75kW 未満のもの
		(5)　研摩機	工具用研摩機を除くすべてのもの
2	空気の圧縮及び送風施設	(1)　空気圧縮機	原動機の定格出力が 1kW 以上 7.5kW 未満のもの
		(2)　送風機	
3	土石用又は鉱物用の破砕、摩砕、ふるい、分級及び切断の施設	(1)　破砕機	原動機の定格出力が 1kW 以上 7.5kW 未満のもの
		(2)　摩砕機	
		(3)　ふるい	
		(4)　分級機	
		(5)　石材引割機	すべてのもの
4	繊維加工施設	(1)　紡績機械	すべてのもの
		(2)　編組機	原動機を使用するもの
		(3)　撚糸機	
5	木材加工施設	(1)　帯のこ盤	製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15kW 未満のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 1kW 以上 2.25kW 未満のもの
		(2)　丸のこ盤	
		(3)　たてのこ盤	製材用のものにあっては原動機を使用するもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 1kW 以上のもの
		(4)　かんな盤	原動機の定格出力が 1kW 以上 2.25kW 未満のもの
6	穀物用製粉施設	製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 未満のもの
7	電線加工施設	(1)　編組機	すべてのもの
		(2)　絹巻線機	
8	その他の施設	(1)　重油バーナー	重油使用量が毎時 15L 以上のもの
		(2)　電気炉及びキューポラ	すべてのもの
		(3)　遠心分離機	原動機を使用するもの
		(4)　集じん装置	固定式のすべてのもの
		(5)　冷凍機	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの(冷房に用いるものを除く。)
備考　この表は、騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域のみに適用する。			

◎ 騒音に係る規制基準（特定施設）

上田市公害防止条例第 6 条第 1 項の規定による騒音に係る規制基準

（平成 21 年 12 月 18 日規則第 38 号　最終改正：平成 27 年 9 月 1 日規則第 23 号　上田市公害防止条例施行規則別表第 7）

区分	規制基準		
	昼間	朝・夕	夜間
	午前 8 時から午後 6 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで 午後 6 時から午後 9 時まで	午後 9 時から翌日の午前 6 時まで
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 2 種区域	60 デシベル	50 デシベル	50 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル

備考

1　デシベルとは、計量法別表第 2 に定める音圧レベルの計量単位をいう。

2　騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。

3　騒音の測定は、音源の存する敷地の境界線又はこれに相当する場所とする。

4　騒音の測定方法は、日本工業規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

(1)　騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

(2)　騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

(3)　騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90%レンジの上端の数値とする。

(4)　騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90%レンジの上端の数値とする。

5　第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域について、同法第 4 条第 1 項の規定により定められた区域をいう。

6　第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する次の各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準値は、この表に掲げるそれぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。

(1)　学校教育法第 1 条に規定する学校

(2)　児童福祉法第 7 条に規定する保育所

(3)　医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの

(4)　図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館

(5)　老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

(6)　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

図 4-1～4-3 参照

特定行為に関する規制

◎ 騒音に係る特定行為

上田市公害防止条例第２条第１項第３号の規定による騒音に係る特定行為

（平成 21 年 12 月 18 日規則第 38 号　上田市公害防止条例施行規則別表第 5）

区分		番号	内容
特定行為	特定建設作業	1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
		2	びょう打機を使用する作業
		3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50mを超えない作業に限る。)
		4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
		5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45m³ 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
		6	コンクリートカッターを使用する作業
		7	鉄球を使用する解体作業
		8	害鳥威嚇用爆音機を使用する作業

備考
1　この表は、騒音規制法第３条第１項の規定により指定された区域内で行われる同法第２条第３項に規定する特定建設作業を除く。
2　この表は、特定行為がその行為を開始した日に終わるものを除く。

◎ 騒音に係る規制基準（特定行為）

○ 特定建設作業の規制基準

特定建設作業（規則別表第５番号１から７までの特定行為）に係る規制基準

（平成 21 年 12 月 18 日規則第 38 号　上田市公害防止条例施行規則別表第 7）

区域の区分等＼規制項目		騒音の大きさ	作業禁止時間	1 日における作業時間	作業期間	日曜日その他の休日における作業
規制地域	1 の区域	85 デシベル	午後 7 時～翌日午前 7 時	10 時間を超えないこと	連続して 6 日を超えないこと	禁止
	2 の区域	85 デシベル	午後 10 時～翌日午前 6 時	14 時間を超えないこと	連続して 6 日を超えないこと	禁止
適用除外			ＡＢＣＤＥ	ＡＢ	ＡＢ	ＡＢＣＤＥＦ

備考
1　基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値をいう。
2　表中Ａ～Ｆは次の場合をいい、当該規制の適用が除外される。
　Ａ　災害その他非常の事態のため緊急に行う必要がある場合
　Ｂ　人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合
　Ｃ　鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合
　Ｄ　道路法第 34 条（道路の占用許可）、第 35 条（協議）による場合
　Ｅ　道路交通法第 77 条第３項（道路の使用許可）、第 80 条第１項（協議）による場合
　Ｆ　電気事業法施行規則第１条第２項第１号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要のある場合
2　騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はＡ特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
3　騒音の測定方法は、日本工業規格Ｚ8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
　(1)　騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
　(2)　騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
　(3)　騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。
　(4)　騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする

○ 特定建設作業の規制地域

（平成21年12月18日規則第38号　最終改正：平成27年9月1日規則23号　上田市公害防止条例施行規則別表第7付表）

区分	地域
1の区域	・第1種区域及び第2種区域 ・第3種区域、第4種区域及びその他の区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲80メートルの区域内 (1)　学校教育法第1条に規定する学校 (2)　児童福祉法第7条に規定する保育所 (3)　医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの (4)　図書館法第2条第1項に規定する図書館 (5)　老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム (6)　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
2の区域	上記に掲げる区域以外の区域
備考　第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域について同法第4条第1項の規定により定められた区域を、その他の区域とは同法第3条第1項の規定により指定された地域以外の地域をいう。	

図 4-1～4-3 参照

○ 害鳥威嚇用爆音機を使用する作業の規制基準

害鳥威嚇用爆音機を使用する作業（規則別表第5番号8の特定行為）に係る規制基準

（平成21年12月18日規則第38号　上田市公害防止条例施行規則別表第7）

日の出から日没まで	日没から日の出まで
住家からおおむね100メートル以内は使用してはならない。	使用してはならない。

拡声機の使用等に関する規制

◎ 拡声機の使用基準

（平成21年12月18日規則第38号　最終改正：平成27年9月1日規則第23号　上田市公害防止条例施行規則第13条，別表第11）

<table>
<tr><th colspan="2">区分
項目</th><th>商業宣伝</th><th>商業宣伝以外</th></tr>
<tr><td rowspan="6">使用基準</td><td>禁止区域</td><td colspan="2">次に掲げる施設の周辺
(1)　学校教育法第1条に規定する学校
(2)　児童福祉法第7条に規定する保育所
(3)　医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
(4)　図書館法第2条第1項に規定する図書館
(5)　老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
(6)　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園</td></tr>
<tr><td>禁止時間</td><td>午後7時から翌日午前10時まで</td><td></td></tr>
<tr><td>禁止位置</td><td>地上7メートル以上の位置</td><td></td></tr>
<tr><td>禁止の場合</td><td>風俗営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業をいう。)を営む施設及び興行場（興行場法第1条に規定する興行場をいう。）においては、直接屋外に向けて拡声機を使用しないこと。</td><td></td></tr>
<tr><td>使用方法</td><td colspan="2">1　拡声機の1回の使用時間は、10分以内とし、1回につき10分以上休止すること。ただし、自動車による等移動して拡声機を使用する場合にあっては、同一場所において使用する場合に限る。
2　2以上の拡声機（携帯して使用する拡声機を除く。）を使用する場合は、拡声機の間隔は50メートル以上とすること。</td></tr>
<tr><td>音量</td><td colspan="2">第1種区域　55デシベル
第2種区域　55デシベル
第3種区域　65デシベル
第4種区域　70デシベル
その他の区域　60デシベル</td></tr>
<tr><td colspan="2">適用除外</td><td colspan="2">1　法令により認められた目的のために使用する場合
2　広報その他の公共の目的のために使用する場合
3　官公署、学校、工場等において時報又は業務連絡のために使用する場合
4　祭礼、盆踊り、運動会その他の社会生活において相当と認められる一時的行事のために使用する場合
5　その他市長が認める場合</td></tr>
</table>

備考

1　騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。

2　音量の測定点は、敷地の境界線（移動して拡声機を使用する場合にあっては、道路端）とする。

3　騒音の測定方法は、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

(1)　騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

(2)　騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

(3)　騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。

(4)　騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする

4　第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域について同法第4条第1項の規定により定められた区域を、その他の区域とは同法第3条第1項の規定により指定された地域以外の地域をいう。

図 4-1～4-3 参照

図4-1　騒音規制法第３条第１項に係る地域の指定図（特定工場等、特定建設作業）（上田地域）

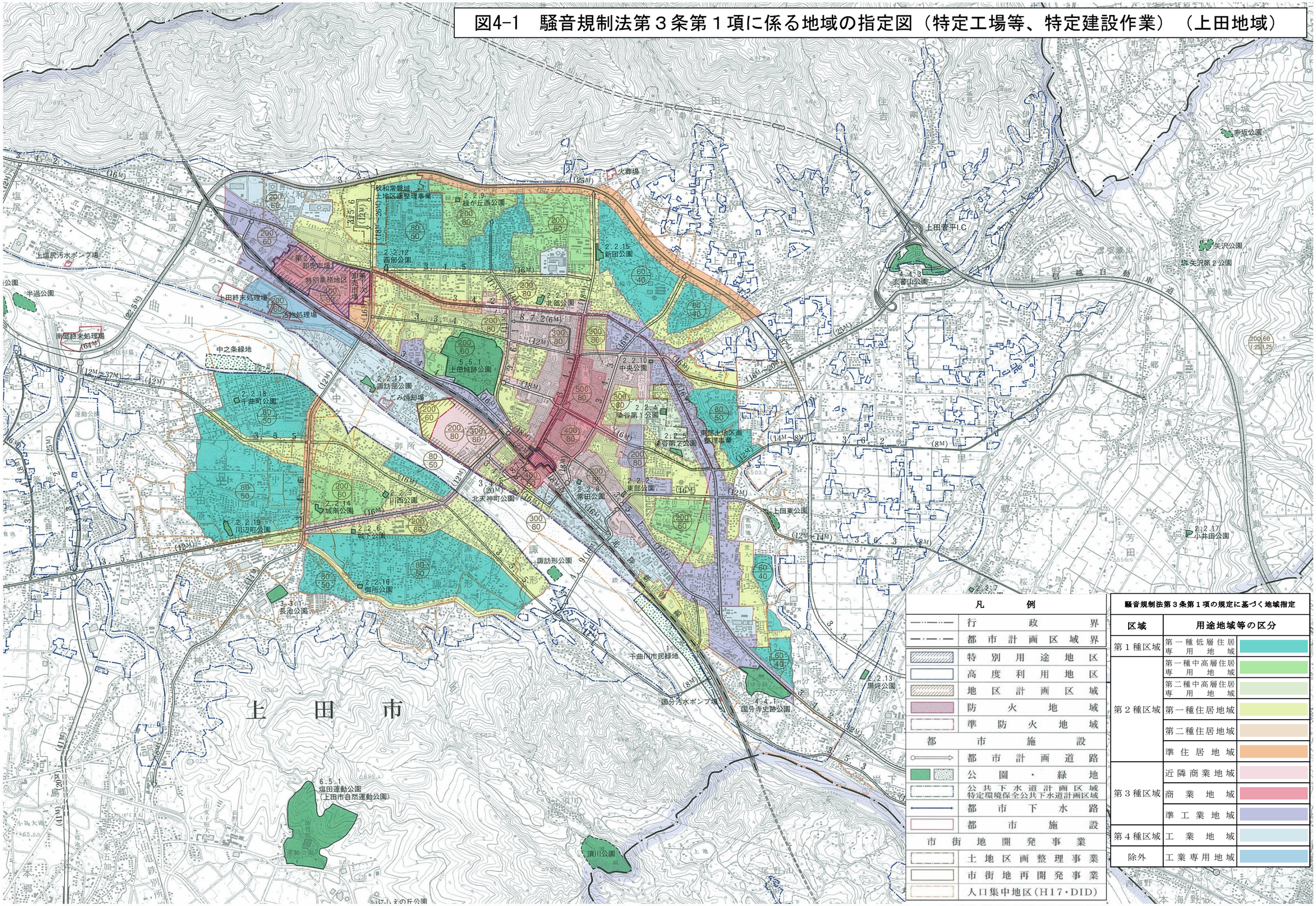

図4-2　騒音規制法第３条第１項に係る地域の指定図（特定工場等、特定建設作業）（丸子地域１）

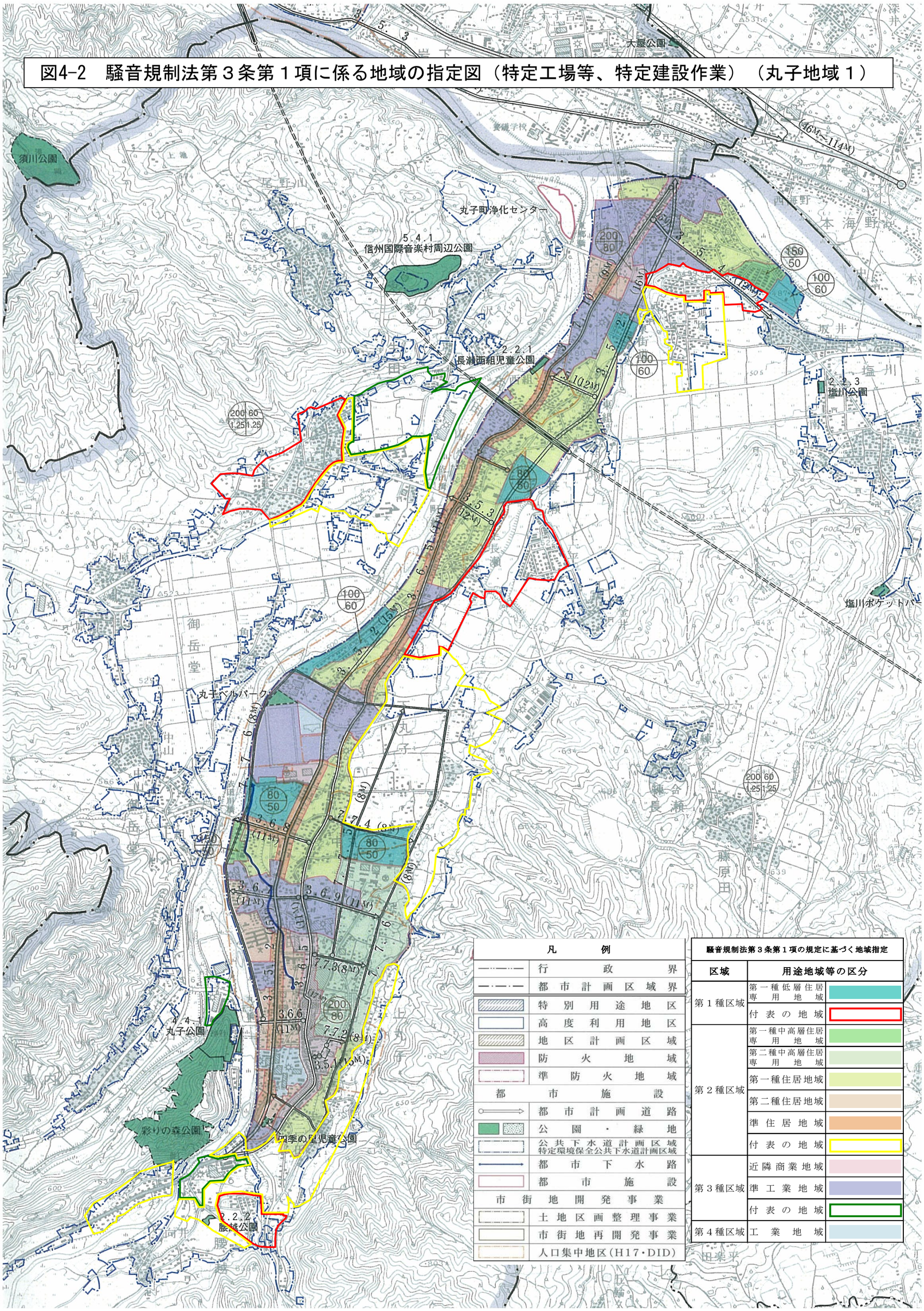

図4-3　騒音規制法第３条第１項に係る地域の指定図（特定工場等、特定建設作業）（丸子地域２）

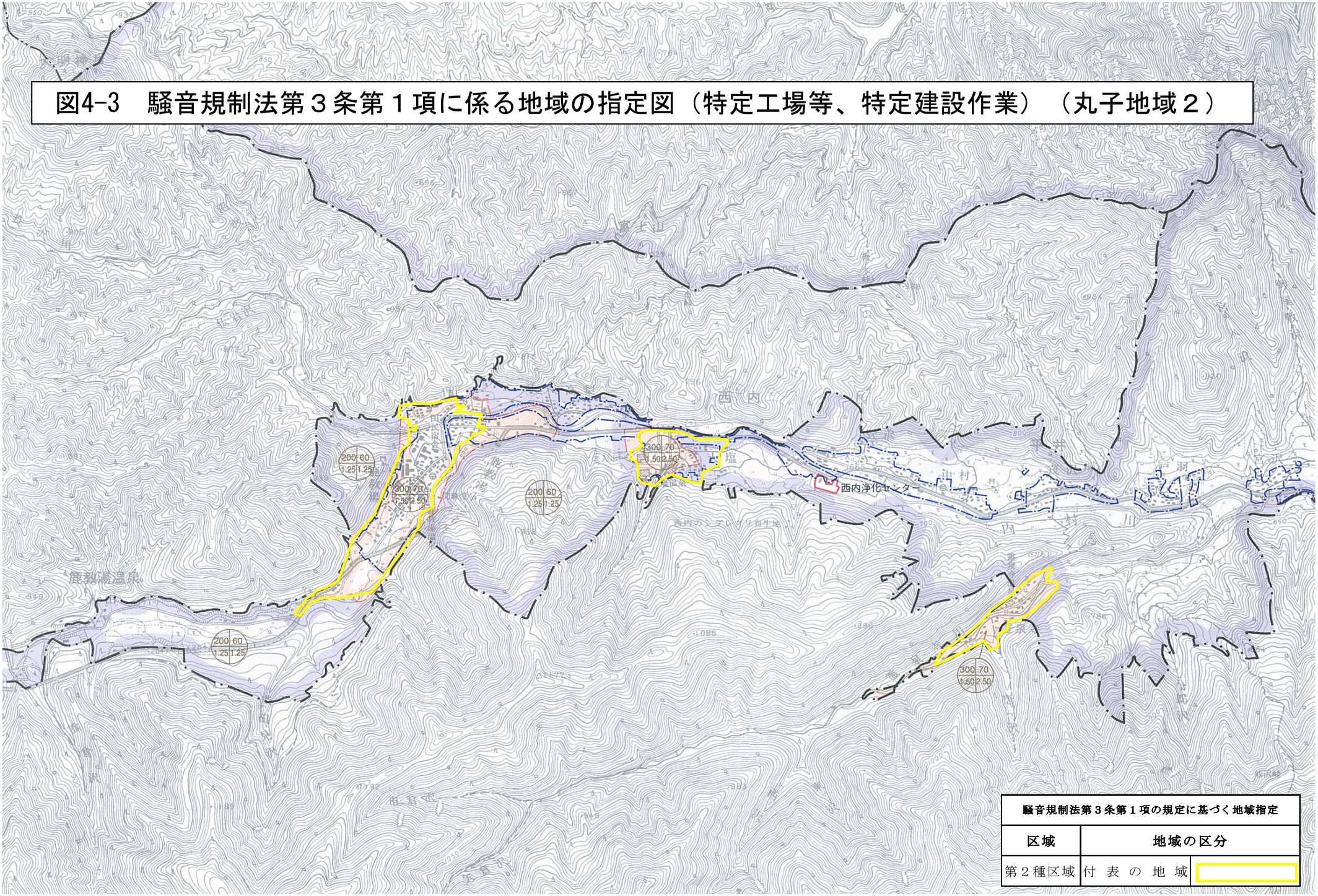

騒音規制法第３条第１項の規定に基づく地域指定		
区域	地域の区分	
第２種区域	付　表　の　地　域	

図5-1　騒音規制法第17条第１項に係る地域の指定図（自動車）（上田地域）

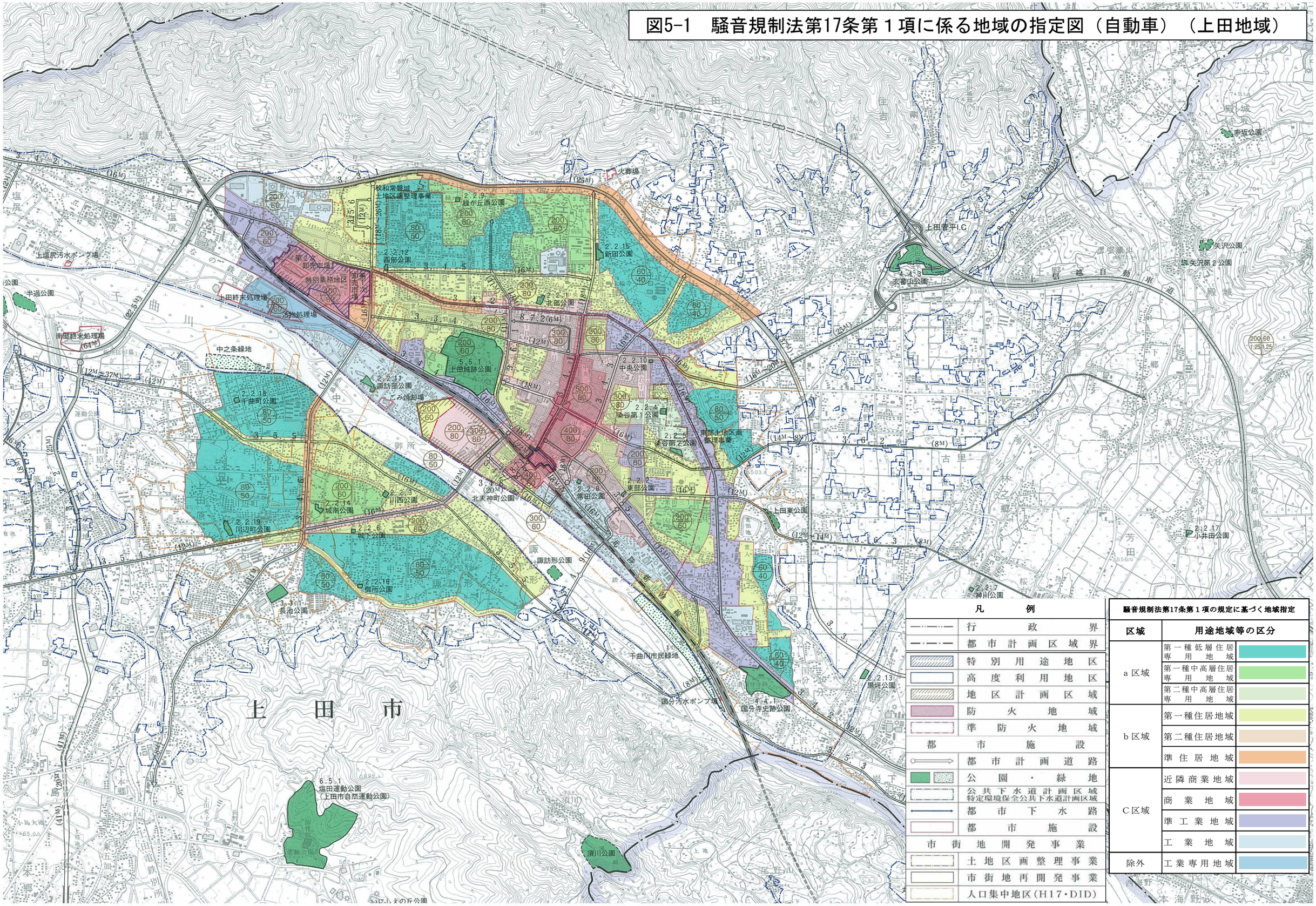

図5-2　騒音規制法第17条第１項に係る地域の指定図（自動車）（丸子地域１）

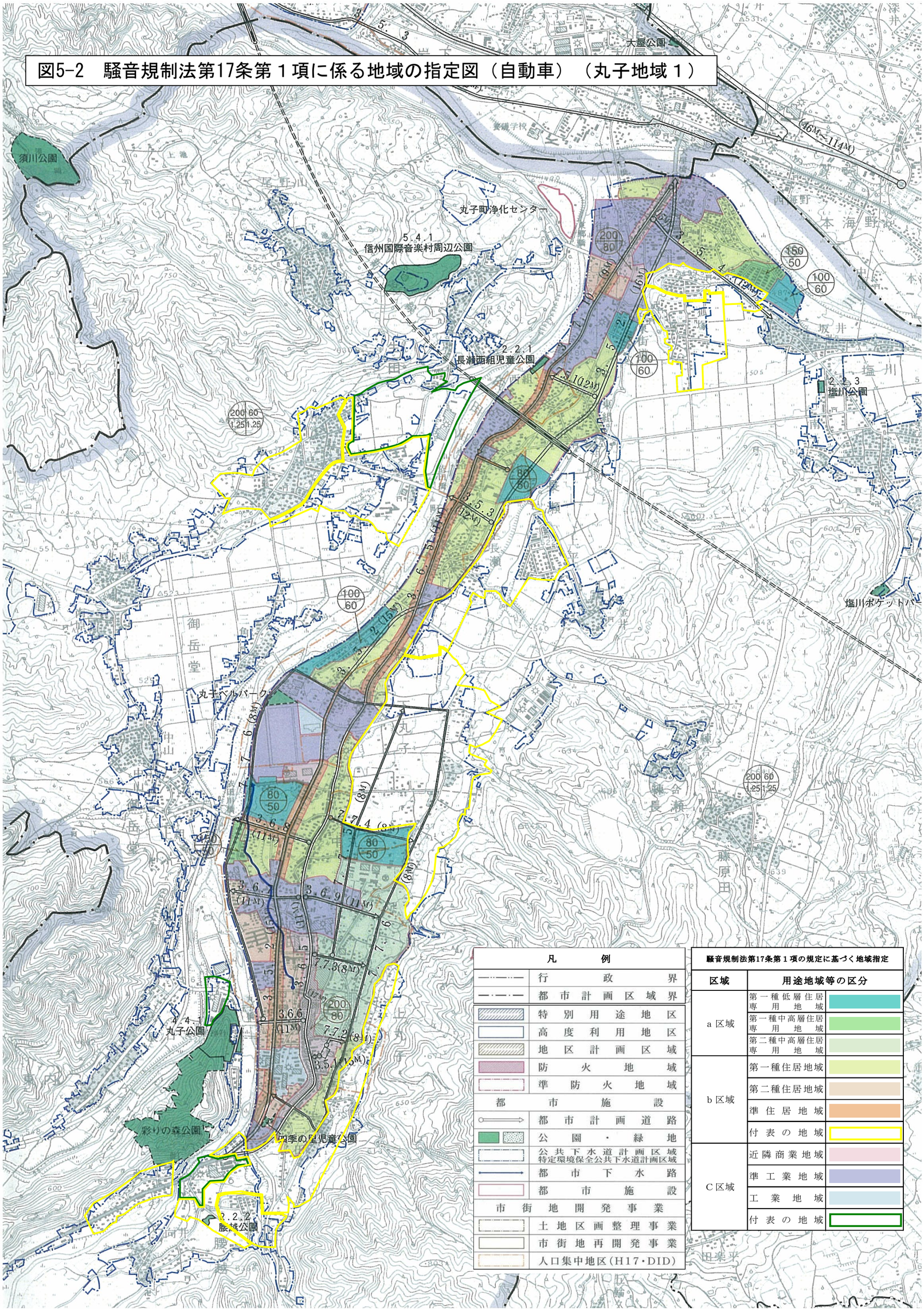

図5-3　騒音規制法第17条第１項に係る地域の指定図（自動車）（丸子地域２）

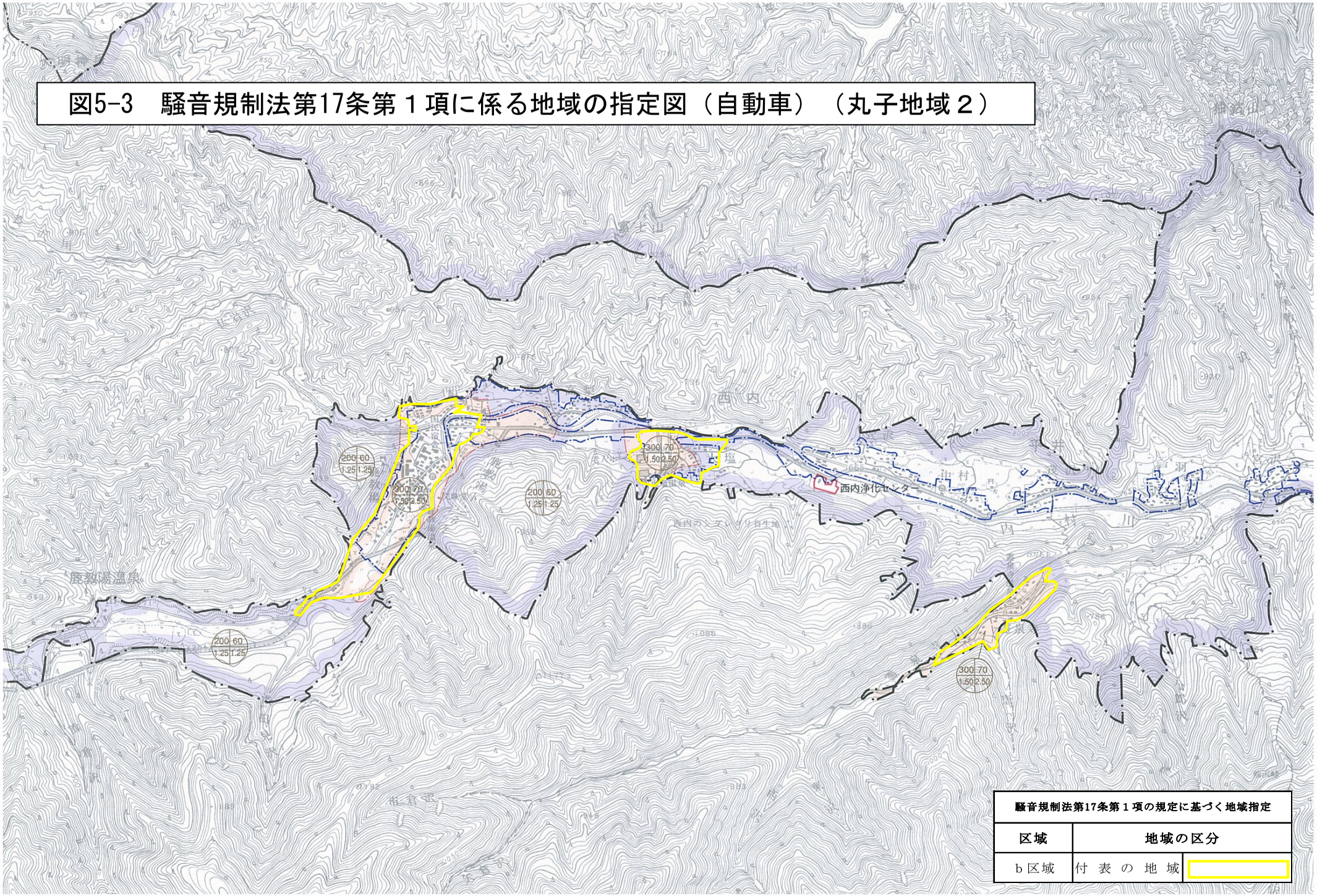

騒音規制法第17条第１項の規定に基づく地域指定		
区域	地域の区分	
ｂ区域	付　表　の　地　域	

振動関係

振動規制法

特定工場等に関する規制

◎ 特定施設

振動規制法第 2 条第 1 項の規定による特定施設

（昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号　最終改正：平成 14 年 12 月 26 日政令第 397 号　振動規制法施行令別表第 1）

番号	用途	名称	規模
1	金属加工機械	イ　液圧プレス	矯正プレスを除く。
		ロ　機械プレス	
		ハ　せん断機	原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る。
		ニ　鍛造機	
		ホ　ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る。
2	圧縮機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
4	織機		原動機を用いるものに限る。
5	コンクリートブロックマシン		原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限る。
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械		原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る。
6	木材加工機械	イ　ドラムバーカー	
		ロ　チッパー	原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。
7	印刷機械		原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限る。
9	合成樹脂用射出成形機		
10	鋳型造型機		ジョルト式のものに限る。

◎ 規制基準

振動規制法第 4 条第 1 項の規定に基づく規制基準

（昭和 51 年 11 月 10 日環境庁告示 90 号　最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環境省告示 65 号）

（昭和 52 年 12 月 26 日長野県告示第 683 号　最終改正：平成 27 年 5 月 25 日長野県告示第 264 号）

区域の区分	規制基準	
	昼間	夜間
	午前 7 時から午後 7 時まで	午後 7 時から翌日の午前 7 時まで
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考

1　規制基準とは、特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定工場等」という。）において発生する振動の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

2　第 1 種区域及び第 2 種区域内に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50 メートルの区域内における規制基準値は、右欄に掲げるそれぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。

3　振動の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。

4　振動の測定方法は、次のとおりとする。

(1)　振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

イ　緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所

ロ　傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所

ハ　温度、電気、磁気等の外囲条件の影響を受けない場所

(2)　暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が 10 デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差	補正値
3 デシベル	3 デシベル
4 デシベル	2 デシベル
5 デシベル	
6 デシベル	1 デシベル
7 デシベル	
8 デシベル	
9 デシベル	

5　振動レベルの決定は、次のとおりとする。

(1)　測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

(2)　測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

(3)　測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80%レンジの上端の数値とする。

◎ 振動規制法第 3 条第 1 項の規定による規制地域（上田市）

振動規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域について同法第 4 条第 1 項の規定により定められた区域

（昭和 52 年 12 月 26 日長野県告示第 683 号　最終改正：平成 24 年 3 月 30 日上田市告示第 115 号）

区域	地域
第 1 種区域	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
備考　第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第 2 章の規定により定められた用途地域をいう。	

図 6-1,6-2 参照

特定建設作業に関する規制

◎ 特定建設作業

振動規制法第 2 条第 3 項の規定による特定建設作業

(昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号　最終改正：平成 14 年 12 月 26 日政令第 397 号　振動規制法施行令別表第 2)

番号	特定建設作業
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50mを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50mを超えない作業に限る。）
備考　当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。	

◎ **規制基準**

振動規制法第 15 条第 1 項の規定による規制基準

（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号　最終改正：平成 19 年 4 月 20 日環境省令第 11 号　振動規制法施行規則別表第 1）

区域の区分等＼規制項目		振動の大きさ	作業禁止時間	1 日における作業時間	作業期間	日曜日その他の休日における作業
規制地域	第 1 号区域	75 デシベル	午後 7 時～翌日午前 7 時	10 時間を超えないこと	連続して 6 日を超えないこと	禁止
	第 2 号区域	75 デシベル	午後 10 時～翌日午前 6 時	14 時間を超えないこと	連続して 6 日を超えないこと	禁止
適用除外			ＡＢＣＤＥ	ＡＢ	ＡＢ	ＡＢＣＤＥＦ

備考

1　振動の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値をいう。

2　表中Ａ～Ｆは次の場合をいい、当該規制の適用が除外される。

Ａ　災害その他非常の事態のため緊急に行う必要がある場合

Ｂ　人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合

Ｃ　鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合

Ｄ　道路法第 34 条（道路の占用許可）、第 35 条（協議）による場合

Ｅ　道路交通法第 77 条第 3 項（道路の使用許可）、第 80 条第 1 項（協議）による場合

Ｆ　電気事業法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要のある場合

3　振動の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。

4　振動の測定方法は、次のとおりとする。

(1)　振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

イ　緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所

ロ　傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所

ハ　温度、電気、磁気等の外囲条件の影響を受けない場所

(2)　振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が 10 デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差	補正値
3 デシベル	3 デシベル
4 デシベル	2 デシベル
5 デシベル	
6 デシベル	1 デシベル
7 デシベル	
8 デシベル	
9 デシベル	

5　振動レベルの決定は、次のとおりとする。

(1)　測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

(2)　測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

(3)　測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80％レンジの上端の数値とする。

◎ **規制地域**

（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号　最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環境省令第 19 号　振動規制法施行規則別表第 1）
（昭和 52 年 12 月 26 日長野県告示第 683 号　最終改正：平成 27 年 5 月 25 日長野県告示第 264 号）

区分	地域
第 1 号区域	振動規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された区域のうち、 (1)　第 1 種区域 (2)　第 2 種区域のうち、 学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域内
第 2 号区域	振動規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域のうち、 上記に掲げる区域以外の区域

図 6-1,6-2 参照

道路交通振動に係る許容限度

◎ 道路交通振動の要請限度

振動規制法第 16 条第 1 項の規定に基づく指定区域内における道路交通振動の限度（要請限度）

（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号　最終改正：平成 19 年 4 月 20 日環境省令第 11 号　振動規制法施行規則別表第 2）

（昭和 52 年 12 月 26 日長野県告示第 683 号　最終改正：平成 18 年 10 月 30 日長野県告示第 510 号）

時間の区分 ＼ 区域の区分	要請限度	
	昼間	夜間
	午前 7 時から午後 7 時まで	午後 7 時から翌日の午前 7 時まで
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考

1　第 1 種区域及び第 2 種区域とは、振動規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域について、同法第 4 条第 1 項の規定により都道府県知事が定めた区域をいう。

2　振動の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向についておこなうものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。

3　振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

4　振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる 1 日について、昼間及び夜間の区分ごとに 1 時間当たり 1 回以上の測定を 4 時間以上行うものとする。

5　振動の測定方法は、次のとおりとする。

(1)　振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

イ　緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所

ロ　傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所

ハ　温度、電気、磁気等の外囲条件の影響を受けない場所

ニ　暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が 10 デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに、同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差	補正値
3 デシベル	3 デシベル
4 デシベル	2 デシベル
5 デシベル	
6 デシベル	1 デシベル
7 デシベル	
8 デシベル	
9 デシベル	

6　振動レベルは、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80%レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

図 6-1,6-2 参照

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

◎ 風俗営業

(昭和23年7月10日法律第122号　最終改正:平成27年6月24日法律第45号　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項)

1	キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
2	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を 10 ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）
3	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが 5m² 以下である客席を設けて営むもの
4	まあじゃん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
5	スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

◎ 風俗営業に係る振動の規制

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 15 条の規定による振動の規制

(昭和59年12月24日長野県条例第34号　最終改正：平成18年3月30日長野県条例第33号　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第8条第2項)

数値
55 デシベル

測定方法

(昭和60年1月11日国家公安委員会規則第1号　最終改正：平成28年2月26日国家公安委員会規則第3号　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第32条第2項)

営業所の境界線の外側で測定可能な直近の床又は地面（緩衝物がなく、表面が水平であり、かつ、堅い床又は地面に限る。）について、計量法第 71 条 の条件に合格した振動レベル計を用いて行う日本工業規格 Z8735 に定める振動レベルの測定方法とする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を、動特性は日本工業規格 C1510 に定める動特性を用いることとし、振動レベルは、5 秒間隔及び 100 個の測定値又はこれに準ずる間隔及び個数の測定値の 80 パーセントレンジの上端値とする。

図6-1　振動規制法第３条第１項に係る地域の指定図（上田地域）

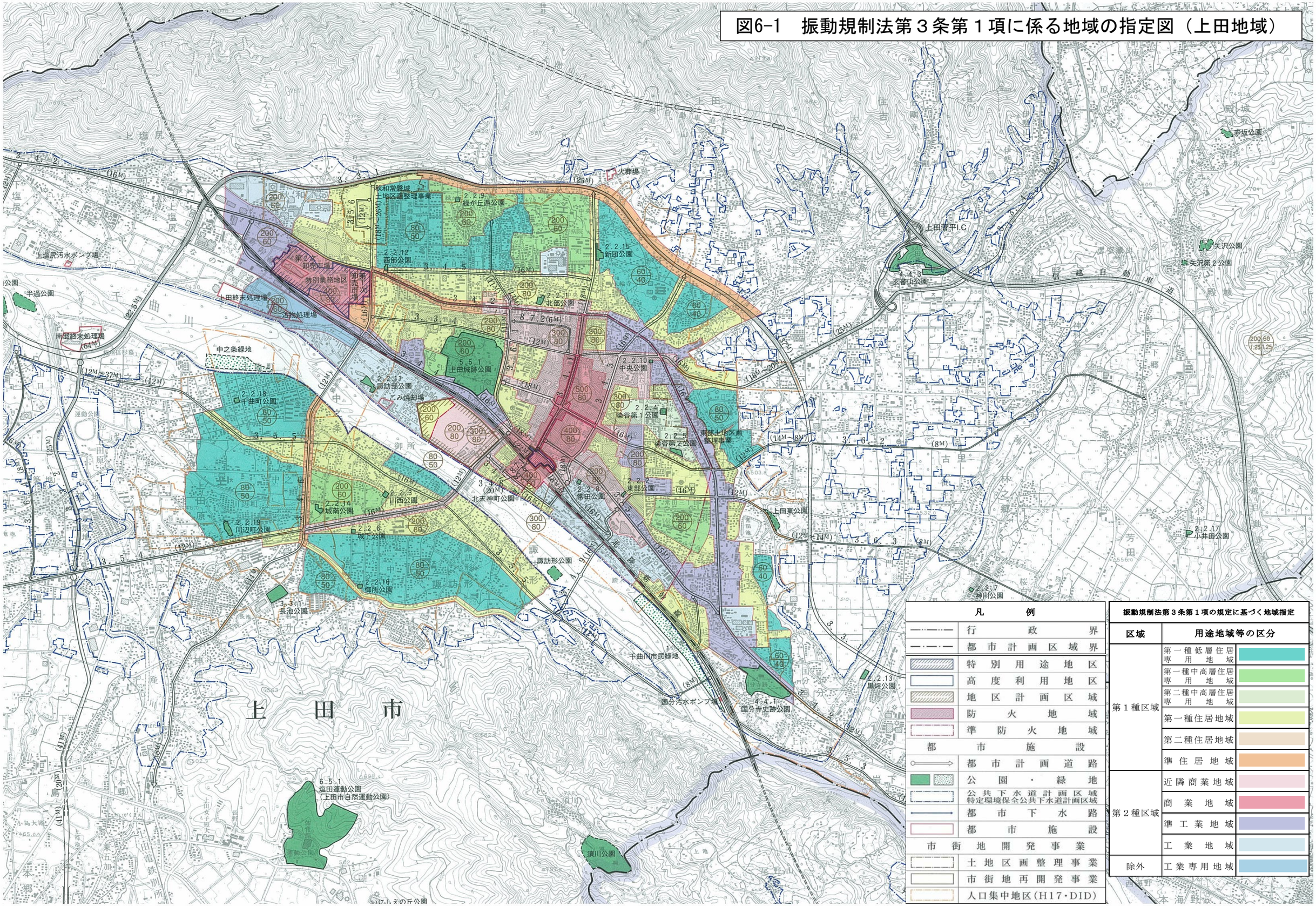

図6-2　振動規制法第３条第１項に係る地域の指定図（丸子地域）

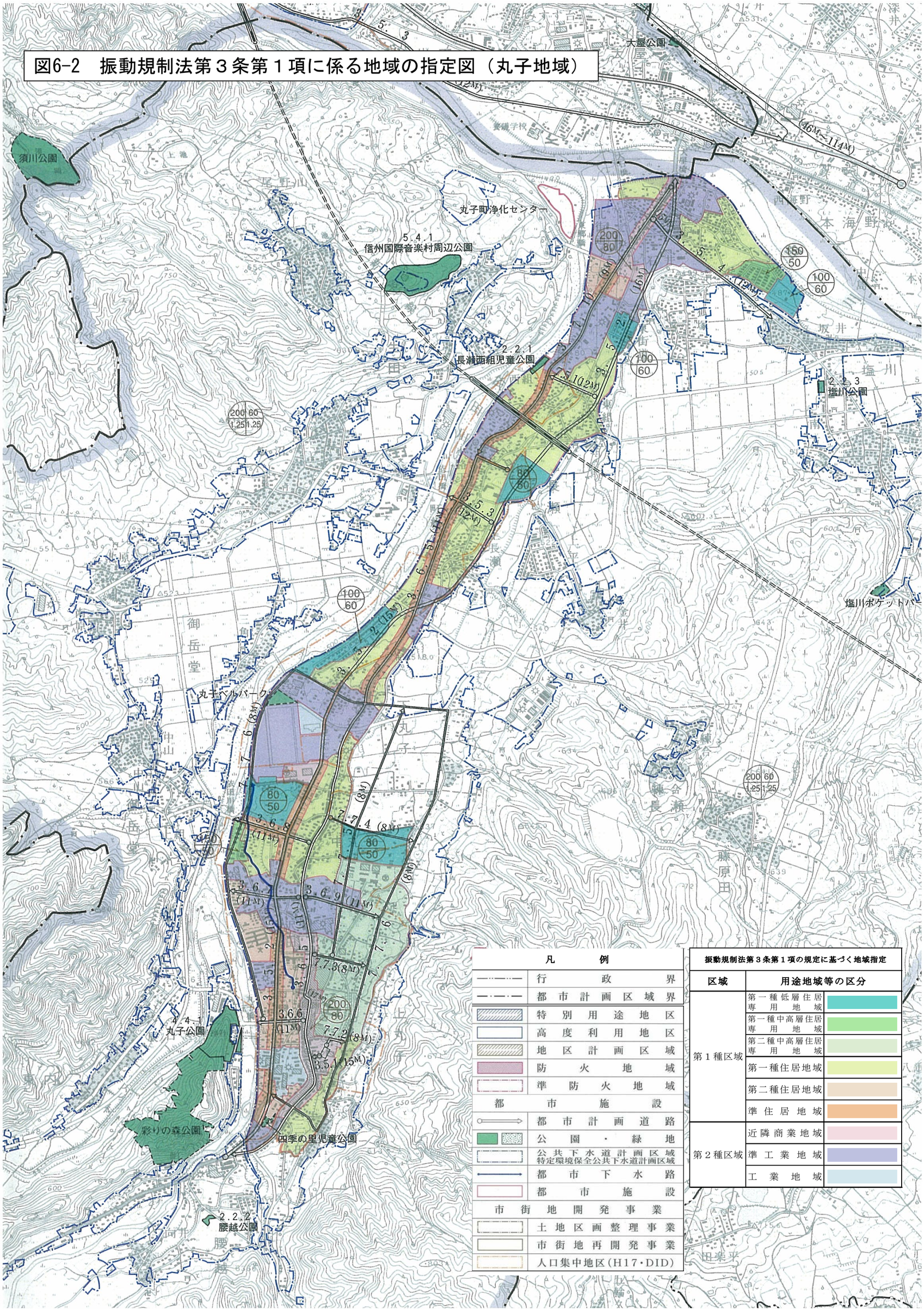

悪臭関係

悪臭防止法

◎ 規制対象

工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭

◎ 物質濃度規制

悪臭防止法第 4 条第 1 項の規定による物質濃度規制

○ 規制基準

1 敷地境界線の地表における規制基準（第 1 号規制基準）

（昭和 50 年 3 月 10 日長野県告示第 114 号　最終改正：平成 18 年 10 月 30 日長野県告示第 509 号）

特定悪臭物質（22 物質）	規制基準（単位　ppm）		（参考）基準設定状況		
	第 1 地域	第 2 地域	(1)敷地境界	(2)気体排出施設	(3)排出水
アンモニア	2	5	○	○	
メチルメルカプタン	0.004	0.01	○		○
硫化水素	0.06	0.2	○	○	○
硫化メチル	0.05	0.2	○		○
トリメチルアミン	0.02	0.07	○	○	
二硫化メチル	0.03	0.1	○		○
アセトアルデヒド	0.1	0.5	○		
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	○	○	
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	○	○	
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	○	○	
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	○	○	
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	○	○	
イソブタノール	0.9	4	○	○	
酢酸エチル	3	7	○	○	
メチルイソブチルケトン	1	3	○	○	
トルエン	10	30	○	○	
キシレン	1	2	○	○	
スチレン	0.8	2	○		
プロピオン酸	0.07	0.2	○		
ノルマル酪酸	0.002	0.006	○		
ノルマル吉草酸	0.002	0.004	○		
イソ吉草酸	0.004	0.01	○		

２ 気体排出施設の排出口における規制基準（第２号規制基準）

（昭和 50 年 3 月 10 日長野県告示第 114 号　最終改正：平成 18 年 10 月 30 日長野県告示第 509 号）

特定悪臭物質（13 物質）	規制基準
アンモニア	悪臭防止法施行規則第 3 条に定める方法により算出して得た流量
硫化水素	
トリメチルアミン	
プロピオンアルデヒド	
ノルマルブチルアルデヒド	
イソブチルアルデヒド	
ノルマルバレルアルデヒド	
イソバレルアルデヒド	
イソブタノール	
酢酸エチル	
メチルイソブチルケトン	
トルエン	
キシレン	

３ 排出水に係る規制基準（第３号規制基準）

（昭和 50 年 3 月 10 日長野県告示第 114 号　最終改正：平成 18 年 10 月 30 日長野県告示第 509 号）

特定悪臭物質（4 物質）	規制基準（単位　mg/l）					
	排出水の流量が 0.001 m³/秒以下の場合		排出水の流量が 0.001m³/秒を超え 0.1m³/秒以下の場合		排出水の流量が 0.1m³/秒を超える場合	
	第 1 地域	第 2 地域	第 1 地域	第 2 地域	第 1 地域	第 2 地域
メチルメルカプタン	0.06	0.2	0.01	0.03	0.003	0.007
硫化水素	0.3	1	0.07	0.2	0.02	0.05
硫化メチル	2	6	0.3	1	0.07	0.3
二硫化メチル	2	6	0.4	1	0.09	0.3

○ 規制地域（上田市）

（昭和 50 年 3 月 10 日長野県告示第 114 号　最終改正：平成 24 年 3 月 30 日上田市告示第 116 号）

区分	地域
第 1 区域	第一種低層住居専用地域　第一種中高層住居専用地域　第二種中高層住居専用地域　第一種住居地域　第二種住居地域　準住居地域　近隣商業地域　商業地域　準工業地域　付表の上田市の項の１の地域
第 2 区域	工業地域（付表の上田市の項の１の地域を除く。）

図 7-1～7-2 参照

（付表）

上田市1	上田市の地域のうち、次に掲げる地域 ア　常入字万所の一部 イ　国分字堂西の一部 ウ　踏入１丁目及び踏入２丁目の各一部 エ　常田１丁目及び常田２丁目の各一部 オ　天神１丁目、天神２丁目、天神３丁目及び天神４丁目の各一部 カ　常磐城２丁目及び常磐城３丁目の各一部 キ　秋和のうち、字宮原、字権現、字八反田並びに字風呂川、字鶴巻、字山道、字常屋敷、字大蔵京及び字親田の各一部 ク　緑が丘一丁目の一部

◎ 臭気指数規制（省略）

悪臭防止法第 4 条第 2 項の規定による臭気指数規制（指定地域なし（上田市））

上田市公害防止条例（平成 22 年 4 月 1 日施行）

◎ 悪臭に係る特定施設

上田市公害防止条例第 2 条第 1 項第 2 号の規定による悪臭に係る特定施設

（平成 21 年 12 月 18 日規則第 38 号　上田市公害防止条例施行規則別表第 3）

番号	用途	名称	規模
1	動物の飼養の用に供するもの	(1)　豚の飼養施設	飼養能力 50 頭（繁殖豚にあっては 5 頭）以上のもの（2 か月齢未満のものを除く。）
		(2)　牛の飼養施設	飼養能力 5 頭以上のもの
		(3)　馬の飼養施設	飼養能力 5 頭以上のもの
		(4)　鶏の飼養施設	飼養能力 300 羽以上のもの（30 日未満のひなを除く。）

◎ 悪臭に係る規制基準

上田市公害防止条例第 6 条第 1 項の規定による悪臭に係る規制基準

（平成 21 年 12 月 18 日規則第 38 号　上田市公害防止条例施行規則別表第 8）

番号	区分	規制基準
1	動物の飼養の用に供するもの	次の各号に該当すること。 (1)　床は、不浸透性材料で作られ、適当な勾配と排水溝が設けられていること。 (2)　前項の規定にかかわらず、鶏の家禽舎の床は、砂浴場の部分を除き、清掃に支障をきたさない材料で作られ、かつ、採ふんに便利な構造であること。 (3)　汚物処理設備として、汚物の保管設備及び汚水の浄化装置又は貯留槽が設けられていること。ただし、汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には、汚水の浄化装置及び貯留槽は要しない。 (4)　汚物の保管設備及び汚水の貯留槽は、不浸透性材料で作られ、密閉することができる覆いが設けられていること。 (5)　運動場を設ける場合は、周囲を不浸透性材料で囲むこと。 (6)　防臭剤及び防虫剤を適宜散布し、悪臭及び衛生害虫の発生を防止すること。 (7)　ふん尿は、適宜取り去り、なるべく踏ませないこと。
備考　この表に掲げる規制基準は、周囲の環境等に照らし、市長が著しく不快を与えないと認めたときは適用を除外することができる。		

図7-1　悪臭防止法第３条に係る地域の指定図（上田地域）

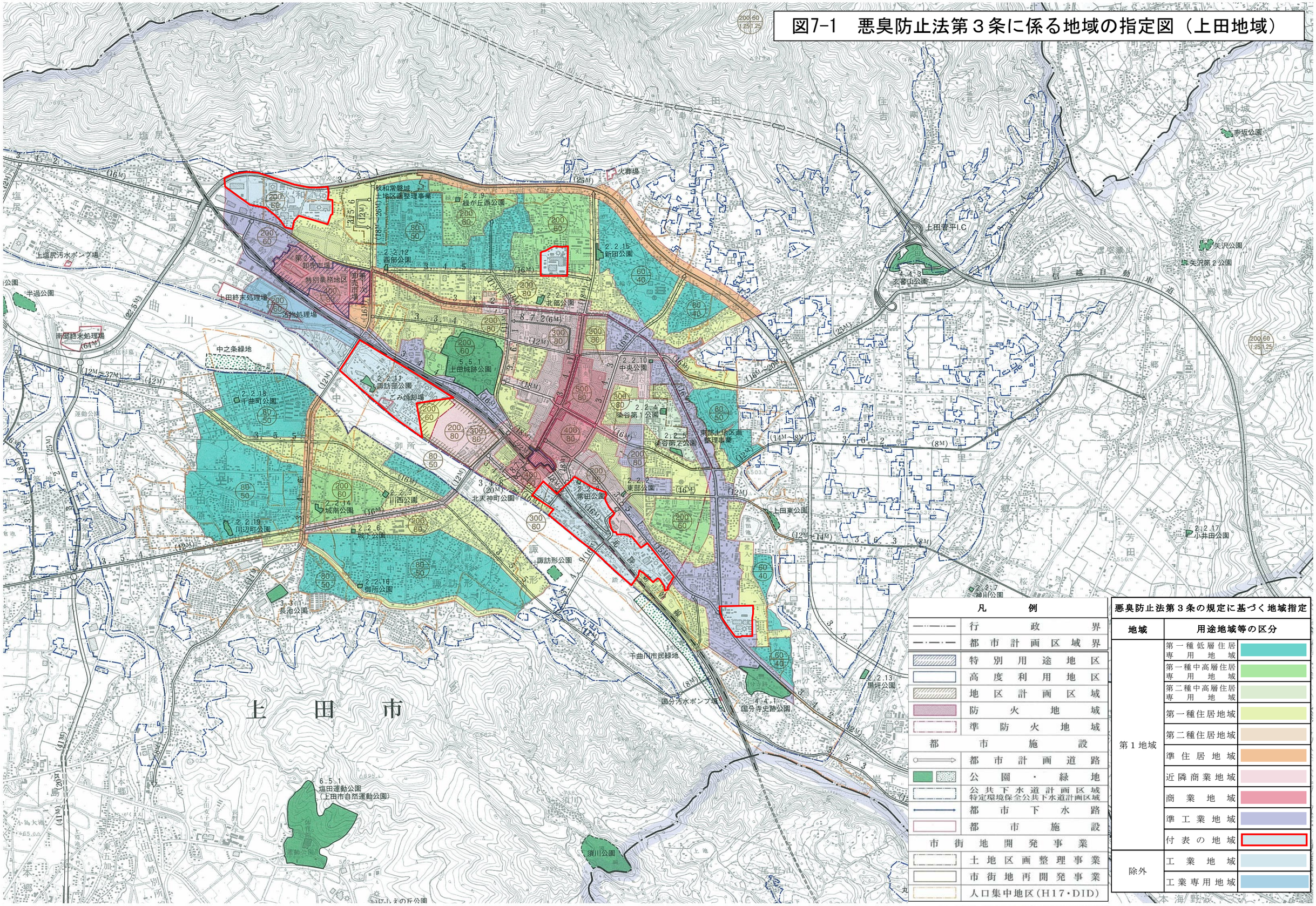

図7-2　悪臭防止法第３条に係る地域の指定図（丸子地域）

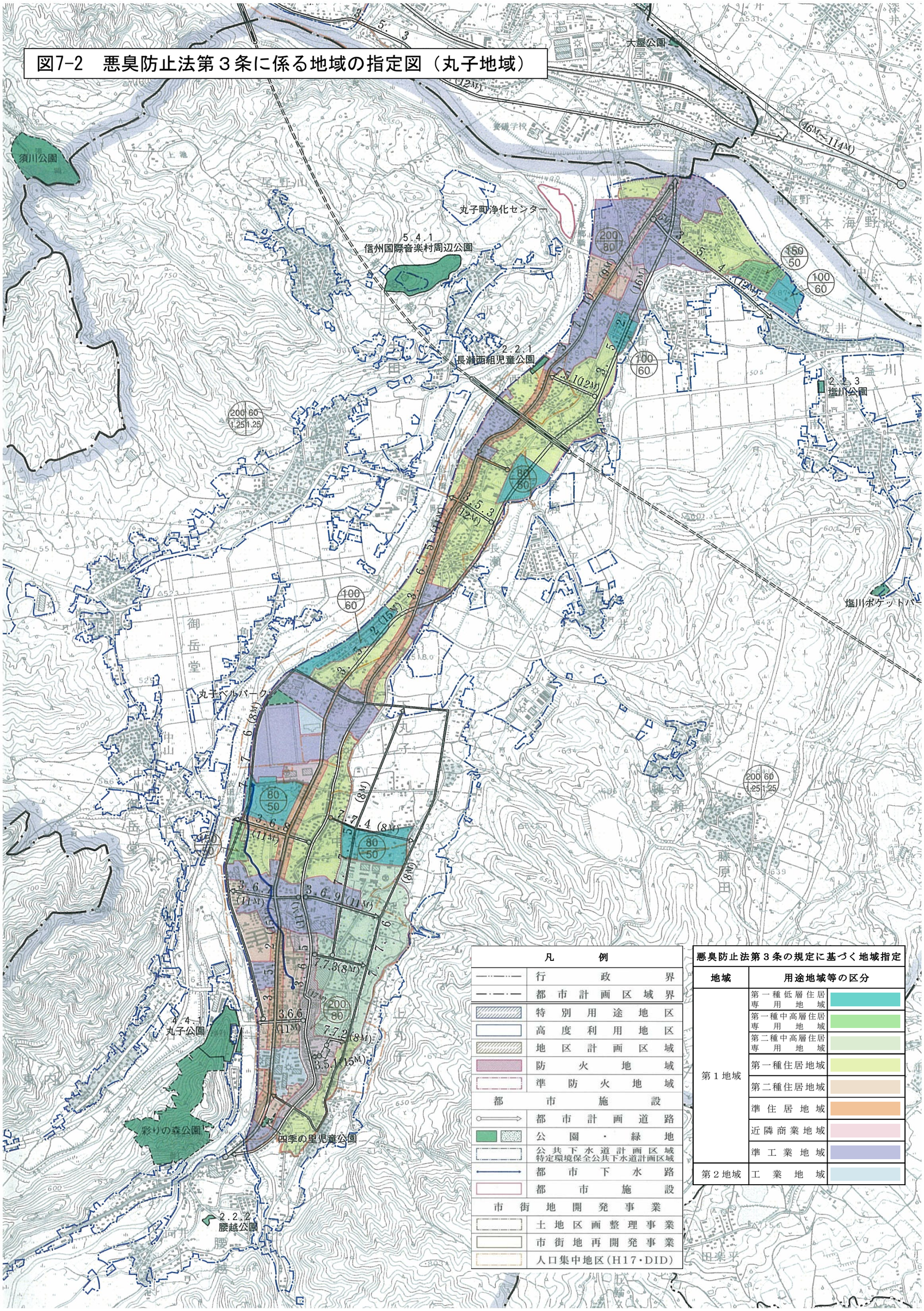

公害防止組織

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

◎ 特定事業者

特定工場（対象業種に属する工場のうち政令で定める施設を設置する工場）を設置している者のことで、公害防止組織の整備（公害防止管理者の選任、届出等）が義務付けられている。

特定事業者	特定工場の対象業種	政令で定める施設	特定事業者の義務
特定工場を設置している者	製造業（物品の加工業を含む。） 電気供給業 ガス供給業 熱供給業	ばい煙発生施設 汚水等排出施設 騒音発生施設 振動発生施設 特定粉じん発生施設 一般粉じん発生施設 ダイオキシン類発生施設	公害防止組織の整備（公害防止管理者の選任、届出等）

公害防止組織

公害防止管理者等	業務
公害防止統括者	公害防止に関する業務を統括管理
公害防止主任管理者	公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮
公害防止管理者	原材料の検査、ばい煙の量の測定の実施等の技術的事項を管理
代理者	公害防止統括者、公害防止管理者又は公害防止主任管理者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行なうことができない場合にその職務を行なう

◎ 選任基準等

1 公害防止統括者を選任すべき特定工場

（昭和46年8月11日政令第264号　最終改正：平成19年11月21日政令第339号　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令）

政令で定める施設	特定工場の規模	選任可能な資格
ばい煙発生施設	従業員数21名以上	（資格不要）
汚水排出施設		
騒音発生施設		
振動発生施設		
特定粉じん発生施設		
一般粉じん発生施設		
ダイオキシン類発生施設		

2 公害防止主任管理者を選任すべき特定工場

（昭和46年8月11日政令第264号　最終改正：平成19年11月21日政令第339号　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令）

政令で定める施設	特定工場の規模	選任可能な資格
ばい煙発生施設と汚水等排出施設	ばい煙発生施設及び汚水等排出施設が設置されている工場で排出ガス量が4万m^3以上であり、かつ、排出水量1万m^3以上	公害防止主任管理者 大気関係第1種又は第3種 かつ 水質関係第1種又は第3種
備考 1　排出ガス量とは、設置されているばい煙発生施設において発生し、大気中に排出される気体の1時間当たりの量を温度が零度で圧力が1気圧の状態に換算したものの最大値の合計をいう。 2　排出水量とは、1日当たりの平均的な排出水の量をいう。		

３ 公害防止管理者を選任すべき特定工場及び政令で定める施設の基準

（昭和 46 年 8 月 11 日政令第 264 号　最終改正：平成 19 年 11 月 21 日政令第 339 号　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令）

政令で定める施設		特定工場の規模等（注 1，注 2）		選任可能な資格
区分	基準			
ばい煙発生施設	大気汚染防止法施行令別表第 1 に掲げる施設（注 3）	ばい煙発生施設が設置されている工場のうち、大気汚染防止法施行令別表第 1 の 9 の項に掲げるばい煙発生施設（注 4）又は同表の 14 の項から 26 の項までに掲げるばい煙発生施設のいずれかが設置されている工場	排出ガス量 4 万 m^3 以上	大気関係 第 1 種
			排出ガス量 4 万 m^3 未満	大気関係 第 1,2 種
		ばい煙発生施設が設置されている工場のうち、上記に掲げる施設以外が設置されている工場で排出ガス量が 1 万 m^3 以上のもの	排出ガス量 4 万 m^3 以上	大気関係 第 1,3 種
			排出ガス量 4 万 m^3 未満	大気関係 第 1～4 種
汚水等排出施設	水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 2 号から第 59 号まで、第 61 号から第 63 号まで、第 63 号の 3、第 64 号、第 65 号から第 66 号の 2、第 71 号の 5 及び第 71 号の 6 に掲げる施設（注 5）	汚水等排出施設が設置されている工場のうち、別表第 1（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第 1）に掲げる汚水等排出施設のいずれかが設置されている工場で排出水を排出しているもの又は特定地下浸透水を浸透させているもの	排出水量 1 万 m^3 以上	水質関係 第 1 種
			排出水量 1 万 m^3 未満	水質関係 第 1,2 種
			特定地下浸透水の浸透	
		汚水等排出施設が設置されている工場のうち、上記に掲げる施設以外が設置されている工場で排出水量が 1,000 m^3 以上のもの	排出水量 1 万 m^3 以上	水質関係 第 1,3 種
			排出水量 1 万 m^3 未満	水質関係 第 1～4 種
騒音発生施設	1　機械プレス（呼び加圧能力が 980kN 以上のものに限る。） 2　鍛造機（落下部分の重量が 1t 以上のハンマーに限る。）	騒音発生施設が設置されている工場のうち、騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内にあるもの		騒音・振動関係
振動発生施設	1　液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が 2,941kN 以上のものに限る。） 2　機械プレス（呼び加圧能力が 980kN 以上のものに限る。） 3　鍛造機（落下部分の重量が 1t 以上のハンマーに限る。）	振動発生施設が設置されている工場のうち、振動規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内にあるもの		騒音・振動関係

政令で定める施設		特定工場の規模等（注 1，注 2）	選任可能な資格
区分	基準		
特定粉じん発生施設	大気汚染防止法施行令別表第 2 の 2 に掲げる施設（注 6）	特定粉じん発生施設が設置されている工場（ばい煙に係る特定工場を除く。）	大気関係 第 1～4 種 特定粉じん関係
一般粉じん発生施設	大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる施設(注6)	一般粉じん発生施設が設置されている工場（ばい煙又は特定粉じんに係る特定工場を除く。）	大気関係 第 1～4 種 特定粉じん関係 一般粉じん関係
ダイオキシン類発生施設	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第1号から第 4 号まで及び別表第2第1号から第14号までに掲げる施設	ダイオキシン類発生施設のいずれかが設置されている工場	ダイオキシン類関係

（注 1）　排出ガス量とは、設置されているばい煙発生施設において発生し、大気中に排出される気体の 1 時間当たりの量を温度が零度で圧力が 1 気圧の状態に換算したものの最大値の合計をいう。
（注 2）　排出水量とは、1 日当たりの平均的な排出水の量をいう。
（注 3）　大気汚染防止法施行令別表第 1 の 13 の項に掲げる施設を除き、これらに相当する施設で鉱山保安法第 2 条第 2 項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。
（注 4）　硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。
（注 5）　水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 62 号に掲げる施設で鉱山保安法第 2 条第 2 項の鉱山に設置されるものを除く。
（注 6）　これらに相当する施設で鉱山保安法第 2 条第 2 項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。

別表第 1
(昭和 46 年 8 月 11 日政令第 264 号　最終改正：平成 19 年 11 月 21 日政令第 339 号　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第 1)

	号番号	要件
1	19	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る。
2	22	六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る。
3	23 の 2	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフイルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものに限る。
4	24	ふっ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る。
5	25	全て
6	26	カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る。
7	27	水質汚濁防止法施行令第 2 条各号に掲げる物質（以下「有害物質」という。）又はこれらを含有する物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造の用に供するもの及び黄燐の製造の用に供するものに限る。
8	28	塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る。
9	29	全て
10	31	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る。
11	32	トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料又は合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る。

	号番号	要件
12	33	塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふっ素樹脂の製造の用に供するもの、1,4-ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレートの製造の用に供するものに限る。
13	34	テトラクロロエチレンを含有する物質若しくは 2-クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る。
14	35	2-クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するものに限る。
15	37	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸（カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料（硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。）、高級アルコール（1 分子を構成する炭素の原子の数が 6 個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、キシレン（ほう素化合物を触媒として使用し、又はふっ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。）又はアルキルベンゼン（ふっ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）若しくはエチレンオキサイドの製造の用に供するもの又はエチレンオキサイドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る。
16	38 の 2	全て
17	41	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。
18	43	全て
19	46	有害物質若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは 1,4-ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る。
20	47	水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合物若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは 1,4-ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る。
21	48	ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。
22	50	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は 1,4-ジオキサンの試薬の製造の用に供するものに限る。
23	51	トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る。
24	53	硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふっ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふっ素若しくはその化合物を使用する研摩洗浄の用に供するものに限る。
25	58	ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る。
26	61	コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る。
27	62	銅、鉛若しくは亜鉛の第一次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第二次製錬、水銀の精製又はふっ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る。
28	63	液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る。
29	63 の 3	全て
30	64	コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するものに限る。
31	65	クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る。

	号番号	要件
32	66	カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふっ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めっきの用に供するものに限る。
33	66の2	全て
34	71の5	全て
35	71の6	全て
備考　号番号とは水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる号番号をいい、この表に掲げる施設とは中欄に掲げる当該号番号に係る施設ごとにそれぞれ右欄の要件に適合する施設をいう。		

公害防止に関する諸届の一覧表

（上田市：平成 29 年 3 月 31 日現在）

法令等	区分	届出先	届出等の種類							
			特定施設等						特定の工事	その他
			設置	新たに規制対象となった場合	構造等の変更	氏名等の変更	承継	廃止	作業実施	
大気汚染防止法	ばい煙発生施設他	県知事	設置届出（60 日前）	使用届出（30 日以内）	変更届出（60 日前）	氏名等変更届出（30 日以内）	承継届出（30 日以内）	使用廃止届出（30 日以内）		事故時通報（直ちに）
	特定粉じん排出等作業	県知事							実施届出（14 日前（緊急時：速やかに））	
水質汚濁防止法	特定事業場	県知事	設置届出（60 日前）	使用届出（30 日以内）	変更届出（60 日前）	氏名等変更届出（30 日以内）	承継届出（30 日以内）	使用廃止届出（30 日以内）		事故時届出（速やかに）
	貯油事業場等	県知事								事故時届出（速やかに）
土壌汚染対策法	第 3 条第 1 項ただし書き確認に係る届出	県知事						確認申請（120 日以内）		土地利用方法変更届出（遅滞なく） 承継届出（遅滞なく）
	指定に係る届出	県知事						土壌汚染状況調査報告（120 日以内）		土地形質変更届出（14 日前） 汚染土壌管理票写し（処分確認後）
ダイオキシン類対策特別措置法		県知事	設置届出（60 日前）	使用届出（30 日以内）	変更届出（60 日前）	氏名等変更届出（30 日以内）	承継届出（30 日以内）	使用廃止届出（30 日以内）		ダイオキシン類測定結果報告（測定後／年1回以上）
県公害の防止に関する条例	特定施設・ばい煙発生施設	県知事	設置届出（60 日前）	使用届出（60 日以内）	変更届出（60 日前）	氏名等変更届出（30 日以内）	承継届出（30 日以内）	使用廃止届出（30 日以内）		
	粉じん発生施設	県知事	設置届出（設置前）	使用届出（60 日以内）	変更届出（設置前）	氏名等変更届出（30 日以内）	承継届出（30 日以内）	使用廃止届出（30 日以内）		
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	下記以外	県知事					承継届出（遅滞なく）			管理者等の選任、死亡・解任届出（30 日以内）
	騒音・振動のみ	市長					承継届出（遅滞なく）			管理者等の選任、死亡・解任届出（30 日以内）
騒音規制法	特定工場等	市長	設置届出（30 日前）	使用届出（30 日以内）	変更届出（30 日前）	氏名等変更届出（30 日以内）	承継届出（30 日以内）	使用全廃届出（30 日以内）		
	特定建設作業	市長							実施届出（7 日前（緊急時：速やかに））	
振動規制法	特定工場等	市長	設置届出（30 日前）	使用届出（30 日以内）	変更届出（30 日前）	氏名等変更届出（30 日以内）	承継届出（30 日以内）	使用全廃届出（30 日以内）		
	特定建設作業	市長							実施届出（7 日前（緊急時：速やかに））	
市公害防止条例	特定工場等（騒音以外）	市長	設置届出（60 日前）	使用届出（30 日以内）	変更届出（60 日前）	氏名等変更届出（30 日以内）	承継届出（30 日以内）	使用廃止届出（30 日以内）		
	特定工場等（騒音）	市長	設置届出（30 日前）	使用届出（30 日以内）	変更届出（30 日前）	氏名等変更届出（30 日以内）	承継届出（30 日以内）	使用廃止届出（30 日以内）		
	特定建設作業	市長							実施届出（7 日前（緊急時：速やかに））	

届出等の受付窓口

県知事あて：長野県上小地方事務所環境課

市長あて：上田市役所（上田地域）生活環境部生活環境課、（丸子・真田・武石地域）各地域自治センター市民サービス課

上田市環境保全関係条例集

上田市環境保全関係条例集

目　　次

（環境全般）

上田市環境基本条例 2

（生活環境）

上田市公害防止条例（平成 22 年 4 月 1 日施行） 6

上田市公害防止条例施行規則（平成 22 年 4 月 1 日施行） 11

上田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 35

上田市廃棄物の処理及び清掃に関する規則 40

上田市ポイ捨ての防止等に関する条例 44

上田市ポイ捨ての防止等に関する条例施行規則 46

上田市深夜営業騒音に関する規制に係る立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則 47

（都市環境）

上田市開発事業の規制に関する条例 48

上田市開発事業の規制に関する条例施行規則 50

上田市空き地の環境保全に関する条例 54

上田市空き地の環境保全に関する条例施行規則 56

上田市緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例 57

上田市緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例施行規則 60

上田市中高層建築物に関する指導要綱 62

（暫定施行）

丸子町雑排水等の処理に関する条例 64

丸子町雑排水等の処理に関する条例施行規則 67

真田町環境保全に関する条例 69

真田町環境保全に関する条例施行規則 71

上田市環境基本条例

平成19年３月30日
条例第８号

目次

前文
第１章　総則（第１条―第７条）
第２章　環境の保全に関する基本的施策
第１節　基本方針等（第８条―第10条）
第２節　基本的施策（第11条―第22条）
第３節　施策の推進体制等（第23条・第24条）
第３章　上田市環境審議会（第25条―第32条）
第４章　補則（第33条）
附則

私たちのまち上田市は、千曲の清流と肥沃な大地、美しい山並みに囲まれ、四季折々の多彩な自然のもと、歴史と文化を育んできた。

しかしながら、物の豊かさや生活の利便性を求める社会経済活動は、身近な自然や希少動植物の減少、都市・生活型公害の増加などを引き起こし、さらにはあらゆる生物の生存基盤である地球環境をも損なうおそれを生じさせている。

この地球環境を保全し、健全で恵み豊かな環境の恵沢を将来にわたって享受できるようにすることは、現在及び将来の人々に対する私たちの責務である。

私たち市民は、それぞれの役割分担のもとに、ともに手を携え協働して良好な自然環境及び健全な社会環境の保全及び創造を推進し、未来に誇りうる自然環境共生都市を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、環境の保全について基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

（用語の意義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2)　地球環境保全　人の活動による地球温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3)　公害　事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第３条　環境の保全と創造は、すべての市民が健全で豊かな環境の恵みを享受するとともに、この環境が将来の世代へ継承されるように積極的に行われなければならない。

２　環境の保全と創造は、人間が自然から多くの恵みを受けていることを認識し、自然との共生と環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、市、事業者、市民及び滞在者がそれぞれの責務に応じた役割分担の下、自主的かつ積極的に行われなければならない。

３　地球環境保全は、人類共通の課題であり、地域の環境と深く関わりがあることを認識して、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第４条　市長は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するものとする。
２　市長は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者の環境への負荷の低減その他の環境の保全に資する取組を支援するよう努めるものとする。
（事業者の責務）
第５条　事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、環境への負荷の低減その他の環境の保全に努めなければならない。
２　事業者は、事業活動において、環境の保全に自ら努めるとともに、市長が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。
（市民の責務）
第６条　市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出の抑制等による環境への負荷の低減その他の環境の保全に努めなければならない。
２　市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、市長が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。
（滞在者の責務）
第７条　旅行者その他の本市に滞在する者は、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市長が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

第２章　環境の保全に関する基本的施策

第１節　基本方針等

（基本方針）
第８条　市長は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に推進するものとする。
(1)　人の健康が保護され、生活環境に被害を及ぼす環境の保全上の支障を防止し、並びに安全でゆとりある快適な環境を創造し、及び確保すること。
(2)　生物の多様性の確保を図るとともに、自然環境を適正に保全することにより人と自然との豊かなふれあいの場が保たれること。
(3)　廃棄物の発生の抑制並びに資源及びエネルギーの有効利用を促進し、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を図ること。
(4)　歴史的風土及び文化的遺産を生かし、自然環境と一体となった地域性豊かな景観の確保並びに美しい景観を創造すること。
(5)　市民等の意見を反映するとともに、自然を通じた人と人との交流を促進し、環境の保全に関する思想の高揚及び普及を図ること。
（環境基本計画）
第９条　市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
２　環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
(1)　環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び基本的施策の大綱
(2)　環境への配慮の指針
(3)　前２号に掲げるもののほか、環境の保全に関し必要な事項
３　市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見が反映されるよう努めるとともに、第25条に規定する上田市環境審議会の意見を聴かなければならない。
４　市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
５　前２項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
（環境の状況等の公表）
第10条　市長は、市の環境の状況及び環境の保全等に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

第２節　基本的施策

（施策の策定等に当たっての環境優先）
第11条　市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、これを実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全を優先するよう努めるものとする。

（財政上の措置）
第12条　市長は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
（規制的措置）
第13条　市長は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。
（経済的措置）
第14条　市長は、事業者又は市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長するために、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
（事業に係る環境配慮）
第15条　市長は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業に係る環境の保全について適正に配慮するよう必要な措置を講ずるものとする。
（資源の有効利用の促進等）
第16条　市長は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正処理が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
（調査の実施及び監視等の体制の整備）
第17条　市長は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査を行うものとする。
２　市長は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を推進するために必要な監視等の体制を整備するよう努めるものとする。
（環境の保全に資する施設の整備）
第18条　市長は、環境の保全に資する公共的施設の整備その他これらに類する事業を推進するため必要な措置を講ずるものとする。
（自然環境の保全）
第19条　市長は、森林、農地、水辺等における多様な自然環境を保全し、有効活用するために必要な措置を講ずるものとする。
（環境教育及び環境学習の振興等）
第20条　市長は、市民及び事業者が環境の保全について理解を深めるために、環境教育及び環境学習の振興その他の必要な措置を講ずるものとする。
（市民等の自発的な活動の促進）
第21条　市長は、市民及び事業者が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
（環境情報の整備と提供）
第22条　市長は、環境の保全に関する必要な情報を体系的に整備し、適切に提供するよう努めるものとする。
第３節　施策の推進体制等
（推進体制の整備）
第23条　市長は、環境の保全に関する施策について総合的な調整を行い、及び計画的に推進するために、必要な体制を整備するものとする。
（地球環境保全に関する協力）
第24条　市長は、地球環境の保全その他広域的な取組を必要とする環境の保全に関する施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体その他関係機関と協力してその推進に努めるものとする。
第３章　上田市環境審議会
（設置）
第25条　環境基本法（平成５年法律第91号）第44条の規定により、上田市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（任務）
第26条　審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて調査審議をするものとする。
（組織）
第27条　審議会は、委員15人以内をもって組織する。
２　委員は、学識経験のある者及び関係者のうちから市長が委嘱する。
（委員の任期）

第28条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。
３　委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
（会長及び副会長）
第29条　審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。
２　会長は、会務を総理する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議）
第30条　会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
４　会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
（部会）
第31条　審議会に必要に応じて、部会を置くことができる。
（環境専門委員）
第32条　審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、環境専門委員を置くことができる。
２　環境専門委員は、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。
３　環境専門委員は、審議会に出席し、専門的立場から意見を述べることができる。
４　環境専門委員は、当該事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。
第４章　補則
（補則）
第33条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成19年４月１日から施行する。
（上田市環境基本条例等の廃止）
２　次に掲げる条例は、廃止する。
(1)　上田市環境基本条例（平成11年上田市条例第20号）
(2)　丸子町環境基本条例（平成９年丸子町条例第17号）
(3)　上田市環境審議会条例（平成18年条例第147号。次項において「旧審議会条例」という。）
（経過措置）
３　この条例の施行前に旧審議会条例の規定に基づく上田市環境審議会（以下「旧審議会」という。）の委員に委嘱されていた委員は、この条例の施行日に新たに第27条第２項の規定により審議会の委員に委嘱された者とみなし、第28条に規定する任期は旧審議会の委員に委嘱された日から起算するものとする。
（真田町環境保全に関する条例の一部改正）
４　真田町環境保全に関する条例（昭和47年真田町条例第３号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

上田市公害防止条例（平成 22 年 4 月 1 日施行）

平成21年12月18日
条例第38号

目次

第１章　総則（第１条―第５条）
第２章　規制基準等（第６条―第８条）
第３章　工場等に関する規制（第９条―第17条）
第４章　特定行為に関する規制（第18条・第19条）
第５章　日常生活等に関する規制（第20条―第26条）
第６章　雑則（第27条―第31条）
第７章　罰則（第32条―第35条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、上田市環境基本条例（平成19年条例第８号）の規定に基づき、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、公害の防止等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　公害　上田市環境基本条例第２条第３号に規定する公害をいう。

(2)　特定施設　工場又は事業場に設置される施設のうち、大気の汚染、水質の汚濁若しくは土壌の汚染の原因となる物質（汚水、廃液、粉じん等）、騒音、振動又は悪臭（以下「汚水等」という。）を発生し、排出し、又は飛散する施設であって、規則で定めるものをいう。

(3)　特定行為　建設工事等として行われる行為のうち、著しい騒音又は振動を発生する行為であって規則で定めるものをいう。

(4)　規制基準　汚水等の量、濃度、大きさ又は程度の許容限度及び発生時間等の基準並びに特定施設の構造並びに使用及び管理に関する基準をいう。

(5)　環境基準　大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準をいう。

２　この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。

（市の責務）

第３条　市長は、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全するため、自然的、社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう勧告又は行政上の指導をしなければならない。

２　市長は、公害に関する苦情及び紛争について、その適正な解決に努めなければならない。

（事業者の責務）

第４条　事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

２　事業者は、この条例の規定に違反しないことを理由として公害防止について最大限努力することを怠ってはならない。

（市民の責務）

第５条　市民は、常に公害を発生させないよう努めるとともに、市が実施する公害の防止に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第２章　規制基準等

（規制基準及び環境基準の設定）

第６条　規制基準及び環境基準は、規則で定める。

２　市長は、前項の基準を定めるに当たっては、人の健康の保護を優先させるものとする。

３　市長は、第１項の基準を定めようとするときは、上田市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

（規制基準の遵守義務）

第７条　特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定工場等」という。）を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

（公害の認定）
第８条　市長は、この条例又は他の法令に規制基準の定めがない場合であっても、著しく人の健康又は生活環境に係る被害が生ずると認めるときは、公害と認定することができる。

第３章　工場等に関する規制

（特定施設の設置の届出）
第９条　工場又は事業場に特定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の事項を市長に届け出なければならない。
(1)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(2)　工場又は事業場の名称及び所在地
(3)　特定施設の種類、数量及び構造
(4)　特定施設の使用の方法
(5)　汚水等の処理又は防止の方法
(6)　その他規則で定める事項

（経過措置）
第10条　一の施設が特定施設となった際、現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が特定施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

（特定施設の構造等の変更の届出）
第11条　第９条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第９条第３号から第５号までに掲げる事項又は規則で定める事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、騒音に係るものにあっては、同条第３号に掲げる事項の変更が規則で定める範囲内である場合又は同条第４号及び第５号に掲げる事項の変更が当該特定工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。

（計画変更勧告）
第12条　市長は、第９条又は前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生し、排出し、又は飛散する汚水等が当該特定工場等に係る規制基準に適合しないことにより公害が発生すると認めるときは、その届出を受理した日から60日以内（騒音に係る施設にあっては、30日以内）に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、その届出に係る特定施設の構造、配置若しくは使用の方法又は汚水等の処理若しくは防止の方法に関する計画を変更するよう勧告することができる。

（実施の制限）
第13条　第９条又は第11条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日（騒音に係る施設にあっては、30日）を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る事項の変更をしてはならない。
２　市長は、第９条又は第11条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

（氏名の変更等の届出）
第14条　第９条又は第10条の規定による届出をした者は、その届出に係る第９条第１号若しくは第２号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべての使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（承継）
第15条　第９条又は第10条の規定による届出をした者からその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。
２　第９条又は第10条の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
３　前２項の規定により第９条又は第10条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（改善勧告）
第16条　市長は、特定工場等において発生し、排出し、又は飛散する汚水等が当該特定工場等に係る

規制基準に適合しないことにより公害が発生していると認めるもの又は第８条の規定により公害と認定したものについて、その障害の除去又は発生防止の措置が必要と認められるときは、当該特定工場等を設置している者又は公害を発生させた者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、施設の構造、配置若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理若しくは防止の方法の改善を勧告し、又は施設の使用若しくは汚水等の排出等の一時停止を勧告することができる。

２　前項の規定は、第10条の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等における当該届出に係る規制基準については、同条に規定する特定施設となった日から６月間（騒音に係る施設にあっては、３年間）は、適用しない。ただし、その者が第11条の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から60日（騒音に係る施設にあっては、30日）を経過したときは、この限りでない。

（改善命令）

第17条　市長は、第12条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前条第１項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、当該措置をとるよう命ずることができる。

２　前項の規定による命令を受けた者は、その命令に基づく措置を行ったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

３　第１項の規定による命令に基づく措置を行った者は、当該措置を有効に保持しなければならない。

第４章　特定行為に関する規制

（特定行為の実施の届出）

第18条　騒音規制法（昭和43年法律第98号）第３条第１項の規定により指定された地域において、規則で定める特定行為を伴う建設工事等を行おうとする者は、当該特定行為の開始の日の７日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定行為を緊急に行う必要があるときは、この限りでない。

(1)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2)　建設工事等の目的に係る施設又は工作物の種類

(3)　特定行為の場所及び実施の期間

(4)　騒音の防止の方法

(5)　その他規則で定める事項

２　前項ただし書の場合において、当該特定行為を伴う建設工事等を行う者は、速やかに、規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

（改善勧告及び改善命令）

第19条　市長は、特定行為に伴って発生する騒音が当該特定行為に係る規制基準に適合しないことによりその特定行為の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるものについて、その事態の除去が必要と認められるときは、当該特定行為を伴う建設工事等を行う者に対し、必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は当該特定行為の実施の時間を変更するよう勧告することができる。

２　市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定行為を行っているときは、その勧告に係る措置をとるよう命ずることができる。

第５章　日常生活等に関する規制

（生活排水等の排出制限）

第20条　炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第２条第１項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に排出される水（以下「生活排水」という。）又は事業活動に伴い公共用水域に排出される水（以下「事業排水」という。）を排出する者は、公共用水域の水質を著しく汚濁させる汚水、油類等を排出してはならない。

（雑排水簡易浄化槽の設置義務）

第21条　生活排水又は事業排水を排出する建築物等を建築しようとする者（以下「建築主」という。）は、適切な規模の雑排水簡易浄化槽その他の水質の汚濁を防止するための設備であって規則で定めるもの（以下「雑排水簡易浄化槽」という。）を設置しなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

（設置勧告及び設置命令）

第22条　市長は、前条に規定する雑排水簡易浄化槽を設けない建築主に対し、期限を定めて当該設備の設置を勧告することができる。

２　市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、当該措置をとるよう命ずることができる。

（屋外作業の制限）

第23条　何人も、屋外作業又は屋外営業を行うことに伴い発生する粉じん、騒音、振動又は悪臭により、生活環境に障害を及ぼさないよう適切な措置を講じなければならない。

（土砂流出の防止）

第24条　何人も、土石の掘削、盛土、切土、整地等の行為により、公共用水域に著しく土砂を流出させ、水質を汚濁させ、又は水底に土砂をたい積させてはならない。

（拡声機の使用禁止）

第25条　何人も、屋外（屋内から屋外に向けて使用する場合を含む。）で拡声機を使用してはならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

（夜間の静穏保持）

第26条　何人も、夜間（午後10時から翌日の午前６時までをいう。）において音響機器音、楽器音、人声等により、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

第６章　雑則

（報告及び検査）

第27条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、公害を発生させ、若しくは発生させるおそれのある者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に工場、事業場、建設工事の場所等に立ち入らせ、必要な設備、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、これを提示しなければならない。

（監視、測定等の体制の整備）

第28条　市長は、公害の状況を把握し、及び公害の防止のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視及び測定の体制の整備をしなければならない。

（公害防止協定）

第29条　市長は、公害の発生を防止するため必要と認めるときは、工場又は事業場を既に設置し、又は新たに設置しようとする事業者と公害防止協定を締結することができる。

（助成）

第30条　市長は、事業者が行う公害の防止のための施設の整備について、必要な金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（補則）

第31条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第７章　罰則

第32条　第17条第１項の規定による命令に違反した者は、１年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第33条　次の各号のいずれかに該当する者は、５万円以下の罰金に処する。

(1)　第７条の規定に違反して規制基準を超えて汚水又は廃液を排出した者

(2)　第９条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3)　第19条第２項の規定による命令に違反した者

第34条　次の各号のいずれかに該当する者は、３万円以下の罰金に処する。

(1)　過失により第７条の規定に違反して規制基準を超えて汚水又は廃液を排出した者

(2)　第10条、第11条又は第18条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3)　第27条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第35条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前３条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成22年４月１日から施行する。

（上田市公害防止条例等の廃止）

２　次に掲げる条例は、廃止する。

(1)　上田市公害防止条例（昭和46年条例第11号）

(2)　丸子町公害防止条例（昭和47年丸子町条例第17号）
(3)　武石村公害防止条例（昭和46年武石村条例第21号）

（丸子町雑排水等の処理に関する条例の一部改正）

3　丸子町雑排水等の処理に関する条例（昭和52年丸子町条例第23号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（真田町環境保全に関する条例の一部改正）

4　真田町環境保全に関する条例（昭和47年真田町条例第３号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（経過措置）

5　この条例の施行前に、附則第２項の規定による廃止前の上田市公害防止条例、丸子町公害防止条例若しくは武石村公害防止条例、附則第３項の規定による改正前の丸子町雑排水等の処理に関する条例又は前項の規定による改正前の真田町環境保全に関する条例の規定に基づきなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

6　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

上田市公害防止条例施行規則（平成 22 年 4 月 1 日施行）

平成21年12月18日
規則第38号
改正　平成27年９月１日規則第23号

（趣旨）

第１条　この規則は、上田市公害防止条例（平成21年条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（特定施設）

第２条　条例第２条第１項第２号の規則で定める施設は、汚水又は廃液に係るものにあっては別表第１、騒音に係るものにあっては別表第２、悪臭に係るものにあっては別表第３、粉じんに係るものにあっては別表第４に掲げる施設とする。

（特定行為）

第３条　条例第２条第１項第３号の規則で定める行為は、別表第５に掲げる行為とする。

（規制基準等）

第４条　条例第６条第１項の規制基準は、汚水又は廃液に係るものにあっては別表第６、騒音に係るものにあっては別表第７、悪臭に係るものにあっては別表第８、粉じんに係るものにあっては別表第９に掲げるとおりとする。ただし、公害の防止に関する条例（昭和48年長野県条例第11号）第42条に係る騒音及び条例第25条に係る騒音については、この限りでない。

２　条例第６条第１項の環境基準のうち水質に係るものにあっては、別表第10に掲げるとおりとする。

（特定施設の設置の届出）

第５条　条例第９条又は第10条の規定による届出は、特定施設設置（使用）届出書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)　工場又は事業場及びその付近の見取図
(2)　工場又は事業場の建物、特定施設、汚水等の処理施設等の配置図
(3)　その他市長が必要と認める書類

２　条例第９条第６号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　工場又は事業場の事業内容
(2)　常時使用する従業員数
(3)　汚水又は廃液に係る特定施設にあっては、汚水等に係る用水及び排水の系統

（特定施設の構造等の変更の届出）

第６条　条例第11条の規則で定める事項は、前条第２項第３号に掲げる事項とする。

２　条例第11条の規定による届出は、特定施設変更届出書（様式第２号）に前条第１項に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

３　条例第11条ただし書の規則で定める範囲は、条例第９条、第10条又は第11条の規定による届出に係る特定施設の種類ごとの数を減少する場合及びその数を当該特定施設の種類に係る直近の届出により届け出た数の２倍以内の数に増加する場合とする。

（受理書）

第７条　市長は、条例第９条、第10条又は第11条の届出を受理したときは、受理書（様式第３号）を当該届出をした者に交付するものとする。

（氏名の変更等の届出）

第８条　条例第14条の規定による届出は、条例第９条第１号又は第２号に掲げる事項の変更の届出にあっては氏名等変更届出書（様式第４号）により、特定施設の使用の廃止に係る場合にあっては特定施設使用廃止届出書（様式第５号）によるものとする。

（承継）

第９条　条例第15条第３項の規定による届出は、特定施設承継届出書（様式第６号）によるものとする。

（措置の届出）

第10条　条例第17条第２項の規定による届出は、公害防止措置完了届出書（様式第７号）によるものとする。

（特定行為の実施の届出）

第11条　条例第18条第１項の規則で定める特定行為は、別表第５の１から７までに掲げる特定行為とする。

２　条例第18条第１項及び第２項の規定による届出は、特定建設作業実施届出書（様式第８号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
(1)　特定行為の場所の付近の見取図
(2)　特定行為を伴う建設工事等の工程の概要を示した工程表で特定行為の工程を明示したもの
３　条例第18条第１項第５号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
(1)　建設工事等の名称並びに発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
(2)　特定行為の種類
(3)　特定行為に使用される別表第５に規定する機械の名称、型式及び仕様
(4)　特定行為の開始及び終了の時刻
(5)　下請負人が特定行為を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
(6)　届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所並びに下請負人が特定行為を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
（雑排水簡易浄化槽）
第12条　条例第21条の規則で定める設備は、次の各号に掲げる排水の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備とする。
(1)　生活排水　３槽以上の構造を有する有効容量200リットル以上の沈殿ろ過槽又は同等以上の処理能力を有する設備
(2)　事業排水　３槽以上の構造を有する沈殿ろ過槽若しくは油分離槽又はこれらと同等以上の処理能力を有する設備
２　条例第21条ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
(1)　条例第６条第１項に規定する汚水又は廃液に係る規制基準の適用を受ける場合
(2)　水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）又は公害の防止に関する条例に規定する排出水に係る規制基準の適用を受ける場合
(3)　浄化槽法（昭和58年法律第43号）第２条第１号に規定する浄化槽を設置しようとする場合
(4)　災害その他非常の事態の発生等によりやむを得ず行う必要がある場合
(5)　その他市長が認める場合
（拡声機の使用の特例）
第13条　条例第25条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
(1)　別表第11に規定する方法により使用する場合。ただし、次に掲げる施設の周辺を除く。
ア　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（以下「学校」という。）
イ　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第７条に規定する保育所（以下「保育所」という。）
ウ　医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第１項に規定する病院（以下「病院」という。）及び同条第２項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの（以下「収容施設を有する診療所」という。）
エ　図書館法（昭和25年法律第118号）第２条第１項に規定する図書館（以下「図書館」という。）
オ　老人福祉法（昭和38年法律第133号）第５条の３に規定する特別養護老人ホーム（以下「特別養護老人ホーム」という。）
カ　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）
(2)　法令により認められた目的のために使用する場合
(3)　広報その他の公共の目的のために使用する場合
(4)　官公署、学校、工場等において時報又は業務連絡のために使用する場合
(5)　祭礼、盆踊り、運動会その他の社会生活において相当と認められる一時的行事のために使用する場合
(6)　その他市長が認める場合
（平27規則23・一部改正）
（身分証明書）
第14条　条例第27条第２項の職員の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第９号）によるものとする。
（書類の提出）

第15条　条例及びこの規則の規定に基づき市長に提出する書類は、正副２部とする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成22年４月１日から施行する。

（上田市公害防止条例施行規則等の廃止）

２　次に掲げる規則は、廃止する。

(1)　上田市公害防止条例施行規則（昭和47年規則第12号）

(2)　丸子町公害防止条例施行規則（昭和48年丸子町規則第１号）

(3)　丸子町公害防止監視員規則（昭和48年丸子町規則第９号）

(4)　武石村公害防止条例施行規則（昭和46年武石村規則第８号）

（丸子町雑排水等の処理に関する条例施行規則の一部改正）

３　丸子町雑排水等の処理に関する条例施行規則（昭和52年丸子町規則第７号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（真田町環境保全に関する条例施行規則の一部改正）

４　真田町環境保全に関する条例施行規則（昭和47年真田町規則第９号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（経過措置）

５　この規則の施行前に、附則第２項の規定による廃止前の上田市公害防止条例施行規則、丸子町公害防止条例施行規則若しくは武石村公害防止条例施行規則、附則第３項の規定による改正前の丸子町雑排水等の処理に関する条例施行規則又は前項の規定による改正前の真田町環境保全に関する条例施行規則の規定に基づきなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成27年９月１日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第１（第２条関係）

汚水又は廃液に係る特定施設

番号	用途	名称	規模
1	動物の飼養の用に供するもの	(1)　豚の飼養施設	飼養能力50頭（繁殖豚にあっては5頭）以上のもの（2箇月齢未満のものを除く。）
		(2)　牛の飼養施設	飼養能力5頭以上のもの
		(3)　馬の飼養施設	飼養能力5頭以上のもの
		(4)　鶏の飼養施設	飼養能力300羽以上のもの（30日未満のひなを除く。）
2	自動車用燃料小売業、鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業及び自動車整備業の用に供するもの	(1)　洗浄施設 (2)　油水分離施設	1月の通常の排水量が200立方メートル以上の事業場におけるものに限る。
3	食品残物処理の用に供するもの	食品残物処理装置（ディスポーザー）	すべてのもの

備考

１　この表は、当該特定施設に係る汚水又は廃液を公共用水域に排出する場合に限り適用する。

２　この表は、水質汚濁防止法又は公害の防止に関する条例に規定する特定施設は除く。

３　この表は、当該特定施設から排出される水を処理できるものとして浄化槽法第４条第２項の規定による構造基準に適合した浄化槽を使用する場合を除く。

別表第２（第２条関係）

騒音に係る特定施設

番号	用途	名称	規模
1	金属加工施設	(1)　圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5キロワ

			ット未満のもの
		(2)　ベンディングマシン	ロール式のものであって原動機の定格出力が3.75キロワット未満のもの
		(3)　機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン未満のもの
		(4)　せん断機	原動機の定格出力が3.75キロワット未満のもの
		(5)　研摩機	工具用研摩機を除くすべてのもの
2	空気の圧縮及び送風施設	(1)　空気圧縮機 (2)　送風機	原動機の定格出力が1キロワット以上7.5キロワット未満のもの
3	土石用又は鉱物用の破砕、摩砕、ふるい、分級及び切断の施設	(1)　破砕機 (2)　摩砕機 (3)　ふるい (4)　分級機	原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの
		(5)　石材引割機	すべてのもの
4	繊維加工施設	(1)　紡績機械	すべてのもの
		(2)　編組機 (3)　撚糸機	原動機を使用するもの
5	木材加工施設	(1)　帯のこ盤 (2)　丸のこ盤	製材用のものにあっては原動機の定格出力が15キロワット未満のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が1キロワット以上2.25キロワット未満のもの
		(3)　たてのこ盤	製材用のものにあっては原動機を使用するもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が1キロワット以上のもの
		(4)　かんな盤	原動機の定格出力が1キロワット以上2.25キロワット未満のもの
6	穀物用製粉施設	製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの
7	電線加工施設	(1)　編組機 (2)　絹巻線機	すべてのもの
8	その他の施設	(1)　重油バーナー	重油使用量が毎時15リットル以上のもの
		(2)　電気炉及びキューポラ	すべてのもの
		(3)　遠心分離機	原動機を使用するもの
		(4)　集じん装置	固定式のすべてのもの
		(5)　冷凍機	原動機の定格出力が2.25キロワット以上のもの（冷房に用いるものを除く。）

備考　この表は、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第３条第１項の規定により指定された地域のみに適用する。

別表第３（第２条関係）

悪臭に係る特定施設

番号	用途	名称	規模
1	動物の飼養の用に供するもの	(1)　豚の飼養施設	飼養能力50頭（繁殖豚にあっては5頭）以上のもの（2箇月齢未満のものを除く。）
		(2)　牛の飼養施設	飼養能力5頭以上のもの
		(3)　馬の飼養施設	飼養能力5頭以上のもの
		(4)　鶏の飼養施設	飼養能力300羽以上のもの（30日未満のひなを除く。）

別表第４（第２条関係）

粉じんに係る特定施設

番号	用途	名称	規模
1	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石のたい積の用に供するもの	たい積場	面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
2	破砕若しくは摩砕施設（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	破砕機及び摩砕機	原動機の定格出力が75キロワット未満のもの
3	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）の用に供するもの	ふるい	原動機の定格出力が15キロワット未満のもの

別表第５（第３条関係）

建設工事等として行われる特定行為

番号	行為内容
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	コンクリートカッターを使用する作業
7	鉄球を使用する解体作業
8	害鳥威嚇用爆音機を使用する作業

備考

1　この表は、騒音規制法第３条第１項の規定により指定された区域内で行われる同法第２条第３項に規定する特定建設作業を除く。

2　この表は、特定行為がその行為を開始した日に終わるものを除く。

別表第６（第４条関係）

汚水又は廃液に係る規制基準

番号	項目 区分	水温	外観	臭気	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）		ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油含有量）（単位1リットルにつきミリグラム）	その他の基準及び説明
						日間平均	最大		
1	動物の飼養の用に供するもの	排出先の公共用水域の水質に著しく変化を与えないと認められる程度	同左	同左	5.8以上8.6以下	150	200		

2	自動車用燃料小売業、鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業及び自動車整備業の用に供するもの				5.8以上 8.6以下			5	次の各号に該当すること。 (1)　車両洗浄排水及びその他の含油排水は、すべて不浸透性材料で作られた処理槽に入れたのち排出しなければならない。 (2)　処理槽とは、沈澱槽及び油分離槽をいい、当該排出水を排出基準以下に処理しうる施設であること。 (3)　沈澱槽及び油分離槽は、汚泥がたい積しないよう適切に除去しなければならない。
3	食品残物処理の用に供するもの	食品残物処理装置（ディスポーザー）を使用してはならない。							

備考

1　採水地点は工場等の排出口（排出水を排出する場所をいう。）とする。

2　「日間平均」による許容限度は、１日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

3　測定方法は次のとおりとする。

項目	測定方法
水温	日本工業規格K0102（以下この表において「規格」という。）7.2に定める方法
外観	規格8に定める方法
臭気	規格10.1に定める方法
水素イオン濃度	規格12.1に定める方法
生物化学的酸素要求量	規格21に定める方法
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づき、ノルマルヘキサン抽出物質含有量に係る検定方法として環境大臣が定める方法

別表第７（第４条関係）

（平27規則23・一部改正）

騒音に係る規制基準

1　特定施設の規制基準

区分	左記の区分に対応する規制基準（単位デシベル）		
	昼間 （午前8時から午後6時まで）	朝・夕 （午前6時から午前8時まで、午後6時から午後9時まで）	夜間 （午後9時から翌日の午前6時まで）
第1種区域	50	45	45
第2種区域	60	50	50
第3種区域	65	65	55
第4種区域	70	70	65

備考

1　デシベルとは、計量法（平成４年法律第51号）別表第２に定める音圧レベルの計量単位をいう。
2　騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
3　騒音の測定は、音源の存する敷地の境界線又はこれに相当する場所とする。
4　騒音の測定方法は、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
(1)　騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
(2)　騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
(3)　騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
(4)　騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
5　第１種区域、第２種区域、第３種区域及び第４種区域とは、騒音規制法第３条第１項の規定により指定された地域について、同法第４条第１項の規定により定められた区域をいう。
6　第２種区域、第３種区域又は第４種区域の区域内に所在する次の各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準値は、この表に掲げるそれぞれの基準値から５デシベルを減じた値とする。
(1)　学校
(2)　保育所
(3)　病院及び収容施設を有する診療所
(4)　図書館
(5)　特別養護老人ホーム
(6)　幼保連携型認定こども園
2　特定行為の規制基準
(1)　特定行為の騒音が、特定行為の場所の敷地の境界線において、別表第５の１から７までに掲げる特定行為（以下「特定建設作業」という。）にあっては85デシベルを超える大きさのものでないこと。同表の８に掲げる特定行為にあっては次の表に掲げるとおりとする。

日の出から日没まで	日没から日の出まで
住家からおおむね100メートル以内は使用してはならない。	使用してはならない。

(2)　特定建設作業の騒音が、付表の１に掲げる区域にあっては午後７時から翌日の午前７時までの時間内、付表の２に掲げる区域にあっては午後10時から翌日の午前６時までの時間内において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特にこの号本文に掲げる時間（以下「夜間」という。）において当該特定建設作業を行う必要がある場合、道路法（昭和27年法律第180号）第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合並びに道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第３項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第１項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。
(3)　特定建設作業の騒音が、当該特定建設作業の場所において、付表の１に掲げる区域にあっては１日10時間、付表の２に掲げる区域にあっては１日14時間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、当該特定建設作業がその作業を開始した日に終わる場合、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。
(4)　特定建設作業の騒音が、特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場所において連続して６日を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこ

と。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。

(5) 特定建設作業の騒音が日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、電気事業法施行規則（平成７年通商産業省令第77号）第１条第２項第１号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合並びに道路交通法第77条第３項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件を付された場合及び同法第80条第１項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。

備考

1 デシベルとは、計量法別表第２に定める音圧レベルの計量単位をいう。

2 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。

3 騒音の測定方法は、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

(1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

(2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

(3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

(4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

付表

1 第1種区域及び第2種区域並びに第3種区域、第4種区域及びその他の区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲80メートルの区域内 (1) 学校 (2) 保育所 (3) 病院及び収容施設を有する診療所 (4) 図書館 (5) 特別養護老人ホーム (6) 幼保連携型認定こども園
2 1の区域以外の区域

備考 第１種区域、第２種区域、第３種区域及び第４種区域とは騒音規制法第３条第１項の規定により指定された地域について同法第４条第１項の規定により定められた区域を、その他の区域とは同法第３条第１項の規定により指定された地域以外の地域をいう。

別表第８（第４条関係）

悪臭に係る規制基準

番号	区分	規制基準
1	動物の飼養の用に供するもの	次の各号に該当すること。 (1) 床は、不浸透性材料で作られ、適当な勾配と排水溝が設けられていること。 (2) 前項の規定にかかわらず、鶏の家禽舎の床は、砂浴場の部分を除き、清掃に支障をきたさない材料で作られ、かつ、

		採ふんに便利な構造であること。 (3)　汚物処理設備として、汚物の保管設備及び汚水の浄化装置又は貯留槽が設けられていること。ただし、汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には、汚水の浄化装置及び貯留槽は要しない。 (4)　汚物の保管設備及び汚水の貯留槽は、不浸透性材料で作られ、密閉することができる覆いが設けられていること。 (5)　運動場を設ける場合は、周囲を不浸透性材料で囲むこと。 (6)　防臭剤及び防虫剤を適宜散布し、悪臭及び衛生害虫の発生を防止すること。 (7)　ふん尿は、適宜取り去り、なるべく踏ませないこと。

備考　この表に掲げる規制基準は、周囲の環境等に照らし、市長が著しく不快を与えないと認めたときは適用を除外することができる。

別表第９（第４条関係）

粉じんに係る規制基準

番号	区分	規制基準
1	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石のたい積の用に供する施設	粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石をたい積する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。 (1)　粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2)　散水設備によって散水が行われていること。 (3)　防じんカバーでおおわれていること。 (4)　薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 (5)　前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
2	破砕若しくは摩砕施設（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	次の各号のいずれかに該当すること。 (1)　粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2)　フード及び集じん機が設置されていること。 (3)　散水設備によって散水が行われていること。 (4)　防じんカバーでおおわれていること。 (5)　前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）の用に供する施設	

別表第10（第４条関係）

水質に係る環境基準

項目 区分	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	浮遊物質量	溶存酸素量	大腸菌群数
第1種水域	6.5以上8.5以下	1mg／l以下	25mg／l以下	7.5mg／l以上	50MPN／100ml以下
第2種水域	6.5以上8.5以下	2mg／l以下	25mg／l以下	7.5mg／l以上	1,000MPN／100ml以下
第3種水域	6.5以上8.5以下	3mg／l以下	25mg／l以下	5mg／l以上	5,000MPN／100ml以下
測定方法	規格12.1に定める方法	規格21に定める方法	付表8に定める方法	規格32に定める方法	最確数による定量法

備考

1　この表に掲げる水質の測定方法のうち、規格とは日本工業規格K0102による。

２　この表に掲げる水質の測定方法のうち、付表８とは水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）付表８に掲げる方法による。
３　この表に掲げる水質の測定方法のうち、最確数による定量法とは水質汚濁に係る環境基準について別表２の１の(1)のアの備考の４に掲げる方法による。
４　水質の測定方法は、測定方法の欄に掲げる方法又は当該方法と同程度の計測結果の得られる方法とする。
５　上記１から４までにおいて、測定点の位置の選定、試料の採取、操作等については、水域の利水目的との関連を考慮しつつ、最も適当と考えられる方法によるものとする。
６　測定の実施は、河川が通常の状態の下にある場合に、それぞれ適宜行うこととする。
７　第１種水域、第２種水域及び第３種水域は、次に掲げるとおりとする。

第1種水域	市民の定住的生活、農耕、家畜の飼育などの影響が及んでいない河川
第2種水域	矢出沢川、傍陽川、内村川、武石川
第3種水域	第1種水域及び第2種水域以外の河川

備考
１　河川の名称は、河川法（昭和39年法律第167号）に規定する名称による。
２　この表は、環境基本法（平成５年法律第91号）第16条第２項の規定に基づき指定された水域を除く。

別表第11（第13条関係）

拡声機の使用基準

１　拡声機の１回の使用時間は、10分以内とし、１回につき10分以上休止すること。ただし、自動車による等移動して拡声機を使用する場合にあっては、同一場所において使用する場合に限る。
２　２以上の拡声機（携帯して使用する拡声機を除く。）を使用する場合は、拡声機の間隔は50メートル以上とすること。
３　商業宣伝を目的として午後７時から翌日午前10時までの間は拡声機を使用しないこと。
４　商業宣伝を目的として地上７メートル以上の位置で拡声機を使用しないこと。
５　風俗営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業をいう。）を営む施設及び興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第１条に規定する興行場をいう。）においては、直接屋外に向けて拡声機を使用しないこと。
６　拡声機から発生する音量は、次の表の範囲内とする。

区域の区分	音量
第1種区域、第2種区域	55デシベル
第3種区域	65デシベル
第4種区域	70デシベル
その他の区域	60デシベル

備考
１　デシベルとは、計量法別表第２に定める音圧レベルの計量単位をいう。
２　騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
３　音量の測定点は、敷地の境界線（移動して拡声機を使用する場合にあっては、道路端）とする。
４　騒音の測定方法は、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
(1)　騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
(2)　騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
(3)　騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
(4)　騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
５　第１種区域、第２種区域、第３種区域及び第４種区域とは騒音規制法第３条第１項の規定により指定された地域について同法第４条第１項の規定により定められた区域を、その他の区域とは同法第３条第１項の規定により指定された地域以外の地域をいう。

様式第１号（第５条関係）

※	受理　　年　　月　　日
	整理番号

特定施設設置（使用）届出書

年　　月　　日

（届出先）上田市長

届出者　住所

氏名　　㊞

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

上田市公害防止条例第９条（第１０条）の規定により、特定施設の設置（使用）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
工場又は事業場の事業内容	
常時使用する従業員数	
担当の氏名及び電話番号	電話番号
備考	

特定施設の種類	数量	構造	使用の方法	汚水等の処理又は防止の方法
		別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり

備考

１　※印の欄には、記載しないこと。

２　特定施設の種類の欄には、上田市公害防止条例施行規則で定める別表番号、項番号及び⑴、⑵、⑶等の細分があるときはその番号並びに名称を記載すること。

３　構造、使用の方法及び汚水等の処理又は防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、汚水等の区分により次の書類によること。

⑴　汚水又は廃液　付表１

⑵　騒音　付表２

⑶　悪臭　付表３

⑷　粉じん　付表４－１又は４－２

添付書類

１　工場又は事業場及びその付近の見取図

２　工場又は事業場の建物、特定施設、汚水等の処理施設等の配置図

（付表１）

汚水又は廃液に係る施設の概要

番号									
特定施設の種類									
数量									
施設の設置	設置年月日		年　月　日				年　月　日		
	着手予定年月日		年　月　日				年　月　日		
	完成予定年月日		年　月　日				年　月　日		
	使用開始予定年月日		年　月　日				年　月　日		
構造	型式								
	能力・規模								
使用の方法	状況	1日の使用時間	午前 午後　時まで 午前 午後　時まで				午前 午後　時まで 午前 午後　時まで		
		季節変動							
	動物の飼養の用に供する施設における汚水汚物の処分方法（該当するものを○で囲む）		1 汚水処理施設 2 肥料 3 その他（　　）				1 汚水処理施設 2 肥料 3 その他（　　）		
	特定施設の排水量		通常　m³/日　最大　m³/日				通常　m³/日　最大　m³/日		
処理の方法	処理施設の種類・名称及び型式								
			処理前		処理後		処理前		処理後
			通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水量（m³/日）									
	水質	水素イオン濃度								
		生物化学的酸素要求量(mg/l)								
		ノルマルヘキサン抽出物質量(mg/l)								
		その他								
	放流先								
	残さ	種類							
		1か月の生成量（種類別）							
		処理方法（種類別）							
備考									

備考

1　工場又は事業場の建物、特定施設、汚水等の処理施設等の配置図に、汚水等に係る用水及び排水の系統を記載すること。この場合において、用水の給水経路を青で、排水の排出経路を赤で記入すること。

2　設置届出の場合には着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には、設置年月日、着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

3　水質の欄は、工場又は事業場から排出される汚水等中の主たる汚濁物質の濃度等を記載すること。

（付表２）

騒音に係る施設の概要

番号			
特定施設の種類			
数量			
施設の設置	設置年月日	年　月　日	年　月　日
	着手予定年月日	年　月　日	年　月　日
	完成予定年月日	年　月　日	年　月　日
	使用開始予定年月日	年　月　日	年　月　日
構造	型式		
	公称能力		
使用の方法	使用開始時刻（　時　・　分　）		
	使用終了時刻（　時　・　分　）		
騒音の防止の方法		別紙のとおり	
備考			

備考

1　設置届出の場合には着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には、設置年月日、着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

2　騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音装置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。

（付表 3）

悪臭に係る施設の概要

番号			
特定施設の種類			
数量			
施設の設置	設置年月日	年　月　日	年　月　日
	着手予定年月日	年　月　日	年　月　日
	完成予定年月日	年　月　日	年　月　日
	使用開始予定年月日	年　月　日	年　月　日
構造及び使用の方法	規模（面積）		
	建物の構造		
	収容数量		
	季節変動		
	原料の種類及び使用量（貯蔵種類及び貯蔵量）		
	製品名及び製造量		
処理の方法	集気の方法		
	処理施設の形式		
	悪臭の発生又は排出が著しいときの措置方法		
	施設から発生する廃棄物の種類及び処理の方法		
備考			

備考

1　設置届出の場合には着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には、設置年月日、着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

2　悪臭の発生又は排出が著しいときの措置方法の欄は、悪臭防止に関して速やかに講じられる措置の概要を具体的に記載する。

（付表４－１）

粉じんに係る施設（たい積場）の概要

番号				
特定施設の種類				
数量				
施設の設置	設置年月日		年　月　日	年　月　日
	着手予定年月日		年　月　日	年　月　日
	完成予定年月日		年　月　日	年　月　日
	使用開始予定年月日		年　月　日	年　月　日
構造及び使用の方法	名称及び型式			
	面積(㎡)			
	たい積能力(ｔ)			
	たい積物の種類、性状及び通常の年間延べたい積量(ｔ/年)			
	たい積場がその中に設置されている建築物の概要			
防止の方法	散水	装置の種類・型式・基数		
		装置の能力(㎥/ｈ)		
		散水の方法		
	防じんカバーの設置状況			
	薬液散布	薬液の種類・名称		
		装置の種類・型式・基数		
		装置の能力(㎥/ｈ)		
		薬液散布の方法		
	締固め	装置の種類・型式		
		締固め方法		
	その他			

備考

1　設置届出の場合には着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には、設置年月日、着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

2　たい積物の種類、性状及び通常の年間延べたい積量の欄には比重、粒度、水分値等の概算及び通常の年間延べたい積量について記載すること。

3　散水の方法、薬液散布の方法、締固め方法及びその他の欄には、実施の量（例えば散水の場合は水量㎥／ｔ）、実施頻度等記載すること。

4　その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置に係る装置について記載すること。

5　粉じん発生施設及び粉じんの飛散防止のための装置とその主要寸法を記入した概要図並びに粉じんの発生及び粉じんの処理に係る操業の系統の概要を説明する書類を添付すること。

（付表４－２）

粉じんに係る施設（破砕機、磨砕機、ふるい）の概要

番号			
特定施設の種類			
数量			
施設の設置	設置年月日	年　月　日	年　月　日
	着手予定年月日	年　月　日	年　月　日
	完成予定年月日	年　月　日	年　月　日
	使用開始予定年月日	年　月　日	年　月　日
構造及び使用の方法	名称及び型式		
	原動機の定格出力(kW)		
	処理能力(ｔ/ｈ)		
	処理対象物の種類及び通常の月間処理量(ｔ/月)		
	破砕機、磨砕機又はふるいがその中に設置されている建築物の概要		
防止の方法	集じん機　集じん機の種類・型式		
	集じん機　集じん機の効率(%)		
	集じん機　送風機の原動機出力(kW)		
	散水装置　装置の種類・型式		
	散水装置　装置の能力(㎥/h)		
	散水装置　処理量当たり散水量(ｌ/ｔ)		
	防じんカバーの設置状況		
	その他		

備考

1　設置届出の場合には着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には、設置年月日、着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

2　その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置に係る装置について記載すること。

3　粉じん発生施設及び粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造と、その主要寸法を記入した概要図並びに粉じんの発生及び粉じんの処理に係る操業の系統の概要を説明する書類を添付すること。

様式第２号（第６条関係）

※	受理　　年　　月　　日
	整理番号

特定施設変更届出書

年　　月　　日

（届出先）上田市長

届出者　住所

氏名　　㊞

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

上田市公害防止条例第１１条の規定により、特定施設の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
工場又は事業場の事業内容	
常時使用する従業員数	
担当の氏名及び電話番号	電話番号
備考	

特定施設の種類	数量		構造	使用の方法	汚水等の処理又は防止の方法
	変更前	変更後			
			別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり

備考

１　※印の欄には、記載しないこと。

２　特定施設の種類の欄には、上田市公害防止条例施行規則で定める別表番号、項番号及び⑴、⑵、⑶等の細分があるときはその番号並びに名称を記載すること。

３　構造、使用の方法及び汚水等の処理又は防止の方法の欄の記載については、様式第１号に準ずること。また、付表中における番号欄へ「変更の前･後」を加え、変更前及び変更後の内容を対照させること。

添付書類

１　工場又は事業場及びその付近の見取図

２　工場又は事業場の建物、特定施設、汚水等の処理施設等の配置図

様式第３号（第７条関係）

受理書

年　　月　　日

様

上田市長　　印

年　　月　　日次の届出書を受理しました。

届出の根拠	上田市公害防止条例第９条（第１０条、第１１条）
届出の内容	特定施設の設置（特定施設の使用、特定施設の構造等の変更）
工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
届出に係る特定施設の種類	

様式第４号（第８条関係）

※	受理　　年　　月　　日
	整理番号

氏名等変更届出書

年　　月　　日

（届出先）上田市長

届出者　住所

氏名　　㊞

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

氏名（名称、住所、所在地）に変更があったので、上田市公害防止条例第１４条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	
	変更後	
変更年月日		
変更の理由		

備考　※印の欄には、記載しないこと。

様式第５号（第８条関係）

※	受理　　年　　月　　日
	整理番号

特定施設使用廃止届出書

年　　月　　日

（届出先）上田市長

届出者　住所

氏名　　㊞

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

特定施設のすべての使用を廃止したので、上田市公害防止条例第１４条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
特定施設の種類	
使用廃止の年月日	
使用廃止の理由	

備考　※印の欄には、記載しないこと。

様式第６号（第９条関係）

※	受理　　年　　月　　日
	整理番号

特定施設承継届出書

年　　月　　日

（届出先）上田市長

届出者　住所

氏名　　㊞

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、上田市公害防止条例第１５条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		
工場又は事業場の所在地		
特定施設の種類		
承継の年月日		
被承継者	氏名又は名称	
	住所	
承継の原因		

備考　※印の欄には、記載しないこと。

様式第７号（第１０条関係）

※	受理　　年　　月　　日
	整理番号

公害防止措置完了届出書

年　　月　　日

（届出先）上田市長

届出者　住所

氏名　　㊞

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

年　　月　　日付け　　第　　号による命令に基づく措置が完了したので、上田市公害防止条例第１７条第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
命令に係る特定施設の種類	
措置の内容	
措置完了年月日	

備考　※印の欄には、記載しないこと。

様式第８号（第１１条関係）

特定建設作業実施届出書

年　　月　　日

（届出先）上田市長

届出者　住所

氏名　　㊞

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

特定行為を実施するので、上田市公害防止条例第１８条の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事等の名称				
建設工事等の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定行為の種類				
特定行為に使用される上田市公害防止条例施行規則別表第５に規定する機械の名称、型式及び仕様				
特定行為の場所				
特定行為の実施の期間	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日			日間
特定行為の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自　　時	至　　時		時間
騒音の防止の方法				
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話番号			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			
下請負人が特定行為を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話番号			
下請負人が特定行為を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			
※受理年月日				
※審査結果				

備考

1　この届出書は、上田市公害防止条例施行規則別表第５に掲げる特定行為の種類ごとに提出すること。

2　特定行為の種類の欄には、上田市公害防止条例施行規則別表第５に掲げる作業の種類を記載すること。

3　特定行為の実施の期間の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業しない日を明示すること。

4　特定行為の開始及び終了の時刻の欄の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。

5　※印の欄には、記載しないこと。

添付書類

1　特定行為の場所の付近の見取図

2　特定行為を伴う建設工事等の工程の概要を示した工程表で特定行為の工程を明示したもの

様式第 9 号(第 14 条関係)

(表)

第　　号

上田市公害防止条例第 27 条第 2 項の規定による身分証明書

所属

職名

氏名

年　　月　　日交付

上田市長　　印

(裏)

上田市公害防止条例抜粋

第 27 条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、公害を発生させ、若しくは発生させるおそれのある者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に工場、事業場、建設工事の場所等に立ち入らせ、必要な設備、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、これを提示しなければならない。

第 34 条　次の各号のいずれかに該当する者は、3 万円以下の罰金に処する。

(3)　第 27 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

上田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成19年12月20日
条例第39号
改正　平成24年12月25日条例第34号

目次

第１章　総則（第１条―第５条）
第２章　廃棄物の減量及び再利用の推進（第６条―第13条）
第３章　廃棄物の適正な処理（第14条―第22条）
第４章　上田市廃棄物処理審議会（第23条―第28条）
第５章　一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格（第29条）
第６章　補則（第30条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　廃棄物　法第２条第１項に規定する物をいう。
(2)　一般廃棄物　法第２条第２項に規定する廃棄物をいう。
(3)　特別管理一般廃棄物　法第２条第３項に規定する廃棄物をいう。
(4)　家庭系廃棄物　一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
(5)　事業系廃棄物　事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
(6)　事業系一般廃棄物　事業系廃棄物のうち一般廃棄物をいう。
(7)　資源物　専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のうち紙類、布類、空きびん、空き缶その他市長が指定するものをいう。
(8)　浄化槽　浄化槽法第２条第１号に規定する浄化槽をいう。
(9)　事業者　事務所、事業所、官公署、学校、病院その他これらに準ずる施設で事業を行う者をいう。

（市の責務）

第３条　市長は、一般廃棄物の減量に関し市民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

（市民の責務）

第４条　市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、その事業系廃棄物を単独に又は他の事業者と共同して、自らの責任において適正に処理しなければならない。

２　事業者は、その事業系廃棄物の発生の抑制、再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにし、回収等に努めなければならない。

３　事業者は、前２項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

第２章　廃棄物の減量及び再利用の推進

（分別収集による資源物回収の徹底等）

第６条　市長は、再利用に配慮した分別収集により資源物回収の徹底を図るとともに、市の処理施設

内の廃棄物のうち有用なものを再利用し、廃棄物の減量に努めなければならない。

（資源物回収業者等への協力要請等）

第７条　市長は、再利用を促進するため、資源物回収又は廃棄物の再生を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、当該事業者の育成に努めなければならない。

（地域の団体等による自主的な活動への参加等）

第８条　市民は、再利用が可能な物の分別を行うとともに、地域の団体等による再利用を促進するための自主的な活動に参加し、又は協力することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

（長期間使用可能な製品、容器等の開発等）

第９条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間の使用が可能な製品、容器等の開発を行うこと並びに製品、容器等の修理及び回収の体制を確保することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

（再利用の容易性の自己評価等）

第10条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用が容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用の促進に努めなければならない。

（再生資源等の利用）

第11条　事業者は、その事業を行うに際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第48号）第２条第４項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。

（再利用可能な物の分別の徹底等）

第12条　事業者は、再利用が可能な物の分別の徹底、複数の事業者の協力による資源物回収その他の再利用を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（包装、容器等の適正化）

第13条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る適正な基準を設定すること等により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

２　事業者は、商品の販売等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を市民が選択できるよう努めなければならない。

３　市長は、包装、容器等の適正化を推進するため、事業者及び市民の意識の啓発を図り、事業者に対して必要な協力を求めること等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第３章　廃棄物の適正な処理

（一般廃棄物処理計画）

第14条　市長は、一般廃棄物の処理について、法第６条の規定により、一般廃棄物処理計画を定めるものとする。

（清潔の保持）

第15条　何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所において、自ら生じさせた廃棄物を持ち帰り、又は指定の場所に収容し、その清潔の保持に努めなければならない。

（占有者の協力義務）

第16条　土地又は建物の占有者（占有者がない場合は、管理者とする。以下「占有者」という。）は、その土地又は建物を清潔に保つよう努めるとともに、みだりに廃棄物が捨てられないように適正な管理に努めなければならない。

２　占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で処分できる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するよう努めるとともに、自ら処分できない一般廃棄物については、第14条の規定により定められた一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

３　占有者は、自ら処分できない一般廃棄物を、別に定める区分に従い燃やせるごみ、プラマーク（特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令（平成13年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第２号）様式３及び様式４に規定する表示又は刻印をいう。以下同じ。）付きプラスチックごみ、燃やせないごみ及び資源物に分け、定められた日時に次の各号に掲げる場所に、それぞれ搬入しなければならない。

(1)　燃やせるごみ、プラマーク付きプラスチックごみ及び燃やせないごみについては、市長が承認した場所（以下「ごみ集積所」という。）に搬入すること。

(2)　資源物については、市長が承認した資源物回収所に搬入すること。

４　前項の場合において、次に掲げる一般廃棄物については、規則で定めるところにより、それぞれ

市長が指定する袋（以下「指定袋」という。）に収納しなければならない。ただし、指定袋は、一時にごみ集積所に２袋を超えて搬入してはならない。

(1)　家庭系廃棄物のうち燃やせるごみ、プラマーク付きプラスチックごみ及び燃やせないごみ

(2)　市長が認めた事業者が排出する事業系一般廃棄物のうち燃やせるごみ

５　占有者は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、有毒性、危険性、引火性、著しい悪臭を放つものその他市の行う処理に支障を及ぼすおそれのあるもの、特別管理一般廃棄物に指定されているもの又は事業系一般廃棄物（前項第２号に掲げるものを除く。）を排出してはならない。

６　占有者は、前項の一般廃棄物を処分しようとするときは、その旨を市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

（多量の一般廃棄物）

第17条　占有者は、その土地又は建物から臨時に又は新たに多量の一般廃棄物を生じた場合において、自ら処理できないときは、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬方法その他必要な事項について、市長の指示に従うものとする。

２　市長は、その区域内において多量の事業系一般廃棄物を生ずる占有者に対し、当該事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成その他必要な事項を指示するものとする。

（犬、ねこ等の死体の処分）

第18条　占有者は、その土地又は建物から犬、ねこ等の死体が生じた場合において、自ら処分できないときは、その死体を市長の指定する場所へ運搬しなければならない。ただし、市長が運搬に困難な事情があると認めるときは、この限りではない。

（一般廃棄物の自己処理基準）

第19条　占有者は、一般廃棄物を自ら収集し、運搬し、又は処分（再生を含む。）するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第３条又は第４条の２に定める基準に準じて処理しなければならない。

（浄化槽等の維持管理）

第20条　浄化槽管理者は、浄化槽の機能が常に良好な状態で保持されるよう浄化槽法第10条及び第11条の規定によりその維持管理に努めなければならない。

２　浄化槽管理者は、自ら適正な維持管理ができないときは、浄化槽法第２条第９号及び浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（昭和60年長野県条例第29号）第２条第２項に規定する浄化槽清掃業者又は浄化槽保守点検業者に委託して、これを行わなければならない。

３　雑排水簡易浄化槽管理者は、前２項の規定に準じて、雑排水簡易浄化槽の維持管理に努めなければならない。

（一般廃棄物処理手数料）

第21条　市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分について、占有者から別表第１に規定する手数料を徴収する。

２　市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、前項に規定する手数料を減免することができる。

（許可申請手数料等）

第22条　法第７条第１項及び第６項並びに浄化槽法第35条第１項の規定により許可を受けようとする者又は当該許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとする者は、別表第２に掲げる手数料を納入しなければならない。

２　既納の申請手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第４章　上田市廃棄物処理審議会

（設置）

第23条　地方自治法第138条の４第３項及び法第５条の７の規定により、上田市廃棄物処理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（任務）

第24条　審議会は、廃棄物の処理に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議をするものとする。

（組織）

第25条　審議会は、委員15人以内をもって組織する。

２　委員は、学識経験のある者及び関係者のうちから市長が委嘱する。

３　委員は、諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）
第26条　審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。
２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議）
第27条　会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
４　会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
（部会）
第28条　審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

第５章　一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格

（平24条例34・追加）

第29条　法第21条第３項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。
(1)　技術士法（昭和58年法律第25号）第２条第１項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第２次試験に合格した者に限る。）
(2)　技術士法第２条第１項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、１年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
(3)　２年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
(4)　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、２年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(5)　学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、３年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(6)　学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、４年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(7)　学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、５年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(8)　学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、６年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(9)　学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、７年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(10)　10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(11)　前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

（平24条例34・追加）

第６章　補則

（平24条例34・旧第５章繰下）

第30条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（平24条例34・旧第29条繰下）

附　則　抄

（施行期日）
１　この条例は、平成20年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（準備行為）
２　第21条に規定する一般廃棄物処理手数料の徴収及びこれに関し必要なその他の行為は、施行日前においても行うことができる。
（上田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の廃止）

３　次に掲げる条例（以下「廃止条例」という。）は、廃止する。
(1)　上田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成６年上田市条例第12号）
(2)　丸子町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成12年丸子町条例第31号）
(3)　真田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成７年真田町条例第７号）
(4)　武石村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和49年武石村条例第25号）
(5)　上田市廃棄物処理審議会条例（平成18年条例第141号）

（廃止条例の経過措置）

４　施行日の前日までに、廃止条例の規定に基づきなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

５　附則第３項の規定により廃止する武石村廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条の２の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（上田市手数料条例の一部改正）

６　上田市手数料条例（平成18年条例第63号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成24年12月25日条例第34号）

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

別表第１（第21条関係）

種別	取扱区分	金額
家庭系廃棄物のうち燃やせるごみ	収集し、運搬し、及び処分するとき。	市長が定める小袋1袋につき25円 市長が定める中袋1袋につき35円 市長が定める大袋1袋につき50円
家庭系廃棄物のうちプラマーク付きプラスチックごみ	収集し、運搬し、及び処分するとき。	市長が定める小袋1袋につき5円 市長が定める大袋1袋につき10円
家庭系廃棄物のうち燃やせないごみ	収集し、運搬し、及び処分するとき。	市長が定める小袋1袋につき25円 市長が定める大袋1袋につき50円
事業系一般廃棄物のうち燃やせるごみ	収集し、運搬し、及び処分するとき。	市長が定める大袋1袋につき100円

別表第２（第22条関係）

種別	金額
一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき　3,000円
一般廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき　3,000円
浄化槽清掃業許可申請手数料	1件につき　3,000円
一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料	1件につき　1,500円
一般廃棄物処分業許可証再交付申請手数料	1件につき　1,500円
浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料	1件につき　1,500円

上田市廃棄物の処理及び清掃に関する規則

平成19年12月20日
規則第30号
改正　平成20年10月１日規則第32号
平成23年３月28日規則第５号
平成24年６月29日規則第25号
注　平成23年３月から条文沿革を注記した。

（趣旨）

第１条　この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び上田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成19年条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（一般廃棄物処理計画）

第２条　条例第14条に定める一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的事項について定める基本計画と基本計画の実施のために毎年度定める実施計画に分けて策定するものとする。

（清潔の保持）

第３条　公共の場所で、びら、ちらし等を配布した者は、その付近に散乱した当該びら、ちらし等を速やかに清掃しなければならない。

２　所定の場所に集積された廃棄物及び資源物は、何人もこれを抜き取り、移動し、又は運搬してはならない。ただし、市長が指定した者については、この限りでない。

３　建設工事の施行者は、不法投棄を誘発し、又は都市美観を損なうことのないよう工事に伴う土砂、がれき、廃材等の適正処理に努めなければならない。

（占有者の協力義務）

第４条　法第５条第３項に規定する大掃除は、市長が定める計画に従い、年１回以上実施するものとする。

２　土地又は建物の占有者（占有者がない場合は、管理者とする。以下「占有者」という。）は、次に掲げる事項を遵守して清潔の保持に努めなければならない。

(1)　便所及びごみ容器等の周囲を常に清掃し、消毒、殺虫等を行うこと。

(2)　当該土地又は建物に面する歩道等の清掃を行うこと。

(3)　便槽、浄化槽及び雑排水簡易浄化槽内にその正常な機能を妨げるものを流入させないこと。

(4)　便槽、浄化槽及び雑排水簡易浄化槽内に雨水、地下水等が浸入しないように、その防止措置を施すこと。

(5)　し尿、浄化槽汚泥及び雑排水汚泥のくみ取り、清掃及び運搬作業に支障のないようにすること。

３　占有者は、条例第16条第２項の規定により、生活環境の悪化を及ぼさない範囲で生ごみたい肥化容器等により一般廃棄物をなるべく自ら処分するものとする。

４　占有者は、条例第16条第３項及び第４項の規定により、ごみ集積所へ搬入する一般廃棄物に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　燃やせるごみにあっては、水分を除去し、指定袋に収納すること。

(2)　プラマーク付きプラスチックごみ及び燃やせないごみにあっては、水分及び汚れを除去し、指定袋にそれぞれ収納すること。

(3)　前２号の場合において、指定袋に収納する際には、自治会名及び氏名を記入しなければならない。

５　占有者は、条例第16条第３項の規定により、資源物回収所へ搬入する資源物に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　資源物は、別に定める区分に従いそれぞれ分別し、異物が混入しないようにしなければならない。

(2)　紙類及び布類にあっては、汚れを除去し、雨水に当たらないようにしなければならない。

(3)　びん類、缶類及びペットボトルにあっては、水分及び汚れを除去しなければならない。

(4)　有害ごみ及び危険ごみについては、有害物質が飛散しないようにしなければならない。

６　市長は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に支障があると認めるとき又は生活環境の保全上適当でないと認めるときは、その改善を指示するものとする。

（平23規則５・一部改正）

（ごみ集積所及び資源物回収場所の承認）

第５条　条例第16条第３項の規定によるごみ集積所を新たに設置し、変更し、又は廃止しようとする者は、ごみ集積所及び資源物回収所（新設・変更・廃止）承認申請書（様式第１号）を提出して、市長の承認を受けなければならない。

（指定袋）

第６条　条例第16条第４項に規定する指定袋は、次のとおりとする。

(1)　家庭系廃棄物の燃やせるごみ指定袋（小）（様式第２号）
(2)　家庭系廃棄物の燃やせるごみ指定袋（中）（様式第３号）
(3)　家庭系廃棄物の燃やせるごみ指定袋（大）（様式第４号）
(4)　家庭系廃棄物のプラマーク付きプラスチックごみ指定袋（小）（様式第５号）
(5)　家庭系廃棄物のプラマーク付きプラスチックごみ指定袋（大）（様式第６号）
(6)　家庭系廃棄物の燃やせないごみ指定袋（小）（様式第７号）
(7)　家庭系廃棄物の燃やせないごみ指定袋（大）（様式第８号）
(8)　事業系一般廃棄物の燃やせるごみ指定袋（大）（様式第９号）

（指定袋の交付）

第７条　指定袋の交付は、市長又は市長が一般廃棄物処理手数料の収納を委託する収納委託人が行うものとする。

２　前項の収納委託人は、ごみ指定袋取扱所の標札（様式第10号）をその見やすいところに掲示しなければならない。

（多量の一般廃棄物）

第８条　条例第17条に規定する多量の一般廃棄物を生じた場合とは、常時各種指定袋１袋あたり10キログラム以上又は一時に40キログラム以上の一般廃棄物が生じた場合とする。

（一般廃棄物処理手数料の納入方法）

第９条　条例第21条第１項に規定する一般廃棄物処理手数料は、指定袋の交付時に納入しなければならない。

（領収書の交付）

第10条　法第７条第１項及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第１項の許可を受けた者が、し尿、浄化槽汚泥及び雑排水汚泥を収集したときは、それぞれ収集量及び料金の根拠を明示した領収書を交付しなければならない。

（一般廃棄物処理手数料の減免）

第11条　条例第21条第２項に規定する一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書を市長に提出しなければならない。

（許可の申請）

第12条　法第７条第１項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書（様式第11号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める者については、添付書類の一部を省略することができる。

(1)　個人にあっては、住民票の写し
(2)　法人にあっては、定款の写し及び登記事項証明書
(3)　納税証明書
(4)　事業計画書
(5)　運搬車の自動車検査証の写し
(6)　従業員名簿
(7)　取扱事業所名簿
(8)　その他市長が必要と認める書類

２　法第７条第６項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書（様式第12号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)　個人にあっては、住民票の写し
(2)　法人にあっては、定款の写し及び登記事項証明書
(3)　納税証明書
(4)　事業計画書
(5)　従業員名簿
(6)　取扱事業所名簿
(7)　その他市長が必要と認める書類

３　浄化槽法第35条第１項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業

許可申請書（様式第13号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
(1)　個人にあっては、住民票の写し
(2)　法人にあっては、定款の写し及び登記事項証明書
(3)　納税証明書
(4)　事業計画書
(5)　運搬車の自動車検査証の写し
(6)　従業員名簿
(7)　取扱事業所名簿
(8)　浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び相当の経験を有する旨を記載した書類
(9)　その他市長が必要と認める書類
（平24規則25・一部改正）

（許可の基準）

第13条　法第７条第１項及び第６項並びに浄化槽法第35条第１項の規定により許可をする場合の基準は、次のとおりとする。
(1)　申請者が自ら市内で業務を実施する者であって、かつ、市内に住所を有する者（法人にあっては、市内に主たる事務所又は営業所を有する者）であること。ただし、市長が特に必要と認める者を除く。
(2)　申請の内容が上田市の一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
(3)　申請者が次に掲げる基準に適合し、必要な人員、運搬用具、設備器材、経済的基礎その他業務を的確に遂行できる能力を有する者であること。
ア　一般廃棄物収集運搬業にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第２条の２に定める基準
イ　一般廃棄物処分業にあっては、省令第２条の４に定める基準
ウ　浄化槽清掃業にあっては、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第11条に定める基準
(4)　申請者が一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業にあっては法第７条第５項第４号の規定に、浄化槽清掃業にあっては浄化槽法第36条第２号の規定に該当しないこと。

（浄化槽清掃業の許可期間）

第14条　浄化槽清掃業の許可の期間は、２年とする。

（許可証の交付等）

第15条　市長は、第12条の規定により許可の申請をした者に対し適当と認める場合は、条件を付してそれぞれ一般廃棄物収集運搬業許可証（様式第14号）、一般廃棄物処分業許可証（様式第15号）又は浄化槽清掃業許可証（様式第16号）及び車両鑑札（様式第17号）を交付する。

（変更の許可等）

第16条　前条の規定により許可を受けた者（以下「許可業者」という。）が、事業の範囲を変更しようとするときは、変更許可申請書（様式第18号）を市長に提出して、市長の許可を受けなければならない。
２　許可業者は、許可を受けた事業の全部若しくは一部を廃止したとき又は申請書の記載事項（前項に定めるものを除く。）及び添付書類の記載事項に変更があったときは、廃止・変更届出書（様式第19号）を市長に提出しなければならない。

（許可証の再交付）

第17条　許可業者は、一般廃棄物収集運搬業許可証、一般廃棄物処分業許可証又は浄化槽清掃業許可証及び車両鑑札（以下「許可証等」という。）を汚損し、又は紛失したときは、速やかにその旨を市長に届け出て許可証等の再交付を受けなければならない。
２　前項の規定により、許可証等の再交付を受けようとする者は、許可証等再交付申請書（様式第20号）を市長に提出しなければならない。

（許可の取消し等）

第18条　市長は、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
(1)　法令、条例又はこの規則に違反したとき。
(2)　虚偽又は不正な手段により許可を受けたとき。
(3)　第13条に規定する基準に該当しなくなったとき。
(4)　許可に付した条件に違反したとき。

（許可証等の返還）
第19条　許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証等を市長に返還しなければならない。
(1)　許可の有効期間が満了したとき。
(2)　許可を取り消されたとき。
(3)　新たな許可証等の交付を受けたとき。
(4)　業務を廃止したとき。

附　則

（施行期日）
1　この規則は、平成20年４月１日から施行する。
（上田市廃棄物の処理及び清掃に関する規則等の廃止）
2　次に掲げる規則（以下「廃止規則」という。）は、廃止する。
(1)　上田市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成６年上田市規則第16号）
(2)　丸子町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成12年丸子町規則第20号）
（経過措置）
3　この規則の施行の日の前日までに、廃止規則の規定に基づきなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。この場合において、一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業又は浄化槽清掃業の許可の期間は、廃止規則に基づき許可された期間とする。
4　この規則の施行の日の前日までに、廃止規則に基づき作成した指定袋（事業系一般廃棄物の指定袋を除く。）は、この規則の施行後においても使用することができる。

附　則（平成20年10月１日規則第32号）

この規則は、平成20年12月１日から施行する。

附　則（平成23年３月28日規則第５号）

この規則は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成24年６月29日規則第25号）

（施行期日）
1　この規則は、平成24年７月９日から施行する。
（経過措置）
2　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号。以下「入管法等改正法」という。）附則第15条第１項の規定により在留カードとみなされている外国人登録証明書又は入管法等改正法附則第28条第１項の規定により特別永住者証明書とみなされている外国人登録証明書は、それぞれ第３条の規定による改正後の上田市印鑑登録及び証明に関する条例施行規則様式第２号及び第４条の規定による改正後の上田市民カードの交付等に関する規則様式第２号に掲げる在留カード又は特別永住者証明書とみなす。

様式第1号から様式第20号まで　略

上田市ポイ捨ての防止等に関する条例

平成18年３月６日
条例第143号

（目的）

第１条　この条例は、ポイ捨ての防止及び飼い犬のふんの適正処理に関し必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、良好な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　空き缶等　飲料を収納していた缶、瓶その他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類するものをいう。

(2)　ポイ捨て　空き缶等を回収容器、ごみ箱等の所定の場所以外の場所に捨てることをいう。

(3)　事業者　市内において、容器に収納した飲料、たばこ、チューインガム等の製造又は販売を行う者をいう。

(4)　公共の場所　道路、駅前広場、公園、緑地その他公共の用に供する場所をいう。

(5)　飼い犬のふんの適正処理　飼い犬のふんを処理するための用具を携帯するなどして、自己が所有又は占有する飼い犬がふんをしたときに、直ちに回収し、持ち帰ることをいう。

（市の責務）

第３条　市長は、ポイ捨ての防止及び飼い犬のふんの適正処理に関し、必要な施策を実施するものとする。

（市民の責務）

第４条　市民は、自ら生じさせた空き缶等の持ち帰り及び回収容器への収納並びに飼い犬のふんの適正処理をするとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、その事業活動により生ずるポイ捨てを防止するため、市民に対する啓発に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

（ポイ捨ての禁止）

第６条　何人も、公共の場所においてみだりにポイ捨てをしてはならない。

（飼い犬のふんの適正処理）

第７条　何人も、公共の場所において飼い犬のふんの適正処理をしなければならない。

（喫煙の制限）

第８条　何人も、公共の場所で喫煙をする場合は、ポイ捨てを防止するため、灰皿等のたばこの吸い殻を収納する容器が設置されている場所以外では喫煙をしないように努めなければならない。ただし、たばこの吸い殻を収納する容器を携帯しているときは、この限りでない。

（回収容器の設置義務）

第９条　事業者のうち、容器に収納した飲料を自動販売機により販売しようとするものは、規則で定めるところにより回収容器を設置するとともに、当該回収容器を適正に管理しなければならない。

（重点区域の指定）

第10条　市長は、ポイ捨ての防止及び飼い犬のふんの適正処理を重点的に実施する必要があると認める区域を重点区域として指定することができる。

２　市長は、必要と認めるときは、重点区域を変更し、又は重点区域の指定を解除することができる。

３　市長は、前２項の規定により重点区域を指定し、若しくは変更し、又は重点区域の指定を解除したときは、その旨を告示するものとする。

（指導及び勧告）

第11条　市長は、第６条又は第７条の規定に違反すると認められる者に対し、空き缶等の回収、飼い犬のふんの適正処理その他必要な措置をとるよう指導及び勧告をすることができる。

（措置命令）

第12条　市長は、前条の規定による指導又は勧告に従わない者があるときは、その者に対し指導及び勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（補則）

第13条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（罰則）

第14条　第12条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第15条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成18年３月６日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までに、合併前の上田市ポイ捨ての防止等に関する条例（平成15年上田市条例第32号。次項において「合併前の条例」という。）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3　施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

上田市ポイ捨ての防止等に関する条例施行規則

平成18年３月６日
規則第101号
改正　平成28年３月25日規則第６号

（趣旨）

第１条　この規則は、上田市ポイ捨ての防止等に関する条例（平成18年上田市条例第143号。以下「条例」という。）第13条の規定により、ポイ捨ての防止等に関し必要な事項を定めるものとする。

（回収容器）

第２条　条例第９条に規定する回収容器（以下「回収容器」という。）は、次に掲げる要件を備えるものとする。

(1)　材質は、金属、プラスチックその他のもので、容易に破損しないものであること。

(2)　安定性があり、かつ、投入が容易なものであること。

(3)　容積は、空き缶等の散乱を防止するために十分な大きさを有していること。

(4)　缶、瓶及びその他の容器の別に区分できるもので、それぞれの表示があること。

２　回収容器は、自動販売機の設置場所から５メートル以内で、空き缶等の投入に支障のない位置に設置しなければならない。

（措置命令）

第３条　条例第12条の規定による命令は、命令を受けるべき者に対し、措置命令書（別記様式）を交付して行うものとする。

（補則）

第４条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成18年３月６日から施行する。

附　則（平成28年３月25日規則第６号）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

別記様式　略

上田市深夜営業騒音に関する規制に係る立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則

平成18年３月６日
規則第107号

公害の防止に関する条例（昭和48年長野県条例第11号。以下「県条例」という。）及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の規定に基づき、県条例第55条第１項に規定する立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

附　則

この規則は、平成18年３月６日から施行する。

別記様式

(表)

第　　号

公害の防止に関する条例第 55 条第 2 項の規定による身分証明書

所　属
職　名
氏　名

年　　月　　日交付

上田市長　　印

80mm

120mm

(裏)

公害の防止に関する条例抜粋

第 55 条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、汚水等を排出し、発生させ、若しくは飛散させる者に対し、その施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又は職員をして、汚水等を排出し、発生させ、若しくは飛散させる施設等の場所に立ち入り、必要な施設、書類等の検査をさせることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第 58 条

5　第 55 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3 万円以下の罰金に処する。

上田市開発事業の規制に関する条例

平成18年３月６日
条例第148号

（趣旨）

第１条　この条例は、無秩序な開発を規制し、住みよい環境の整備と自然環境を保護するため、必要な事項を定めるものとする。

（基本理念）

第２条　開発事業の規制は、無秩序な開発を防ぎ、自然の摂理のもとに自然と人間の健全な調和を図り、もって理想的な生活環境の保全のため遂行されるものとする。

（定義）

第３条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　開発　宅地の造成、都市計画法（昭和43年法律第100号）第４条第11項に規定する特定工作物の設置、土地の開墾、木竹の伐採、丘陵又は山の土砂の採取その他土地の区画形質の変更をいう。

(2)　事業主等　開発を行う者をいう。

(3)　事業場　開発を実施している場所をいう。

（開発行為の届出）

第４条　都市計画区域内において、規則で定める規模の開発を実施しようとする事業主等は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

２　前項の規定は、その行為を変更しようとするときも同様とする。

３　国又は地方公共団体が前２項の規定に該当する行為をしようとするときは、市長に通知することをもって足るものとする。

（環境保全の指導及び勧告）

第５条　市長は、環境保全のため必要があると認めるときは、事業主等が実施しようとする行為又は実施中の行為に対し、当該行為を制限し、又は必要な措置をとるべきことを指導し、及び勧告することができる。

（公共施設等の整備）

第６条　市長は、計画的な開発による良好な住宅地等の形成を図るため、事業主等が設置すべき公共施設等の設置基準を定めるものとする。

２　開発を実施する事業主等は、前項の設置基準の達成に努めるとともに市長その他の行政機関に協力しなければならない。

（違反者に対する命令等）

第７条　市長は、第４条の規定による届出をしないで開発を実施し、又は実施しようとしている事業主等及び第５条の規定による指導又は勧告に従わない事業主等に対し、当該事業の停止、変更等の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告の聴取）

第８条　市長は、この条例の施行に関し、必要な限度において事業主等から報告をさせることができる。

（立入調査、立入検査等）

第９条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に事業場に立ち入らせ、調査させ、若しくは検査させ、又は関係者に対し、必要な指示若しくは指導を行わせることができる。

２　前項の規定により立入調査、立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　関係者は、第１項に規定する立入調査、立入検査等に協力しなければならない。

（事業主等の生活妨害の防止義務）

第10条　事業主等は、その開発の行為に関し、運行する自動車等による近隣住民に対する生活妨害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

（文化財の発見）

第11条　事業主等は、開発に当たり文化財を発見したときは、速やかに上田市教育委員会に報告し、その保存、管理等について協力しなければならない。

（開発協定の締結）

第12条　第４条の規定による開発を実施しようとする事業主等は、第２条の開発事業の規制に関する基本理念にのっとり、開発について、市長と協定を結ばなければならない。

２　事業主等は、前項の規定により締結した協定を忠実に守らなければならない。
３　第１項に規定する協定については、市長が定める。
（適用除外）
第13条　次に掲げる事業には、第４条から第８条までの規定は、適用しない。
(1)　採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定による採取計画の認可を受けた事業
(2)　砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定による採取計画の認可を受けた事業
(3)　都市計画法第29条第１項の規定による許可を受けた事業
(4)　前３号に準ずるものとして市長が認めるもの
（補則）
第14条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
（罰則）
第15条　第７条による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。
第16条　第４条による届出をしないで開発を実施した者は、５万円以下の罰金に処する。
第17条　第９条による立入調査若しくは立入検査を拒み、又は妨げた者は、１万円以下の罰金に処する。
（両罰規定）
第18条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前３条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成18年３月６日から施行する。
（経過措置）
２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の開発事業の規制に関する条例（昭和48年上田市条例第67号。以下「合併前の条例」という。）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
３　施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

上田市開発事業の規制に関する条例施行規則

平成18年３月６日
規則第108号
改正　平成27年９月１日規則第26号

（趣旨）

第１条　この規則は、上田市開発事業の規制に関する条例（平成18年上田市条例第148号。以下「条例」という。）第14条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開発の基準）

第２条　条例第４条第１項の規則で定める規模は、土地の利用上一体と見なせる範囲で設定された区域で、次に掲げるものとする。

(1)　宅地の造成については、その規模が3,000平方メートル以上のもの又は建築計画戸数が11戸以上の集団住宅建設のもの

(2)　都市計画法（昭和43年法律第100号）第４条第11項に規定する特定工作物の設置を目的とするものについては、その規模が3,000平方メートル以上のもの

(3)　土地の開墾については、その規模が3,000平方メートル以上のもの

(4)　木竹の伐採については、その規模が3,000平方メートル以上のもの

(5)　丘陵又は山の土砂の採取については、その採取量が5,000立方メートル以上のもの又は採取を行うがけ面積が500平方メートル以上のもの

(6)　太陽光発電設備の設置（土地に自立して設置するものに限る。）を目的とするものについては、その規模が1,000平方メートル以上、かつ、発電出力50キロワット以上のもの

（平27規則26・一部改正）

（開発行為の届出）

第３条　条例第４条第１項の規定により、開発実施の届出をしようとする事業主等は、開発行為を実施する前に開発事業届出書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の事業計画届出書には、次の書類を添付しなければならない。

(1)　総括事業計画書（様式第２号）

(2)　設計図

(3)　工事中の騒音及び振動に関する排除施設の設置並びにその騒音及び振動の防除の方法等に関する計画書

(4)　その他市長が必要と認めるもの

３　前２項の規定にかかわらず、前条第６号に規定する開発を実施しようとする事業主等は、上田市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱（平成27年告示第120号）に基づき開発行為の届出を行うものとする。

（平27規則26・一部改正）

（完了届出書）

第４条　事業主等は、前条の届出に係る事業が完了したときは、速やかに開発事業完了届出書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（公共施設及び公益施設の設置基準）

第５条　条例第６条第１項に規定する事業主等が設置すべき公共施設の設置基準は、別表のとおりとする。

２　前項の規定による設置基準により設置すべき施設は、通行、日照、通風、排水等を考慮し、当該施設の目的に即した最も効果的な位置に設置しなければならない。

３　地理的又は社会的条件により、市長が特に認めるときは、第１項の規定を適用しないことができる。

（用地及び施設の寄附手続）

第６条　条例第６条第１項に規定する用地及び施設を市に寄附しようとするときは、工事竣（しゅん）工後、市の立会検査を受け、諸手続完了後に引き渡すものとする。

（防災等の措置）

第７条　事業主等は、開発行為により周辺地域にがけ崩れ、出水又は土砂の流出による災害が生じないよう擁壁その他の土留施設等の設置について、安全上必要な措置を講じなければならない。

２　工事の休止又は廃止をしようとするときは、既に施工された工事によって周辺地域住民に被害を

及ぼさないよう適切な措置を講じなければならない。

（身分証明書）

第８条　条例第９条第２項の職員の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第４号）とする。

（補則）

第９条　この規則で定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成18年３月６日から施行する。

附　則（平成27年９月１日規則第26号）

（施行期日）

１　この規則は、平成27年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の上田市開発事業の規制に関する条例施行規則の規定は、平成28年１月１日以後に工事着工する開発行為について適用し、同日前に工事着工した開発行為については、なお従前の例による。

別表（第５条関係）

公共施設

１　道路

(1)　都市計画道路　開発区域内に都市計画路線のある場合は、その計画に必要な用地を確保すること。

(2)　接続道路　開発区域は幅員６メートル以上の道路と、開発区域内の主要な道路は区域外の幅員6.5メートル以上の道路と接続していること。ただし、開発の規模、付近の状況等により、やむを得ないと認められるときは、車両の安全な通行に支障がない道路（県道、市道、開発許可を受けた道路、道路指定を受けた道路及び幅員４メートル以上の農道）に接続していること。

(3)　４メートル未満の市道に隣接して開発を実施する場合において、当該市道に開発区域又は区域内道路を接続するとき　市道の有効幅員を４メートル以上（市道改修計画がある場合は、これに適合させること。）とし、側溝を設けること。

(4)　開発区域内道路　開発区域内道路は、袋路状でなく区域境まで延長すること。

(5)　道路の整備　開発区域内の道路は、幅員６メートル以上とし、中級以上の舗装をすること。ただし、次表に掲げる道路については、有効幅員４メートル以上とすることができる。

延長 (ℓ)	ℓ＜70	70≦ℓ＜120	120≦ℓ
道路幅員 (W)	W≧4.5	W≧5.0	W≧6.0
延長 (ℓ)	ℓ＜35	35≦ℓ＜60	60≦ℓ
道路幅員 (W)	W≧4.5	W≧5.0	W≧6.0
延長 (ℓ)	ℓ＜100	100≦ℓ	
道路幅員 (W)	W≧5.0	W≧6.0	

備考

1　単位は、メートルとする。

2　4.5メートル道路の有効幅員は、4メートル以上とする。

(6)　道路の角切　道路の交差部分には、次表に定める角切を設けること。

(単位　m)

道路幅員	4.5	5.0	6.0	8.0	9.0	12.0
4.5	4・3・2	4・3・2	4・3・2	4・3・2	4・3・2	5・4・3
5.0	4・3・2	4・3・2	4・3・2	4・3・2	4・3・2	5・4・3
6.0	4・3・2	4・3・2	6・5・4	6・5・4	6・5・4	6・5・4
8.0	4・3・2	4・3・2	6・5・4	6・5・4	6・5・4	6・5・4
9.0	4・3・2	4・3・2	6・5・4	6・5・4	6・5・4	6・5・4
10.0	5・4・3	5・4・3	6・5・4	6・5・4	6・5・4	8・6・5

備考

1　交差角が60度前後のときは、欄中左掲の長さの角切とし、交差角が90度前後のときは、欄中中掲の長さの角切とし、交差角が120度前後のときは欄中右掲の長さの角切とする。

2　右図中(a)は、角切の長さを示す。

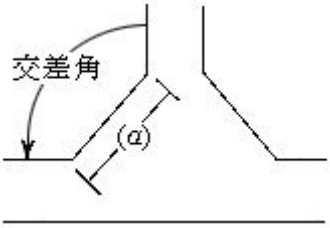

(7)　道路の標準断面は、別図のとおりとすること。

(8)　道路こう配　道路の縦断こう配は、原則として9パーセント以下とし、小区間で交通安全上支障がない場合は、12パーセントまでとすること。

(9)　既存道路の取扱い　開発区域内に既存の道路があるときは、当該道路の取扱いについては、道路管理者の指示によること。

(10)　路面排水施設　雨水等により流入が予想される最大排水量を基準とし、コンクリート側溝

とすること。

2　交通安全施設等

(1)　交通安全施設　カーブミラー、ガードレール、街路灯又は防犯灯の設置については、市と協議の上整備すること。

(2)　駐車施設　中高層住宅の場合は、その計画世帯数又は計画戸数の3分の1以上の数の普通自動車を収容できる駐車場を設けること。

3　下水施設

(1)　開発区域が公共下水道の排水区域内であるときは、当該施設を利用するものであること。

(2)　開発区域が前号以外であるときは、下水道施設の計画及び設計に当たっては、市と十分に協議し、処理施設及び関連施設の維持管理とともに事業主の負担において行うこと。

4　給水施設　給水施設は、水道事業管理者の指示に従い設置すること。

5　消防施設

(1)　消火栓等　消火栓及び防火水槽は、消防長の指示に従い設置すること。

(2)　水利標識　開発区域内に設置した消防水利には、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第34条の2又は消防長が定める水利標識を設置すること。

6　清掃　ごみ処理は、そのごみの集積場所を収集作業に便利な場所に設置するものとし、その場所については、市長の指示に従うこと。

7　公園及び緑地

(1)　都市計画公園　開発区域内に都市計画決定がされている公園及び緑地がある場合は、その計画に適合するよう用地を確保すること。

(2)　公園及び緑地　宅地の造成の場合は、開発総面積の3パーセント以上の公園用地又は緑地用地を確保し、整地ののち金網等のさくを設け、境界を明確にし、植栽その他の整備をすること。なお、中高層建築物以外の建築物を建設する場合は、開発総面積の3パーセント以上かつ計画人口(算定基準1戸当たり2.5人)1人当たり3平方メートル以上とすること。

(3)　緑化の推進　樹木の植栽は、3.3平方メートルに対し、1本の割合で事業主の負担により植樹をすること。なお、樹種、大きさ等については、市と協議すること。

別図　道路標準断面

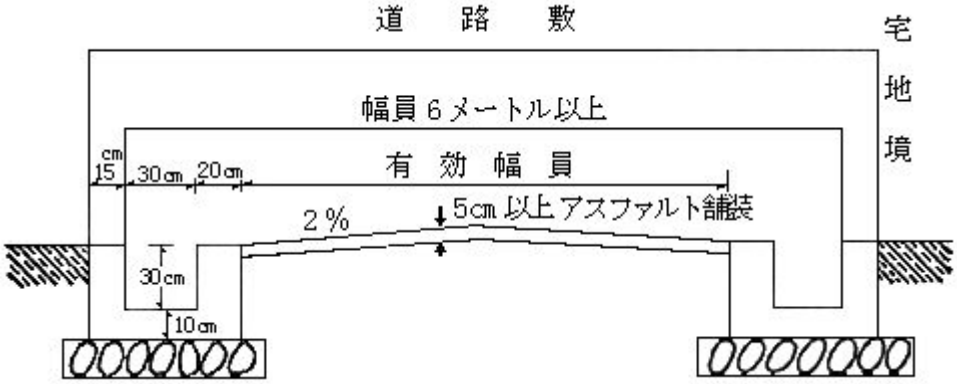

様式第1号から様式第4号まで　略

上田市空き地の環境保全に関する条例

平成18年３月６日
条例第149号

（目的）

第１条　この条例は、空き地の不良状態が生活環境に及ぼす被害を防止し、安全でゆとりある快適な環境及び良好な景観又は風致を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　空き地　宅地化された空き地その他の空閑地をいう。

(2)　不良状態　空き地に雑草（これに類するかん木を含む。以下同じ。）が繁茂し、若しくは枯草が密集して放置され、又は空き地が整備されていない状態で、これらの状態が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合をいう。

ア　犯罪又は災害等の発生を誘発するおそれがあるとき。

イ　人の健康を害し、又は害するおそれがあるとき。

ウ　周囲の美観を著しく害するとき。

エ　周囲の耕作物に著しい被害を与えるとき。

（所有者等の義務）

第３条　空き地の所有者、占有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、当該空き地が不良状態にならないよう適正に管理しなければならない。

２　所有者等は、空き地へ投棄された廃棄物を除去し、及び投棄を防止するための措置を講ずるとともに、当該空き地の近隣住民の生活環境を害さないよう適切に管理しなければならない。

３　所有者等は、空き地を物置場、駐車場等として利用し、又は利用させている場合は、その置かれた物により当該空き地の近隣住民の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は生活環境を害するおそれのないよう当該物又は当該空き地を適正に管理しなければならない。

４　所有者等は、自己の住所、氏名、連絡先を記載した標識を当該空き地に設置しなければならない。

（勧告）

第４条　市長は、空き地が不良状態になるおそれがあると認めるとき、又は不良状態であると認めたとき、若しくは前条第２項若しくは第３項の規定に違反して当該空き地の近隣住民の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は生活環境を害するおそれがあると認めるときは、当該所有者等に対し、雑草若しくは枯草、廃棄物又は置かれた物（以下「雑草等」という。）の除去その他これらの規定に対する違反を是正するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（措置命令）

第５条　市長は、前条の規定による勧告に従わない者があるときは、当該所有者等に対し、雑草等の除去その他空き地の整備について必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（空き地の活用）

第６条　市長は、所有者等と協議し、当該空き地を公共の福祉のため活用することができる。

（立入調査、立入検査等）

第７条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に空き地に立ち入らせ、その状況を調査させ、若しくは検査させ、又は関係者に対し、必要な指示若しくは指導を行わせることができる。

２　前項の規定により立入調査、立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　関係者は、第１項に規定する立入調査、立入検査等に協力しなければならない。

（補則）

第８条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（罰則）

第９条　第５条の規定による命令に違反した者は、５万円以下の罰金に処する。

第10条　第７条の規定による立入調査又は立入検査を拒んだ者は、１万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第11条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前２条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成18年３月６日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前のあき地の環境保全に関する条例（昭和48年上田市条例第70号。以下「合併前の条例」という。）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3　施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

上田市空き地の環境保全に関する条例施行規則

平成18年３月６日
規則第109号

（趣旨）

第１条　この規則は、上田市空き地の環境保全に関する条例（平成18年上田市条例第149号。以下「条例」という。）第８条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（除去の委託）

第２条　空き地の所有者、占有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、空き地が条例第２条第２号に規定する不良状態であって、当該空き地の不良状態を除去し、又は整備することができないときは、当該空き地の不良状態の除去又は整備の業務（以下「整備業務」という。）を市に委託することができる。

（委託費）

第３条　前条に規定する整備業務の委託費は、当該整備業務に要する費用とする。

（申込み）

第４条　第２条の規定により、整備業務を委託しようとする者は、空き地整備業務委託申込書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項に規定する空き地整備業務委託申込書の提出があった場合は、当該空き地を調査し、受託すべきものと決定したときは、当該申込者に対し委託費の額を記載した空き地整備業務受託承諾通知書（様式第２号）により通知するものとする。

（納期）

第５条　前条第２項の規定により、空き地整備業務受託承諾通知書を受けた者は、市長が定める期日までに委託費を納入しなければならない。

（標識）

第６条　条例第３条第４項の規定により設置する標識は、当該空き地が接する道路（接する道路がない場合は、最も近い道路）に面して設置しなければならない。

（活用の方法）

第７条　条例第６条の空き地の活用とは、次に掲げる用途で公共の利用に供することをいう。

(1)　憩いの場所
(2)　子供の遊び場
(3)　その他公共的性格を有するもの

（利用協定）

第８条　市長は、所有者等から空き地の利用提供の申出があったときは、当該空き地を調査し、利用についての協定を結ぶものとする。

（表示）

第９条　市長は、前条の規定による利用の協定が結ばれたときは、当該空き地に公共の利用に供する旨の表示をするものとする。

（身分証明書）

第10条　条例第７条第２項の職員の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第３号）とする。

附　則

この規則は、平成18年３月６日から施行する。

様式第1号から様式第3号まで　略

上田市緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例

平成18年３月６日
条例第150号

（趣旨）

第１条　この条例は、上田市環境基本条例（平成11年上田市条例第20号）の規定に基づき緑化の推進及び樹木等の保全に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本理念）

第２条　緑化の推進及び樹木等の保全は、豊かな自然環境が健康で文化的な市民生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、良好な景観又は風致を維持し、緑豊かなまちづくりを図るため、市と市民が一体となって遂行されなければならない。

（緑化推進の施策）

第３条　市長は、良好な環境を確保するため、自然環境の保護及び公園緑地、道路、学校、保育所その他の公共用地の緑化に努めるとともに緑化の推進に関し必要な施策を実施しなければならない。

２　市長は、市民（市内に土地を所有し、又は土地を管理している者で市外に居住するものを含む。以下同じ。）又は事業者が行う緑化に関する事業に対し、必要な指導又は助言を行わなければならない。

（市民の協力）

第４条　市民は、自ら自然環境の保護及び居住地等の緑化に努めるとともに、市長が実施する緑化に関する施策に協力して緑化の推進に寄与するよう努めなければならない。

（事業者の協力）

第５条　事業者は、その事業活動により、自然環境を損なうことのないように努め、当該事業所の敷地内に緑地を確保して樹木を植栽する等、積極的に緑化に努めるとともに、緑化の推進に関し、市に協力しなければならない。

（保存樹木等の指定）

第６条　市長は、良好な環境を確保するため、又は良好な景観又は風致を維持するため必要があると認めるときは、規則で定める基準に該当する樹木又はその集団を保存樹木又は保存樹林（以下「保存樹木等」という。）として指定することができる。

２　市長は、前項の指定をするときは、あらかじめその旨を当該保存樹木等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に通知しなければならない。

３　第１項の規定は、次の各号に掲げる樹木又はその集団については適用しない。

(1)　文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第１項、第110条第１項又は第182条第２項の規定により指定された樹木又はその集団

(2)　森林法（昭和26年法律第249号）第25条の規定により指定された保安林に係る樹木の集団

(3)　自然公園法（昭和32年法律第161号）第２条第１号に規定する自然公園の区域として指定された区域内に所在する樹木又はその集団

(4)　自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第１項、第22条第１項又は第45条第１項の規定により指定された区域内に所在する樹木又はその集団

(5)　国又は地方公共団体の所有又は管理に係る樹木又はその集団で前各号に掲げるもの以外のもの

（標識の設置）

第７条　市長は、保存樹木等の指定をしたときは、規則で定めるところにより、これを標示する標識を設置しなければならない。

２　保存樹木等の所有者等は、正当な理由がない限り前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

３　何人も、第１項の規定により設置された標識を市長の承諾を得ないで移転し、除去し、又は損壊してはならない。

（所有者等の保護義務等）

第８条　保存樹木等の所有者等は、保存樹木等の枯損の防止その他その保護に努めなければならない。

２　所有者等は、保存樹木等が滅失し、又は枯死したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

３　所有者等は、保存樹木等を伐採し、若しくは移植し、又は他に譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

４　何人も、保存樹木等がたいせつに保存されるよう協力しなければならない。

（変更措置）

第９条　市長は、前条第３項の届出があった場合は、保存樹木等を保存する観点からその変更を求めることができる。

（指定の解除）

第10条　市長は、保存樹木等が第６条第３項各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は保存樹木等について滅失、枯死等によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその指定を解除しなければならない。

２　市長は、公益上の理由その他特別の理由があるときは、保存樹木等の指定を解除することができる。

３　所有者等は、市長に対し指定を受けた保存樹木等について前項の規定による指定の解除をすべき旨を申し出ることができる。

４　第６条第２項の規定は、第１項又は第２項の規定により指定を解除する場合について準用する。

（保存樹木等に係る行為の制限）

第11条　何人も、保存樹木等を損傷し、又はその保護に影響を及ぼす行為をしてはならない。ただし、規則で定める行為につき、市長の許可を得た場合はこの限りでない。

２　前項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。

(1)　通常の管理行為及び軽易な行為

(2)　非常災害のために必要な応急措置として行う行為

３　前項第２号に掲げる行為をした者は、遅滞なく市長にその旨を届け出なければならない。

４　第１項ただし書の許可には、保存樹木等を保護するために必要な限度において条件を付すことができる。

（指導又は助言）

第12条　市長は、所有者等に対し、保存樹木等の枯損の防止その他保存に関し、必要な指導又は助言をすることができる。

（勧告）

第13条　市長は、必要があると認めるときは、所有者等に対し保存樹木等の保存に関し、必要な勧告をすることができる。

（原状回復命令等）

第14条　市長は、保存樹木等を保護するため特に必要があると認めるときは、第11条第１項の規定又は同条第４項の許可の条件に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合には、これに代わる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告及び検査）

第15条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、保存樹木等の所有者等に必要な事項を報告させることができる。

２　市長は、職員に保存樹木等に立ち入らせ、行為の状況を調査させ、又は検査させることができる。

３　前項の規定により、立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（損失の補償）

第16条　市は、第11条第１項ただし書の許可を得られないため、又は同条第４項の規定によりその許可に条件を付されたため、損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

（補助）

第17条　市長は、保存樹木等の保存に関し、必要があると認めるときは、予算の範囲内で当該保存に係る費用を補助することができる。

（台帳）

第18条　市長は、保存樹木等に関する台帳を作成し、これを保存しなければならない。

（補則）

第19条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（罰則）

第20条　第14条の規定による命令に違反した者は、５万円以下の罰金に処する。

第21条　第11条第１項の規定に違反した者は、１万円以下の罰金に処する。

第22条　第８条第２項若しくは第３項若しくは第11条第３項の規定による届出をせず、又は虚偽の届

出をした者は、科料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成18年３月６日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までに、合併前の緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例（昭和48年上田市条例第69号。次項において「合併前の条例」という。）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3　施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

上田市緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例施行規則

平成18年３月６日
規則第110号
改正　平成23年３月28日規則第15号

（趣旨）

第１条　この規則は、上田市緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例（平成18年上田市条例第150号。以下「条例」という。）第19条の規定により、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（緑の委員会）

第２条　市長は、緑化推進の施策を実施するため、緑の委員会を設置する。

２　緑の委員会は、委員15人以内で組織し、関係官公庁及び市の職員のうちから市長が委嘱する。

（緑化推進の施策）

第３条　条例第３条第１項の規定による緑化の推進に関し、市長が実施する施策は、次のとおりとする。

(1)　緑の団地の造成　広範囲の森を造成すること。

(2)　種苗の育成　種苗圃（ほ）を設け、樹種の採取、樹苗の育成を図ること。

(3)　樹種の選定　郷土に適した樹種及び緑化の目的に即した樹種を選定すること。

２　条例第３条第２項の規定による指導又は助言は、次のとおりとする。

(1)　住宅専用地域の緑化に関すること。

(2)　神社、仏閣等の緑化に関すること。

(3)　工場及び商業団地周辺の緑化に関すること。

(4)　前３号以外の地域の緑化に関すること。

(5)　病虫害の防除に関すること。

(6)　樹木等の育成についての技術的指導に関すること。

（緑化協定）

第４条　市長は、必要に応じ、工場又は事業場等の管理者と緑化について協定を結ぶことができる。

（区域別による保存樹木等の指定基準）

第５条　条例第６条第１項の基準は、次のとおりとする。

(1)　樹木については、地上1.5メートルにおける幹の周囲が2.5メートル以上のもの

(2)　樹林については、次のいずれかに該当するもの

ア　樹林の存する土地の面積が330平方メートル以上であるもの

イ　景観に調和した樹木の集団であるもの

ウ　その他歴史上又は美観上保存すべき必要のあるもの

２　保存樹木等の指定は、緑の委員会において所有者等と協議して決定するものとする。

３　前項の規定により、保存樹木等として決定したときは、保存樹木等指定書（様式第１号）を所有者等に交付するものとする。

（標識）

第６条　条例第７条第１項の規定による保存樹木等の指定により表示する標識は、保存樹木等指定標識（様式第２号）とする。

（保護義務等の届出）

第７条　条例第８条第２項の規定による届出は、保存樹木等／滅失／枯死／届出書（様式第３号）とする。

２　条例第８条第３項の規定による届出は、保存樹木等／伐採／移植／譲渡／届出書（様式第４号）とする。

（指定解除通知書等）

第８条　条例第10条第１項及び第２項の規定による通知は、保存樹木等指定解除通知書（様式第５号）とする。

２　条例第10条第３項の規定による申出は、保存樹木等指定解除申出書（様式第６号）とする。

（保存樹木等に係る行為）

第９条　条例第11条第１項の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)　公共上やむを得ない行為

(2)　病虫害の防除
(3)　樹勢の回復を図る行為
（行為申請書）
第10条　前条各号に掲げる行為をなす保存樹木等の所有者等は、保存樹木等行為申請書（様式第７号。以下「申請書」という。）を市長に提出し、許可を受けなければならない。
（行為許可書）
第11条　市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該保存樹木等を調査し、保存樹木等行為許可書（様式第８号）を申請者に交付するものとする。
（非常災害のための保存樹木等の行為届）
第12条　条例第11条第３項の規定による届出は、非常災害による保存樹木等の行為届出書（様式第９号）とする。
（指導又は助言）
第13条　条例第12条の規定による指導及び助言は、次の各号に掲げる事項とする。
(1)　病虫害の防除に関すること。
(2)　育成における肥培管理に関すること。
(3)　育成における剪（せん）定に関すること。
(4)　その他保存樹木等の保存及び育成上の技術的なことに関すること。
（身分証明書）
第14条　条例第15条第３項の職員の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第10号）とする。
（損失の補償額）
第15条　条例第16条の規定による補償額の算定は、緑の委員会において調査し、算定するものとする。
（台帳）
第16条　条例第18条の規定による台帳は、保存樹木等指定台帳（様式第11号）とする。
（補則）
第17条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。
附　則
この規則は、平成18年３月６日から施行する。
附　則（平成23年３月28日規則第15号）
この規則は、平成23年４月１日から施行する。

様式第1号から様式第11号まで　略

上田市中高層建築物に関する指導要綱

平成22年11月30日
告示第206号

上田市中高層建築物に関する指導要綱（平成18年告示第73号）の全部を改正する。

（目的）

第１条　この告示は、市内における中高層建築物の建築に係る計画（以下「建築計画」という。）の事前公開、事前説明等に関し必要な事項を定め、建築主等に協力を求めることにより、地域における良好な住環境を確保し、都市の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この告示において使用する用語は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）において使用する用語の例による。

２　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　中高層建築物　高さが12.5メートルを超える建築物（近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域にあっては、15メートルを超える建築物）をいう。

(2)　建築主等　中高層建築物の建築主、設計者、工事監理者及び工事施工者をいう。

(3)　近隣関係者　次に掲げる者をいう。

ア　中高層建築物の外壁又はこれに代わる柱の面からの水平距離が、当該中高層建築物の高さの２倍に相当する距離（その距離が50メートル未満のときは、50メートル）の範囲内に土地又は建物を所有する者及び居住する者並びに当該範囲内の自治会の代表者

イ　中高層建築物の建築により、冬至日の真太陽時による午前８時から午後４時までの間に、当該中高層建築物の平均地盤面の高さの水平面に１時間以上日影（当該中高層建築物に附属する看板、広告塔その他これらに類する工作物による日影を含む。）を生ずる範囲内に土地又は建物を所有する者及び居住する者

ウ　中高層建築物の建築により、テレビ等の電波受信に著しい障害を受けると予測される者

エ　中高層建築物の建築に伴う工事中の騒音、振動等により著しい被害を受けると予測される者

(4)　確認申請等　法第６条第１項の規定による確認申請、法第６条の２第１項の規定による確認申請又は法第18条第２項の規定による通知をいう。

(5)　紛争　中高層建築物の建築により、建築主等と近隣関係者との間に生じる住環境に関する紛争をいう。

（当事者の責務）

第３条　建築主等は、建築計画の策定及び工事の実施に当たっては、別に定める中高層建築物建築指導指針に沿った適切な措置を講じ、周辺の住環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、近隣関係者と十分協議し、良好な近隣関係を損なわないよう努めるものとする。

２　建築主等及び近隣関係者（以下「当事者」という。）は、紛争が生じたときは、相互の立場を尊重し、互譲の精神をもって自主的に解決するよう努めるものとする。

（市の責務）

第４条　市長は、中高層建築物の建築に際し、安全で快適な住環境の保全及び形成が図れるよう努めるとともに、紛争が生じたときは、適切な調整に努めるものとする。

（建築計画の通知）

第５条　建築主は、中高層建築物を建築しようとするときは、確認申請等を行う45日前までに、計画通知書（様式第１号）に次に掲げる図書を添えて、市長に通知するものとする。

(1)　位置図（縮尺2,500分の１程度）

(2)　計画概要図面（配置図、平面図、立面図、断面図等）

（建築計画の事前公開）

第６条　建築主は、近隣関係者に建築計画を事前に公開するため、確認申請等を行う30日以上前から工事着工の日まで、建築予定地内の道路に面した見やすい場所に標識（様式第２号）を設置するものとする。

２　建築主は、前項の規定により標識を設置したときは、速やかに標識設置届（様式第３号）に標識設置箇所位置図を添えて、市長に届け出るものとする。

（建築計画の事前説明）

第７条　建築主は、前条第１項の規定による標識の設置後速やかに、説明会等の実施により、近隣関係者に次に掲げる事項を説明し、近隣関係者の合意が得られるよう努めるものとする。

(1)　建築計画の内容
(2)　中高層建築物による日照障害の程度及びその対策
(3)　中高層建築物による電波障害の程度及びその対策
(4)　中高層建築物による通風妨害の程度及びその対策
(5)　中高層建築物による騒音及び振動の程度及びその対策
(6)　中高層建築物によるプライバシー侵害の程度及びその対策
(7)　工事中の騒音及び振動についての対策並びに道路交通上の危険に対する防護措置
(8)　資材、廃材、土砂等の管理方法
(9)　前各号に掲げるもののほか、中高層建築物の建築により周囲の住環境に及ぼす影響及びその対策

２　建築主は、前項の規定による説明会等の実施後において、近隣関係者から再度説明を求められたときは、これに応じ、近隣関係者との間で十分な話合いの機会を設けるものとする。

３　建築主は、前２項の規定による説明会等を実施したときは、確認申請等を行う15日前までに、報告書（様式第４号）に次に掲げる図書を添えて、市長に報告するものとする。
(1)　説明会等経過報告（様式第５号）
(2)　等時間日影図
(3)　近隣関係者範囲図（公図写し及び位置図に範囲がわかるように記載したもの）
(4)　近隣関係者一覧表（様式第６号）
(5)　計画図面（配置図、平面図、立面図、断面図等）

（紛争の調整）

第８条　市長は、当事者による紛争の自主的解決に至らなかった場合において、当事者の双方又は一方から紛争について調整の要請があったときは、必要に応じ当該紛争の調整を行うものとする。

２　市長は、紛争の調整のため必要があると認めるときは、建築主等に対し、期間を定めて工事着手の延期又は工事の停止を要請することができる。

３　市長は、紛争の調整を行った結果、当事者の間に合意が成立する見込みがないと認めたときは、調整を打ち切ることができる。

（適用除外）

第９条　次の各号のいずれかに該当するときは、この告示の規定は、適用しない。
(1)　法第85条に規定する仮設建築物を建築するとき。
(2)　建築物を増築又は改築する場合であって、当該増築又は改築に係る部分の建築物の高さが12.5メートル以下（近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域にあっては、15メートル以下）のとき。
(3)　国又は地方公共団体が建築物を建築するとき。

（補則）

第10条　この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成23年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の日の前日までに、改正前の上田市中高層建築物に関する指導要綱の規定に基づきなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別記様式　略

丸子町雑排水等の処理に関する条例（暫定施行）

昭和52年７月５日
条例第23号
改正　昭和55年12月24日条例第46号
昭和57年９月29日条例第31号
昭和60年３月27日条例第３号
平成３年９月24日条例第43号
平成４年６月30日条例第23号
平成10年３月25日条例第10号
平成21年12月18日条例第38号

（目的）

第１条　この条例は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第29条の規定により、丸子町に住居を有する事業所（他の法令等に定めのある場合を除く。）、住宅及び集合住宅から公共用水域に排出される水の排出を規制することに関し必要な事項を定め、もって町民の快適な生活環境を保持することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　公共用水域　河川、湖沼、地下水その他公共用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和33年法律第79号）第２条第３号及び第４号に規定する公共下水道及び流域下水道であって、同条第６号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。

(2)　事業所　物の生産又はサービスの提供等を業として行う個々の場所であって、住宅以外のすべてのものをいう。

(3)　住宅　一の世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう建築され、若しくは、改造された建物又は建物の一部をいう。

(4)　集合住宅　一団の土地の上に作る住宅で、その数が10以上で個々の独立した住宅以外のものをいう。

(5)　雑排水等処理施設　事業所、住宅及び集合住宅から事業活動又は人の活動に伴って排水される水を処理するための施設をいう。

(6)　雑排水汚泥　雑排水等処理施設内に溜まる沈澱物及び浮遊物をいう。

第３条から第６条まで　削除

（雑排水汚泥の処理基準）

第７条　雑排水等処理施設を設置若しくは利用している者は、規則で定める基準に従い自ら雑排水汚泥の処理を行わなければならない。

２　前項に定める処理は、第14条に定める者に委託することができる。ただし、次条に定める雑排水汚泥処理場の処理機能を損うおそれのある雑排水汚泥は、委託することができない。

（雑排水汚泥処理場の設置）

第８条　雑排水等処理施設から収集された雑排水汚泥を処理するため、雑排水汚泥処理場を設置する。

２　雑排水汚泥処理場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
丸子町雑排水汚泥処理場	丸子町大字御嶽堂1番地の2

（利用者の範囲）

第９条　丸子町雑排水汚泥処理場（以下「処理場」という。）を利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

(1)　第14条の許可を受けて雑排水汚泥の収集、運搬を業として行う者

（使用料）

第10条　処理場の使用料は、別表第１のとおりとする。

第11条から第13条まで　削除

（雑排水汚泥収集業の許可）

第14条　雑排水汚泥の収集、運搬を業として行う者（以下「雑排水汚泥収集業者」という。）は、規則で定める申請書を提出して町長の許可を受けなければならない。

２　町長は、前項の許可をしたときは、許可証を交付する。

３　許可の有効期間は、１年とする。
４　町長は、第１項の許可に条件を付することができる。
（許可申請手数料）
第15条　雑排水汚泥収集業の許可申請手数料等は、次のとおりとする。
(1)　雑排水汚泥収集業許可申請手数料　１件につき1,200円
(2)　雑排水汚泥収集業許可証再交付申請手数料　１件につき1,200円
（許可証の返納）
第16条　雑排水汚泥収集業者は、許可の有効期間が満了し、若しくはその業を休廃止したとき又は第20条の規定により許可を取り消されたときは、当該期日から７日以内に許可証を返納しなければならない。
（営業の休廃止）
第17条　雑排水汚泥収集業者は、その業を休止し、若しくは廃止しようとするときは、休止し、若しくは廃止しようとする日から、30日前に町長に届出なければならない。
（雑排水汚泥の衛生的処理）
第18条　雑排水汚泥収集業者は、規則で定める基準に従い衛生的に雑排水汚泥を収集しなければならない。
２　収集した雑排水汚泥は、処理場で処理しなければならない。
（料金の徴収）
第19条　雑排水汚泥収集業者が雑排水汚泥の収集に関し徴収することができる手数料は、別表第２に定める額を超えることはできない。
（許可の取消等）
第20条　町長は、雑排水汚泥収集業者が第14条第４項の許可の条件に違反したとき若しくは第18条又は前条の規定に違反したときは、その改善を命令することができる。
２　町長は、前項の規定による改善命令を受けたにもかかわらず、なお継続してこれらの違反を雑排水汚泥収集業者が行う場合には、その許可を取消し、又は期間を定めてその営業の停止を命令することができる。
（補則）
第21条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。
附　則
（施行期日）
１　この条例は、昭和52年９月１日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
２　この条例の施行日前に建築された事業所、住宅、住宅団地及び集合住宅については、規則で定める排水基準に適合する雑排水等処理施設を可及的速やかに設置しなければならない。
附　則（昭和55年12月24日条例第46号）
改正　昭和60年３月27日条例第３号
１　この条例は、昭和56年１月１日から施行する。
附　則（昭和57年９月29日条例第31号）
１　この条例は、昭和57年10月１日から施行する。
２　この条例の施行日前に住宅団地の造成事業に着手した者については、この条例の施行後もなお従前の例による。
附　則（昭和60年３月27日条例第３号）
この条例は、昭和60年４月１日から施行する。
附　則（平成３年９月24日条例第43号）
この条例は、平成３年10月１日から施行する。
附　則（平成４年６月30日条例第23号）
この条例は、平成４年７月１日から施行する。
附　則（平成10年３月25日条例第10号）
この条例は、平成10年４月１日から施行する。
附　則（平成21年12月18日条例第38号）抄
（施行期日）
１　この条例は、平成22年４月１日から施行する。
（経過措置）

５　この条例の施行前に、附則第２項の規定による廃止前の上田市公害防止条例、丸子町公害防止条例若しくは武石村公害防止条例、附則第３項の規定による改正前の丸子町雑排水等の処理に関する条例又は前項の規定による改正前の真田町環境保全に関する条例の規定に基づきなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

６　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第１（第10条関係）

区分	使用料
1,800l当たり	890円

別表第２（第19条関係）

区分	金額	附加料金
事業所に設置する排水処理施設	18lにつき 270円	1　ホース30メートルを超えるとき 1件につき150円 2　ホース60メートルを超えるとき 1件につき340円
集合住宅に設置する集合処理施設	18lにつき 170円	
住宅ごとに設置する雑排水簡易浄化槽	100lまで 1,150円	
	100lを超え250lまで 1,850円	
	250lを超える分 18lにつき 170円	

丸子町雑排水等の処理に関する条例施行規則（暫定施行）

昭和52年９月１日
規則第７号
改正　昭和55年12月24日規則第18号
昭和57年９月29日規則第13号
平成21年12月18日規則第38号

（趣旨）

第１条　この規則は、丸子町雑排水等の処理に関する条例（昭和52年丸子町条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第２条　削除

（雑排水汚泥の自己処理基準）

第３条　条例第７条第１項に定める基準は、次のとおりとする。

(1)　原則として土地還元によること。

(2)　雑排水汚泥が飛散し、若しくは流出しないようにすること。

(3)　悪臭が発生しないようにすること。

(4)　カ、はえ等の衛生害虫が発生しないようにすること。

第４条及び第５条　削除

（雑排水汚泥収集業の許可）

第６条　条例第14条第１項に定める申請書は、雑排水汚泥収集業許可申請書（様式第２号）とする。

２　条例第14条第２項に定める許可証は、雑排水汚泥収集業許可証（様式第３号）とする。

（営業の休廃止）

第７条　条例第17条で定める届出は、雑排水汚泥収集業休（廃）止届（様式第４号）によるものとする。

（収集の基準）

第８条　条例第18条第１項に定める基準は、次のとおりとする。

(1)　雑排水汚泥の収集運搬に当たっては、雑排水汚泥が飛散し、若しくは流出しないようにすること。

(2)　運搬車及び運搬容器は、雑排水汚泥が飛散し、若しくは流出し、又は悪臭が漏れるおそれのないものであること。

（遵守事項）

第９条　雑排水汚泥収集業者は、次の事項を守らなければならない。

(1)　業に従事するときは許可証を携行し、関係者から請求があったときは、直ちに呈示しなければならない。

(2)　許可証は、他人に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

（営業の現況報告）

第10条　雑排水汚泥収集業者は、毎月15日までに前月の搬入戸数及び投入量を搬入戸数等報告書（様式第５号）により町長に報告するものとする。

（書類の提出）

第11条　条例及びこの規則に基づき町長に提出する書類は、２部とする。

附　則

この規則は、昭和52年９月１日から施行する。

附　則（昭和55年12月24日規則第18号）

１　この規則は、昭和56年１月１日から施行する。

２　丸子町組織規則（昭和47年丸子町規則第５号）の一部を次のように改正する。

第20条の５の次に次の２条を加える。

（雑排水汚泥処理場の目的及び業務）

第20条の６　雑排水汚泥処理場は、町民の快適な生活環境を保持するため雑排水等処理施設から収集された雑排水汚泥を処理するところとする。

（雑排水汚泥処理場の名称及び位置）

第20条の７　雑排水汚泥処理場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
丸子町雑排水汚泥処理場	丸子町大字御嶽堂1番地の2

附　則（昭和57年９月29日規則第13号）

１　この規則は、昭和57年10月１日から施行する。

２　この規則の施行日前に住宅団地の造成事業に着手した者については、この規則の施行後もなお従前の例による。

附　則（平成21年12月18日規則第38号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成22年４月１日から施行する。

（経過措置）

５　この規則の施行前に、附則第２項の規定による廃止前の上田市公害防止条例施行規則、丸子町公害防止条例施行規則若しくは武石村公害防止条例施行規則、附則第３項の規定による改正前の丸子町雑排水等の処理に関する条例施行規則又は前項の規定による改正前の真田町環境保全に関する条例施行規則の規定に基づきなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号　削除

様式第2号から様式第5号まで　略

真田町環境保全に関する条例（暫定施行）

昭和47年３月23日
条例第３号
改正　平成元年３月24日条例第12号
平成19年３月30日条例第８号
平成21年12月18日条例第38号

（目的）

第１条　この条例は、住民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて、公害を防止し、生活環境を保全することがきわめて重要であることにかんがみ、環境保全に関する町の施策の基本となる事項を定め、生活環境及び自然環境の保全並びに保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（用語の意義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　環境保全…住民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできるよう生活環境その他自然環境を保全し、又は保護することをいう。

(2)　公害…事業活動その他人の生活に伴つて発生する大気の汚染、水質の汚濁、土じようの汚染、騒音、振動及び悪臭によつて人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(3)　排液等…事業活動その他人の活動に伴つて生ずる汚水、排液、ばい煙、粉じん、ガス、騒音、振動、悪臭その他規則で定めるものをいう。

(4)　住民…町内に住所を有する者並びに一時的に町内に逗留する者及び旅行者をいう。

２　この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境を含むものとする。

３　この条例にいう「自然環境」には、自然資源（山岳けい谷、河川、森林等をいう。）の景観を含むものとする。

（町の責務）

第３条　町は、良好な生活環境及び自然環境を保全し、保護するため自然的、社会的条件に応じた施策を策定し、これを実施するものとする。

（事業者の責務）

第４条　事業者は、その事業活動に伴つて生ずる公害の発生を防止し、環境保全を図るためにその責任において必要な措置を講ずるとともに、町が実施する環境保全に関する施策に協力しなければならない。

２　事業者は、この条例の規定に違反しないことを理由として環境保全について最大限努力することを怠つてはならない。

（住民の責務）

第５条　住民は、町が実施する環境保全に関する施策に協力しなければならない。

２　住民は、常に、自らが利用し又は管理する土地、建物等を清潔にするとともに、日常生活に伴つて生ずる廃棄物、汚水等を適切に処理し、生活環境の保全に努めなければならない。

３　住民は、道路、河川等の公共の場所及び観光地等を汚染しないようにするとともに、常に自然環境の保護に努めなければならない。

（環境保全に関する施策）

第６条　町長は、緑地の保全その他自然環境の保護を必要と認める地域を開発調整地域として、指定することができる。

２　町長は、前項の開発地域内における事業活動その他人の活動につき、規則の定めるところにより、環境保全の見地から必要な規制をすることができる。

第７条から第11条まで　削除

（報告の聴取及び立入検査）

第12条　町長は、この条例の施行に必要な限度において、環境保全に障害を及ぼしている者から必要な報告を求め、又は職員をして工場、事業所、その他の場所に立入り必要な施設、書類、その他の物件を調査若しくは検査させることができる。

２　前項の場合において、職員はその身分を証する証明書を携帯し、関係者の請求があるときはこれを提示しなければならない。

第13条から第20条まで　削除

（罰則）

第21条　第12条第１項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定により立入検査、若しくは検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者は、３万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第22条　法人の代表者又は法人、若しくは人の代理人、使用人、その他従業者がその法人又は、人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

（規則への委任）

第23条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。ただし、第13条から第20条までの規定は公布の日から施行する。（昭和47年９月規則第10号で、同47年９月20日から施行）

（上田市環境基本条例の制定に伴う特例）

２　この条例の規定が上田市環境基本条例（平成19年条例第８号。以下この項において「新条例」という。）の規定と抵触する場合には、新条例の規定が、優先する。

附　則（平成元年３月24日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成19年３月30日条例第８号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成21年12月18日条例第38号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成22年４月１日から施行する。

（経過措置）

５　この条例の施行前に、附則第２項の規定による廃止前の上田市公害防止条例、丸子町公害防止条例若しくは武石村公害防止条例、附則第３項の規定による改正前の丸子町雑排水等の処理に関する条例又は前項の規定による改正前の真田町環境保全に関する条例の規定に基づきなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

６　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

真田町環境保全に関する条例施行規則（暫定施行）

昭和47年９月20日
規則第９号
改正　昭和50年６月21日規則第７号
昭和51年２月12日規則第１号
昭和56年７月23日規則第８号
平成21年12月18日規則第38号

（目的）

第１条　この規則は、真田町環境保全に関する条例（昭和47年真田町条例第３号。以下「条例」という。）の規定に基づき、同条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（環境保全のための規制）

第２条　条例第６条第１項に規定する開発調整地域及び同条第２項の規定に基づく必要な規制は、別表（立地規制、規制基準及び規制基準表）にそれぞれ定めるところによる。別表により、町長に届け出なければならない行為をしようとする者は、その行為の区分に従い、それぞれ様式第１から様式第５までに定めるところにより、届け出るものとする。

第３条から第８条まで　削除

（公害調査員の証）

第９条　条例第12条第２項の規定による職員の身分を証する証明書は、様式第９に定める公害調査員の証によるものとする。

（書類等の提出）

第10条　条例及びこの規則に基づき、町長に提出する書類等は、全て正本副本それぞれ１部を提出するものとする。

附　則

この規則は、昭和47年９月20日から施行する。

附　則（昭和50年６月21日規則第７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和51年２月12日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和56年７月23日規則第８号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成21年12月18日規則第38号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成22年４月１日から施行する。

（経過措置）

５　この規則の施行前に、附則第２項の規定による廃止前の上田市公害防止条例施行規則、丸子町公害防止条例施行規則若しくは武石村公害防止条例施行規則、附則第３項の規定による改正前の丸子町雑排水等の処理に関する条例施行規則又は前項の規定による改正前の真田町環境保全に関する条例施行規則の規定に基づきなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第２条関係）

（立地規制）

地域	名称	規模	規制
開発調整地域 （自然保護地区土地利用）	①　原生林、湿原、草原等自然の状態を保持し自然の原始性を将来にわたつて、確保することが必要な地区 （厳正保護地区）	町長が審議会の意見により、指定している地域又は自然の状態がいちじるしく害されると思われる、土地利用行為等	同左の地区内、及びその利用度による行為について、次の各号に掲げる行為は、町長に届け出をしなければならない。 (1)　建築物、その他の工作物の改築、増築、新築 (2)　宅地造成、土地の
	②　森林、渓谷、湖沼（ダム）等自然景観を保持している地区	同上	

	で、自然景観を保護することが必要な地区 （景観保護地区）		開墾、その他土地の形質の変更 (3)　木、竹、芝等の伐採、採取 (4)　土石の類の採取 (5)　水面の埋立て、又は干拓 (6)　(3)にかかげる他の動植物の採取
	③　郷土的又は歴史的に特色があり、これらを保護することが必要な地区 （郷土景観保護地区）	同上	

長野県自然保護条例附則（自然保護地区が指定されるまでの間の特例）の右欄に区分された真田町において該当する地区を次の表の左欄に区分し、これをそれぞれ左欄に読み替え、この地区を真田町開発調整地域とする。

長野県条例	真田町
景観保護地区	真田町厳正保護地区
開発調整地区	真田町景観保護地区
郷土景観保護地区	真田町郷土景観保護地区

規制基準

名称	基準
厳正保護地区、景観保護地区、郷土景観保護地区内における許可及び届出を要しない行為	長野県自然保護条例施行規則、別表第1を準用する。
景観保護地区、郷土景観保護地区内における届出を要する行為の基準	別表（基準表）による。

基準表（その１）

種別
（建築物等） ①　建築物 郷土景観保護地区、高さ8メートル又は延面積500平方メートル 景観保護地区、高さ10メートル又は延面積500平方メートル ②　鉄塔 郷土景観保護地区、高さ13メートル 景観保護地区、高さ20メートル ③　車道 長さ500メートル（計画の総延長とする） （宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更） 郷土景観保護地区、面積10アール 景観保護地区、面積1ヘクタール

基準表（その２）

（動植物）

植物名
ヒカゲノカズラ科 ヒカゲノカズラ属全種 イワヒバ科 イワヒバ属全種 ハナヤスリ科全種 ワラビ科 クジヤクシダ ウラボシ科 ミヤマウラボシ マツ科 ゴヨウマツ、ハイマツ、ヒメコマツ カバノキ科

ミヤマハンノキ
ブナ科
ブナ、イヌブナ
モクレン科
オオヤマレンゲ、キタコブシ
キンポウゲ科
ミヤマハンショウズル、ミツバオウレン、オキナグサ、シキンカラマツ、シギンカラマツ
ウマノスズクサ科
ウスバサイシン
ボタン科
ヤマシヤクヤク、ベニバナヤマシヤクヤク
オトギリソウ科
オトギリソウ属全種
ユキノシタ科
コマガタケスグリ
バラ科
エゾサンザシ、ミヤマキンバイ、マメザクラ、ミネザクラ、アオナシ、カラフトイバラ
カタバミ科
ミヤマカタバミ、コミヤマカタバミ
フウロソウ科
グンナイフウロウ、タチフウロウ
カエデ科
シバタカエデ、クロビイタヤ
ミズキ科
ゴゼンタチバナ
ウコギ科
ハリブキ
セリ科
ミヤマセンキユウ、イワセントウソウ
イワウメ科
イワウメ、イワカガミ
イチヤクソウ科全種
ツツジ科
コメバツガザクラ属全種、イワナシ属全種、シラタマノキ属全種、ミズオウ属全種、ヨウラクツツジ属全種、ツガザクラ属全種、ツツジ属全種、ホツツジ属全種、スノキ属全種、ドウダンツツジ属全種
ガンコウラン科
ガンコウラン
サクラソウ科
クリンソウ、サクラソウ、ツマトリソウ
リンドウ科
リンドウ属全種、センブリ属全種、ツルリンドウ、ハナイカリ
シソ科
イブキジヤコウソウ
ゴマノハグサ科
タチコゴメグサ、ママコナ、グンバイヅル
スイカズラ科
リンネソウ、ツキヌキソウ
オミナエシ科
ハクサンオミナエシ
マツムシソウ科

マツムシソウ キキヨウ科 ツリガネニンジン属全種、キキヨウ、タニギキヨウ キク科 ヤマハハコ属全種、コンギク属全種、ヤチアザミ、ウスユキソウ属全種、ヤブレガサ ユリ科 ネバリノギラン、ウバユリ、ツバメオモト、スズラン、チゴユリ、ショウジョウバカマ、ユウスゲ、コオニユリ、クルマユリ、マイヅルソウツクバネソウ属全種、ユキザサ属全種、タケシマラン属全種、エンレイソウ属全種、バイケイソウ属全種 アヤメ科 アヤメ属全種 サトイモ科 ザゼンソウ、ヒメザンソウ ラン科 全種

動物名
ウシ科 ニホンカモシカ サンショウウオ科 クロサンショウウオ シロチョウ科 ミヤマシロチョウ、ミヤマモンキチョウ ジヤノメチョウ科 ベニヒカゲ

「注」（その２）の区域については、別表図のA、B、C、D、区域とする。

A　真田町と群馬県境の鳥居峠を起点として、国道144号線と県道菅平高原線との交点までの国道144号線、県道菅平高原線滝の入橋菅平側1000m地点までの県道菅平高原線、里宮までの稜線、コブ山山頂、四阿山及び根子岳中腹の標高1700mライン及び真田町と須坂市、真田町と群馬県境の外周線を順次結んだ区域内 B　真田町と上田市境の俗称雀岩を起点として、角間鬼が城、岩屋観音、ゴトムキ山頂、ゴトムキ山頂から真田町と群馬県境へ東方に至る稜線及び真田町と群馬県、真田町と上田市境の外周線を順次結んだ区域内 C　真田町大字長字菅平地籍の国有林野水源涵養保安林に指定されている区域内 D　真田町大字長菅平地籍内の俗称大洞本沢地帯に原生するブナ林内

様式第 1(第 2 条関係)

(建築物その他の工作物の新築)

開発調整地域内行為届出書

昭和　　年　　月　　日

真田町長　　殿

申請者住所氏名　　㊞

真田町環境保全に関する条例施行規則第 2 条の規定により開発調整地域内において次の行為を行うことを届け出ます。

<table>
<tr><td>行為の内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">行為地</td><td colspan="2">町　字名　小字名　番地</td><td>地目</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>行為地及びその付近の状況</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>工作物の種類</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">施行方法</td><td>敷地面積</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>規模</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>構造</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>主要材料</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>外部の仕上げ及び色彩</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>関連行為の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>施行後の周辺の取扱い</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">予定期日</td><td>着手</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>完了</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

様式第2(第2条関係)

(宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質変更)

開発調整地域内行為届出書

昭和　　年　　月　　日

真田町長　　殿

申請者住所氏名　　㊞

真田町環境保全に関する条例施行規則第2条の規定により開発調整地域内において次の行為を行うことを届け出ます。

<table>
<tr><td>行為の内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">行為地</td><td colspan="2">町　字名　小字名　番地</td><td>地目</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>行為及びその付近の状況</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>土地の形質変更の原因となる行為</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">施行方法</td><td>施行面積</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>工事の方法</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>変更後の土地の形状</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>関連行為の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>変更後の取り扱い</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

様式第3(第2条関係)

(木、竹、芝、等の伐採の場合)

昭和　　年　　月　　日

開発調整地域内行為届出書

真田町長　　殿

申請者の住所氏名　　㊞

真田町環境保全に関する条例施行規則第2条の規定により開発調整地域内において次の行為を行うことを届け出ます。

<table>
<tr><td>行為の内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">行為地

林況</td><td colspan="2">町　大字名　字名　番地</td><td>地目</td></tr>
<tr><td>林種</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>樹種</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>森林面積</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>総蓄積</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>伐採種別</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>伐採面積</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">予定期日</td><td>着手</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>完了</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

㊟　○林種別、針葉樹林、広葉樹林、天然林、人工林等

○伐採種別　主伐、(皆伐、群伐)間伐等

○伐採設備　索道、林道、貯木場等関連行為

様式第 4(第 2 条関係)

(土石類の採取の場合)

昭和　　年　　月　　日

真田町長　　殿

申請者住所氏名　　㊞

真田町環境保全に関する条例施行規則第 2 条の規定により、開発調整地域内において次の行為を行うことを届け出ます。

<table>
<tr><td>行為の内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">行為地</td><td colspan="2">町　大字名　字名　番地</td><td>地目</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>行為地及びその付近の状況</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>土石の種類</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">施行方法</td><td>採取方法種別</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>採取量</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>採取設備</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>土地の形状を変更する箇所の面積</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>採取後の土地の形状</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>採取跡地の取扱い</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">予定期日</td><td>着手</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>完了</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

様式第5(第2条関係)

(水面の埋立て又は干拓の場合)

昭和　　年　　月　　日

真田町長　　殿

申請者住所氏名　　㊞

真田町環境保全に関する条例施行規則第2条の規定により開発調整地域内において次の行為を行うことを届け出ます。

<table>
<tr><td>行為の内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">行為地</td><td colspan="2">町　大字名　字名　番地</td><td>地目</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>行為地及びその付近の状況</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">施行方法</td><td>埋立て(干拓)方法</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>工事の方法</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>埋立て(干拓)後の取り扱い</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">予定期日</td><td>着手</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>完了</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

様式第6から様式第8まで　削除

様式第 9(第 9 条関係)

(表　面)

第　　号

所　属
職氏名

年　　月　　日生

公害調査員の証

年　　月　　日交付

真田町長　　㊞

用紙の大きさ

縦　6cm

横　9cm

(裏　面)

この証明書を携帯する者は、真田町環境保全に関する条例の規定により、立入検査の職権を行う者で、その関係条文は次のとおりです。

真田町環境保全に関する条例抜粋

(報告の聴取及び立入検査)

第12条　町長は、この条例の施行に必要な限度において、環境保全に障害を及ぼしている者から必要な報告を求め、又は職員をして工場、事業所、その他の場所に立入り必要な施設、書類、その他の物件を調査若しくは検査させることができる。

2　前項の場合において、職員はその身分を証する証明書を携帯し、関係者の請求があるときはこれを提示しなければならない。

(罰則)

第21条　第12条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定により立入検査、若しくは検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

平成 29 年 3 月　発行
公害関係基準集
上田市環境保全関係条例集
発行　上田市 生活環境部 生活環境課
〒386-8601　上田市大手１－11－16
TEL　0268-23-5120